



軽米町国土強靱化地域計画

令和4年3月

岩手県 軽米町

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
第2章 基本的な考え方	4
1 軽米町の将来像	4
2 基本目標	4
3 事前に備えるべき目標	4
4 基本的な方針	5
5 SDGs の推進	6
第3章 地域特性と想定するリスク	7
1 軽米町の地域特性	7
2 想定するリスク	10
第4章 脆弱性評価のためのリスクシナリオの設定	11
1 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定	11
2 「施策分野」の設定	13
第5章 脆弱性評価	14
1 脆弱性評価の考え方	14
2 脆弱性評価の結果及び起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策	14
第6章 施策分野ごとの推進方策	69
1 全体事項	69
2 施策分野ごとの対応方策	70
第7章 計画の推進と進捗管理	72
1 重点施策	72
2 重点施策と重要業績指標の設定	72
3 計画の推進と進捗管理	86
4 計画の見直し	86

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

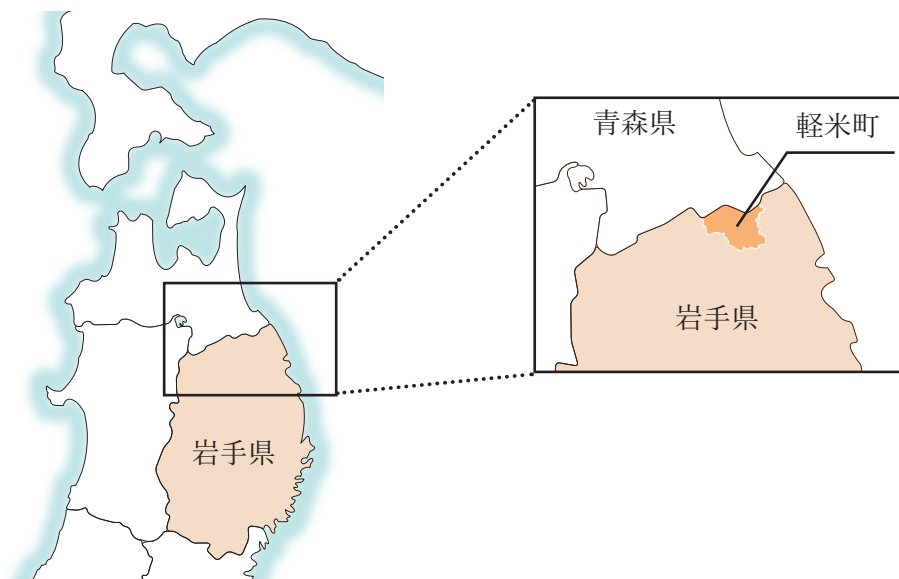
平成 25 年 12 月、東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定されました。

この基本法に基づき、平成 26 年 6 月に、国土強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、今後の大規模自然災害等に備え、強靱な国土づくりに向けた施策が推進されています。

また、基本法第 13 条には「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定され、都道府県及び市町村においても、国土強靱化の観点から、他の計画の指針となる国土強靱化地域計画を策定できるとされました。

岩手県では、基本法に基づき平成 28 年 2 月に「岩手県国土強靱化地域計画」を策定し、平成 29 年 6 月には、平成 28 年 8 月の「台風 10 号」による甚大な被害を踏まえた見直しを行い、令和 3 年 3 月には、これまでの国土強靱化に係る取組みを踏まえた内容や、岩手県耐震改修促進計画に関連する指標の目標値の追加等の改定が行われています。

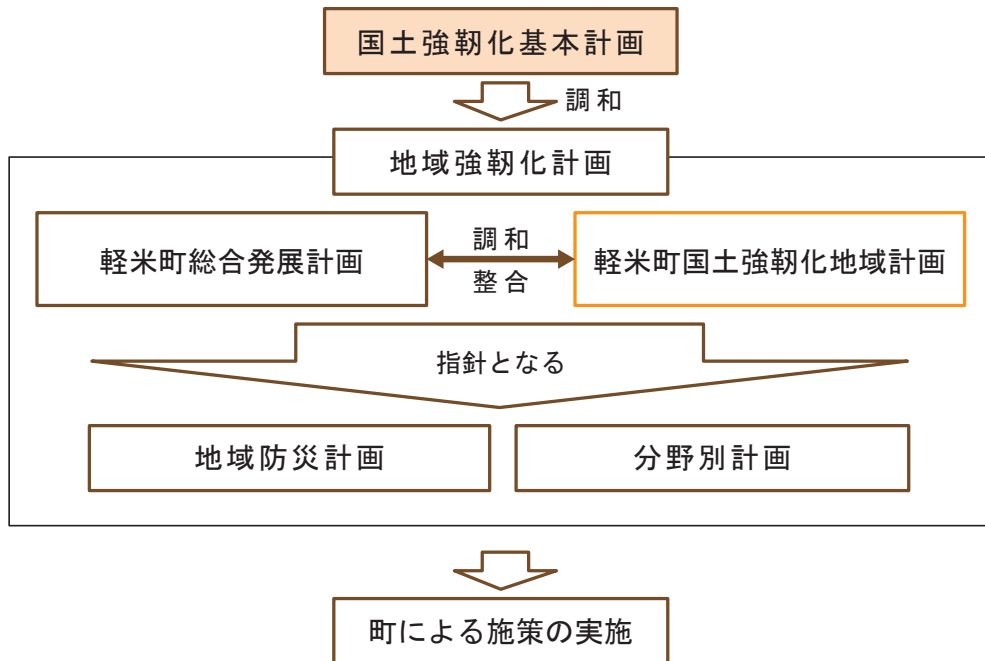
これらの状況を踏まえ、本町において大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った、安心・安全な地域社会の構築に向け、国や県の強靱化計画との調和を図りながら、町内において今後想定される大規模災害を見据え、事前に必要な対応により減災を図り、以って町民の生命財産を守り、町の持続的な成長を実現するため「軽米町国土強靱化地域計画」を策定することとしました。



2 計画の位置づけ

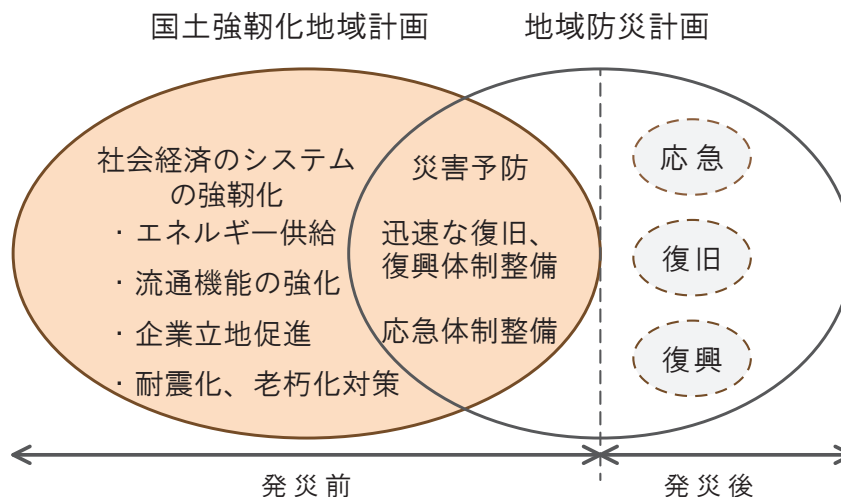
この計画は、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町の国土強靱化の指針とします。

なお、この計画は、「基本計画」、「岩手県国土強靱化地域計画」、「軽米町総合発展計画」と調和を図るものとします。



国土強靱化計画と地域防災計画の関係性を以下に示します。

区分	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	本町で想定される自然災害	災害の種類ごと
対象フェーズ	発災前	発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	なし
施策の重点化	あり	なし



3 計画期間

本計画の対象期間は、令和4年度(2022)から令和8(2026)年度末までの5年間とします。

第2章 基本的な考え方

「国土強靱化基本計画」及び「岩手県国土強靱化地域計画」を踏まえて、本町における強靱化を推進する「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」について次のとおり定めます。

1 軽米町の将来像

軽米町総合発展計画において、変化の激しい社会情勢や少子高齢化を始めとした山積する課題に対応していくために、まちの将来像を「一人一人の活力と思いやりが循環するまち」と定めています。住民・地域・行政等のそれぞれの立場の一人一人が、町全体の発展に臨む「活力」と、安全・安心で充実した暮らしをつくり出す「思いやり」を発揮し、この一人一人の行動がまた次の誰かの行動を生み出し、「活力」と「思いやり」が循環するまちを目指します。

2 基本目標

強靱化を進めるための基本目標を次のとおり設定します。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られること
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にすること

3 事前に備えるべき目標

本町における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を次のとおり設定します。

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4 基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき強靱化を推進します。

(1) 町の強靱化の取組姿勢

- ・本町の強靱性を損なう原因について、あらゆる側面から検討し、取組みにあたること。
- ・長期的な視点を持って計画的な取組みにあたること。
- ・地域間の連携を強化するとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、地域の活力を高め、本町が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組合せ

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進すること。
- ・地域における「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、町、周辺市町村、民間事業者、住民等、関係者相互の連携協力により取組みを進めること。
- ・非常時の防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時にも有効活用できる対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ・人口減少、少子高齢化社会への対応や町民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、効率的な行財政運営に配慮し、施策の重点化を図ること。
- ・既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ施策を推進すること。
- ・限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・「軽米町総合発展計画」との調和を図り、地域コミュニティや地域経済活動の強靱化を推進すること。
- ・これまでの災害の経験等を踏まえつつ、地形、気象状況、自然環境等の本町の特性に応じた施策を推進すること。
- ・多様な視点をもって施策を推進すること。

5 SDGsの推進

「SDGs (エスディーゼーズ)」とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で、世界のリーダーによって2015年から2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際社会共通の目標です。

SDGsは、上記アジェンダにおける「誰一人として取り残さない」という言葉に象徴されるように、包摂性や多様性を重視しながら経済・社会・環境の課題を統合的に解決し、持続可能な社会の実現を目指すものであり、人口減少に歯止めをかけ、地域を振興していく上で重要な視点です。

本町では、軽米町総合発展計画に記載されているとおり、「地域循環共生圏」の理念に基づき横浜市と再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定や本町を含めた9市町村からなる「北岩手循環共生圏」の結成による取組みを通じながら、2050年までに二酸化炭素排出量「実質ゼロ」を目指すとともに、豊かな地域資源を活かしながら、再生可能エネルギーの供給を軸に横浜市とさまざまな交流を進めることとしています。

このことから、本計画においても、この方針を念頭に置き、施策の展開を図っていくこととします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国際連合広報センター

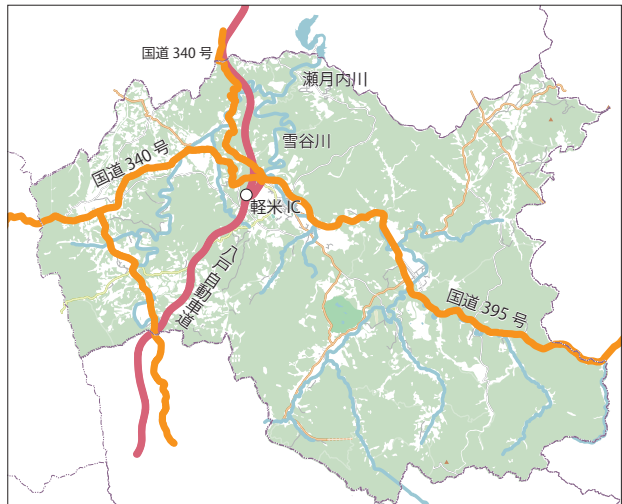
第3章 地域特性と想定するリスク

1 軽米町の地域特性

(1) 地理・地形

軽米町は岩手県の北端に位置しており、東は久慈平岳を望み、洋野町と、西は折爪岳を隔て二戸市と、南は久慈市と九戸村、そして北は青森県八戸市、南部町、階上町と隣接しています。町の面積は245.82km²で、約80%を山林原野が占めています。

主な河川は、九戸村に源を発し町の中心部を流れる雪谷川と晴山地区を北に流れる瀬月内川であり、この二つの川が青森県境付近で合流し新井田川となり、八戸市を経て太平洋に注いでいます。



地形は、周辺を標高550～850m程度の低い山に囲まれた北上山系北端部の自然豊かな丘陵地帯で、大半の集落と田畑が200～300mの標高地帯に集中しており、畑地率が高く、農業を基幹とした農山村です。

地質は、軽米地区火山層に、晴山地区第3紀層が交錯分布し青森県に走っており、また、古生層と相接し二戸市の第3紀層とも合しています。洪積層は瀬月内川にやや大きな構成をなしており、この外、平坦地に若干の洪積層が見られます。古生層は地質系統中大部分を占め、岩手、下閉伊郡から発達して広く分布し前記の諸相とその間に連携しています。土性は瀬月内川、雪谷川流域火山地帯の軽米地区、晴山地区はいずれも砂壤土が多く、山田、沢里方面には壤土がみられ、また、晴山地区には砂壤土が分布しています。洪積層地帯では、腐食に富む壤土が殆どを占め洪積層地帯においても、一般に壤土が多く河岸に砂壤土が若干見受けられます。

交通体系は、南北に東北縦貫自動車道八戸線が縦断、町の中央部を国道2路線が縦横断しています。東北新幹線の最寄り駅の二戸市と八戸市までの距離はおよそ25km、さらに八戸市までは高速道路で15分あまりと高速交通体系は整っています。

県都盛岡市までは103kmで、行政関係は隣接する二戸市と密接な関係にある一方、青森県八戸市との経済的な結びつきが近年密接になっています。

◇主要道路

東北縦貫自動車道八戸線、国道340号・395号、県道7路線

◇土地利用状況

(単位：ha)

総面積	田	畑	宅地	山林・原野	その他
24,582	1,065	2,128	412	18,885	2,092

(税務会計課「固定資産税調書」 令和元年1月現在)

(2) 気候

本町は、年平均気温が9.7℃と暮らしやすい気候風土ですが、夏期の異常低温、日照不足、霧雨の連続、春期の晩雪、晩霜の発生等があり、寒冷な北東風が三陸沿岸より襲来するため九戸郡北東部は、やませ風が霧の影響を受け、農業生産活動にかなりの影響を受ける場合があります。

過去10年間の年平均降水量は1,060mm前後で全国平均の1,690mmに比較すると約3分の2で、比較的干ばつの被害を受けやすい気候と言えますが、平成11年10月には、200年に一度とも言われる230mmもの集中豪雨が町全域を襲い甚大な被害をもたらしました。

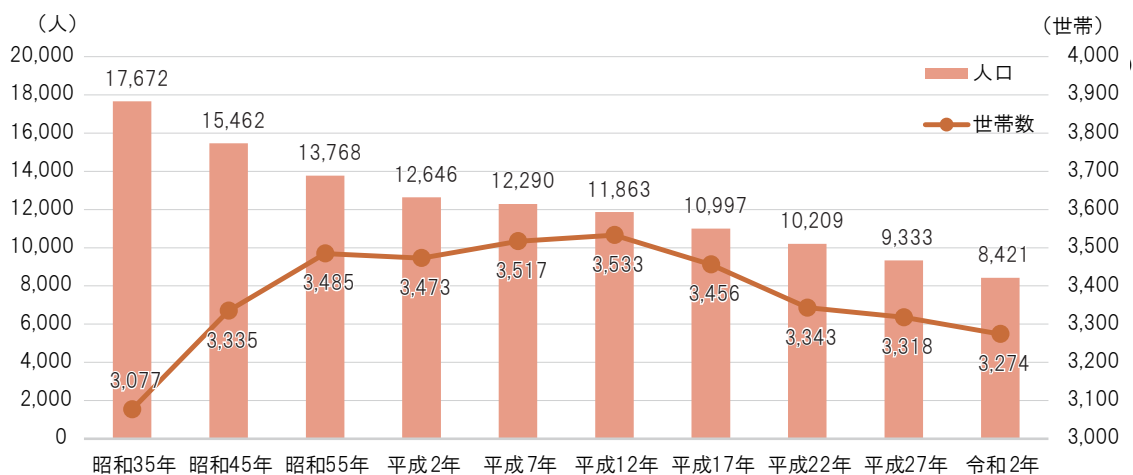
(3) 人口

本町の人口は、昭和35年をピークに年々減少し一時減少率は低下傾向にありましたが、平成27年から令和2年で9.8%と減少幅が拡大しています。

年齢階層別に見ると、幼齢人口、生産年齢人口が減少している反面、高齢人口の増加が目立っており、少子高齢化が急速に進んでいます。

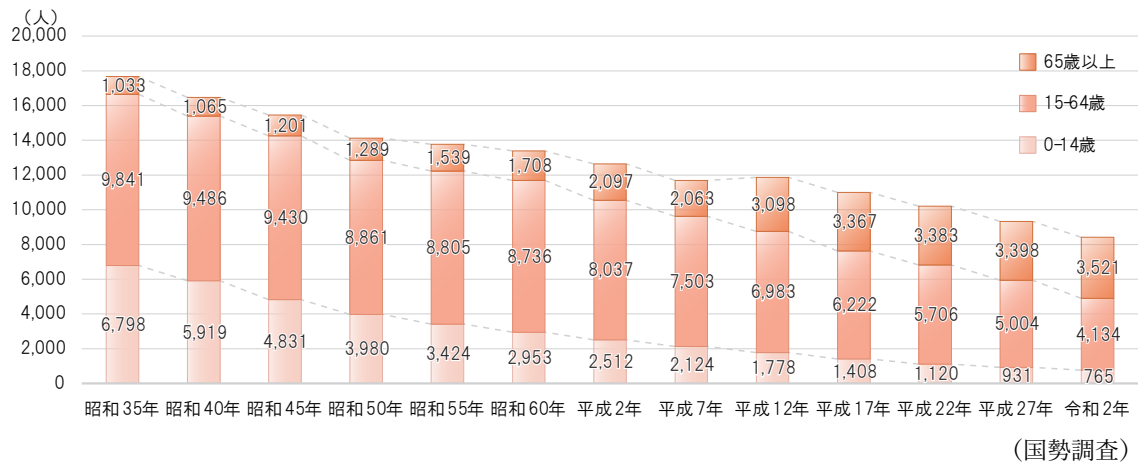
また、総人口が減少しているにもかかわらず、世帯数は増加し、核家族化現象が進行していることが伺えます。

(人口・世帯数の推移)



(国勢調査)

(年齢3区分人口)



(4) 防災関連

◇消防団

本町における消防団員数は下記のとおりです。

(令和2年4月1日現在)

分団数 (分団)	条例定数 (人)	消防団実員数 (人)	充足率 (%)
8	502	408	81.3

(消防団の組織概要)

◇自主防災組織等

本町における自主防災組織の活動カバー率は以下のとおりです。

(令和2年4月1日現在)

組織数	隊員数	組織の活動範囲に含まれる地域の世帯数	管内世帯数	カバー率 (%)
47	1,823	1,691	3,775	44.8

(岩手県地域防災計画資料編 自主防災組織の現況 (R1) 確定値)

◇緊急避難場所・指定避難所の状況

本町における指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況は以下のとおりです。

(令和3年1月1日現在)

緊急避難場所の指定数 (箇所)	避難所の指定数 (箇所)	災害対策基本法施行令第20条の6第5号で規定する指定基準を満たした施設の指定数※
45	38	0

(岩手県地域防災計画資料編)

※災害対策基本法施行令第20条の6第5号

主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(要配慮者)を滞在させることが想定されるものにおいては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

2 想定するリスク

本計画は、過去に町内で発生した自然災害をもとに全国で頻発する自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とします。

本計画で想定する主な自然災害については、以下のとおりです。

- 1 大雨、台風等の風水害
- 2 地震による災害
- 3 大規模な林野火災による災害
- 4 大雪による雪害

第4章 脆弱性評価のためのリスクシナリオの設定

1 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

「第2章 基本的な考え方」「3 事前に備えるべき目標」で定めた8つの目標に対し、25の起きてはならない最悪の事態を設定しました。

目標1	直接死を最大限防ぐ
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
1-4	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
目標2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
目標3	必要不可欠な行政機能は確保する
3-1	職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
目標4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
4-1	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

目標 5	経済活動を機能不全に陥らせない
5-1	ライフラインの寸断等による地元企業等の生産力低下
5-2	食料等の安定供給の停滞
目標 6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
目標 7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
7-1	沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺
7-2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
7-3	農地・森林等の被害による国土の荒廃
目標 8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

2 「施策分野」の設定

本町の計画においては、国・県の個別施策分野及び横断的分野を参考に、軽米町総合発展計画、地域防災計画等の個別施策分野ごとの施策を勘案し、統合・組換え等を行い、5つの個別施策分野と3つの横断的分野を設定します。

(1) 個別施策分野

- ① 行政機能・情報通信
- ② 住宅・ライフライン
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 産業
- ⑤ 国土保全・交通

(2) 横断的分野

- ① コミュニティ活動・地域資源・移住定住
- ② 人材育成
- ③ 老朽化対策

第5章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」で想定している25項目のリスクシナリオに関して、本町が実施している施策等について、取組状況や課題等から分析・評価を行うこととします。

2 脆弱性評価の結果及び起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価について、次のとおり示します。

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(1-1) 脆弱性評価	対応方策
重要施設等の防災機能の強化 <ul style="list-style-type: none">災害対策上必要な重要施設等における、不燃化、防災機能強化、避難及び救助活動の拠点としての機能確保、非常用電源設備等の整備について、地域防災計画において位置づけられているが、当該重要施設の特定や必要な対策について計画されていない。	<ul style="list-style-type: none">災害対策上必要な重要建築物等の特定と対象建築物の防災機能の状況について評価し整理する必要がある。軽米町公共施設等総合管理計画の方針と整合を図りながら重要建築物の防災機能の強化を計画的に進める。
公共施設の耐震化 <ul style="list-style-type: none">軽米町公共施設等総合管理計画（平成29年3月作成）では、公共建築物の延べ床面積は78,534.4㎡（施設数128）あり、その約半分が建築後30年を経過し老朽化が進んでいる。旧耐震基準（昭和56年以前）の施設も多く存在する。	<ul style="list-style-type: none">旧耐震基準（昭和56年以前）の施設中心に耐震診断を実施し、状況の把握に努める。軽米町公共施設等総合管理計画の方針に合わせ施設の更新や耐震化を進める。
避難所等の整備 <ul style="list-style-type: none">指定緊急避難場所は45箇所、指定避難所は38箇所あり（町防災マップ令和元年11月作成）、各地域を網羅しているが、土砂災害や地震災害時において使用できる避難所がない地域が存在する。（土砂災害における増子内地区及び地震災害における晴山地区）バリアフリー化されていない施設がある。	<ul style="list-style-type: none">避難所における通信機材や非常用電源のほか備蓄品等の確保に努める。災害の種類によって使用できる避難所がない地域に対する対応について検討する。避難所等が誰でも利用しやすい施設にするためのバリアフリー化を推進する。
災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備 <ul style="list-style-type: none">インターネットやスマートフォンの利用環境の整備による情報の伝達体制の充実が進められているが、通信機器の利用が困難な要配慮者への確実な情報伝達や安否確認等の体制及び連絡網の構築は進められていない。	<ul style="list-style-type: none">通信機器の利用が困難な住民への災害情報の周知や、安否確認等について、自主防災組織や自治会組織等により、体制の構築を推進する。
消防活動の充実強化 <ul style="list-style-type: none">計画的な消防施設の更新（1年に1台の割合での消防車両の更新等）、防火水槽の整備、防災行政無線のデジタル化等を行い、ハード面の充実を図っている。	<ul style="list-style-type: none">引き続き消防施設や消防機器等の計画的な更新を進める。

(1-1) 脆弱性評価	対応方策
<ul style="list-style-type: none"> 消防団員の高齢化が進むとともに、新入団員の確保が厳しい状況となっている。(定員 502 名に対し、令和 2 年 4 月 1 日現在 408 名) また、現状から消防団組織の再編は必要と考えるが検討できていない。 二戸消防署軽米分署の建物及び車両の更新を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 新入消防団員の確保と機能別消防団員制度の導入等により、火災、災害時の活動人員の確保に努める。 消防団の再編成、出動範囲の見直し、機能別消防団員制度の導入等により、少子化高齢化や人口減少など地域の実情に応じた消防体制の構築を図る。
<p>救急体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 二戸地区広域行政事務組合において、計画的に救急車両を更新している。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き二戸地区広域行政事務組合の消防組織により救急体制の充実強化を図るとともに、医療機関を含めた消防・救急・救助の体制強化を進める必要がある。
<p>各組織との連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」や近隣市町村と災害応急措置応援協定を締結(構成市町村:二戸市・一戸町・九戸村・軽米町・三戸町・田子町)し、災害時における応援協力体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業等との災害時応援協定の締結を推進するなど、自治体以外の組織とも連携強化を図り、災害に対する体制強化に努める。
<p>防災教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校教育において、東日本大震災被災地との交流等を通じて、自然災害に対する理解や防災意識の高揚を図っている。 自主防災組織については、地域活動支援事業費補助金等による支援を行い、令和元年度までに 10 組織が結成された(平成 29 年度 6 組織 平成 30 年度 3 組織 令和元年度 1 組織)。婦人消防協力隊を含む自主防災組織率は令和 2 年 4 月 1 日時点で 44.8% であり、県内でも最低水準となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の結成を支援するとともに、訓練等の活動をサポートする。 防災訓練の実施等により、災害時における地域防災体制の充実を図る。
<p>防災に関する計画等の作成及び見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災マップの作成や避難所案内看板の設置を実施している。 軽米町地域防災計画(平成 28 年 3 月 18 日改正)が改正から 5 年以上経過しており、改定の必要性が増している。 土砂災害警戒区域ごとの災害防止対策の検討が必要である。 避難行動要支援者の避難支援体制の構築と個別避難支援計画の作成を関係組織や住民参画により実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域ごとの災害防止対策の検討を推進する。 避難行動要支援者の避難支援体制の構築と個別避難支援計画の作成を関係組織や住民参画により推進する。 軽米町地域防災計画や防災マップ等、防災に関する計画について適宜見直しを行う必要がある。
<p>防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織や地区住民も参加する防災訓練が実施されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係組織や住民も参加する防災訓練を実施し、災害時の行動や対応方法等について参加者の習熟に努める。 具体的な避難ルートの確認や避難行動の理解を深めるため、企業や学校など他組織との連携や自主防災組織単位での訓練の実施についても検討する。

(1-1) 脆弱性評価	対応方策
<p>住宅の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅リフォーム事業を実施し居住環境の向上が図られたが、ニーズに対応したメニューの拡充や交付額について制度の見直しが必要である。 平成 27 年度に軽米町町営住宅長寿命化計画を策定し、町営住宅の管理方法を明確にするとともに、建替えなどによる町営住宅のバリアフリー化や、安全な町営住宅の整備を進めてきた。 若年世帯の定住促進を含めて、居住形態の変化等に対応できる健康で文化的な生活を営めるような住宅の供給、居住環境の整備を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅リフォーム事業のメニュー拡充と交付額の見直しを検討する。 軽米町町営住宅長寿命化計画に基づき、公営住宅等整備事業により老朽化した住宅を集約した団地形成による更新を進める。 若年世帯の定住促進等を図るため、居住形態の変化等に対応できる健康で文化的な生活を営めるような住宅の供給、移住環境の整備を図る。
<p>利用されていない宅地・家屋の有効活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 空き家が増加しており、老朽化が進んだ危険な空き家も増えていることから、近隣住民への被害を防ぐ取組みが必要となっているため、空き家の改修等に対する補助事業を令和 2 年度から開始している。 空き家バンク制度を令和元年 11 月に設置したが、令和 2 年 7 月時点の登録件数は 1 件に留まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 空き家の状況や所有者を把握し、危険な住宅の解体撤去などに対する支援を行う。 空き家バンク制度や空き家の改修補助事業を推進するとともに、結婚生活や子育て環境のさらなる充実を図り、若者世代・子育て世代に魅力ある支援策を総合的に検討し、UJI ターンなどの移住・定住を推進する。
<p>建築物等の災害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化について住民の関心は低く、建築物の耐震化は進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 56 年 5 月末以前の建物を中心に所有者へ耐震診断や耐震改修の啓発を行う。 住宅・建築物安全ストック形成事業により木造住宅耐震診断士派遣事業や木造住宅耐震改修工事助成事業を実施する。
<p>要配慮者等の避難支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターにおいて要援護高齢者の実態把握、災害時要援護者支援システムの活用、総合相談支援業務・継続的ケアマネジメント支援業務等の充実が図られている。 福祉に係る住民主体の地域活動は、自主防災を考える組織や体操の実施など、地域の実情に合わせた多種多様な活動の展開が広まりつつある。 高齢化の進展に伴い、一人で避難することが困難な高齢者が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者の避難支援や災害時要援護者の個別避難支援計画の策定を地域住民とともに実施する。
<p>道路整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 町道は、日常生活路線を中心に整備を進めているが、改良率 69.5%、舗装率 71.2% と国や県に比較すると整備状況は大幅に下回っている。未改良道路は、ほとんどが幅員 3m 未満で、緊急車両の通行や冬期の交通確保のため、整備が急務となっている。また、本町は自動車交通に大きく依存しているため、道路整備においては、利便性、安全性、耐防災性などの総合的な観点から計画的な整備が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県などの関係機関と連携を図り、計画的な道路整備により、利便性の向上と安全で快適な道路網の整備を図る。 危険箇所の改善や道路の適正な維持管理を図るとともに、災害に強いインフラ整備を推進する。 定期的な点検により、橋梁の老朽化等を把握し、計画的な維持補修、更新を推進する。 生活や産業に密着した農道や林道の改良、維持補修に努める。
<p>公園・緑地の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 親水公園の管理は地元町内会に委託し自然環境保全に取り組んでいるが、施設の老朽化が進行している。 子どもが安心して利用できる公園の整備が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な施設の修繕、更新を進め、町民が親しみを持って利用できる施設になるよう管理し、環境美化を推進する。 子どもや保護者などが安心して利用できる公園の整備に向けた取組みを推進する。

(1-1) 脆弱性評価	対応方策
公共建築物の老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> 軽米町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月作成）では、公共建築物の延べ床面積は 78,534.4 m²（施設数 128）あり、その約半分が建築後 30 年を経過し老朽化が進んでいる。旧耐震基準（昭和 56 年以前）の施設も多く存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽米町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、計画的に公共施設の総量の適正化を図るほか、民間企業との連携も含め施設の長寿命化や維持管理運営について効率化や費用の縮減を図る必要がある。
上水道施設の老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> 既存水道施設のうち経年劣化が著しい箇所もあり、老朽化対策が課題となっている。 漏水箇所の出現が繰り返されるため、漏水調査の内容・方法を検討し、漏水調査の強化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替えを耐震化とともに進める。 近接施設との統廃合等も検討のうえ、計画的な施設更新を推進する。 漏水調査の内容や方法を検討しながら定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図る。
道路・橋梁・公園等の老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> 施設の点検や調査結果に基づき維持管理や修繕を実施している。 道路や公園に関する老朽化対策やマネジメントに関する計画は作成していない。 橋梁については、軽米町橋梁長寿命化修繕計画に基づき平成 25 年度から長寿命化対策を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所の改善や道路の点検・修繕対策など適正に維持管理を行う。 施設の機能を維持していくため、長寿命化や修繕に係る計画を作成または見直しを行い、計画的な修繕や更新等に取り組む。

1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(1-2) 脆弱性評価	対応方策
重要施設等の防災機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> 災害対策上必要な重要施設等における、不燃化、防災機能強化、避難及び救助活動の拠点としての機能確保、非常用電源設備等の整備について、地域防災計画において位置づけられているが、当該重要施設の特定や必要な対策について計画されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策上必要な重要建築物等の特定と対象建築物の防災機能の状況について評価し整理する必要がある。 軽米町公共施設等総合管理計画の方針と整合を図りながら重要建築物の防災機能の強化を計画的に進める。
避難所等の整備 <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所は 45 箇所、指定避難所は 38 箇所あり（町防災マップ令和元年 11 月作成）、各地域を網羅しているが、土砂災害や地震災害時において使用できる避難所がない地域が存在する。（土砂災害における増子内地区及び地震災害における晴山地区） バリアフリー化されていない施設がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における通信機材や非常用電源のほか備蓄品等の確保に努める。 災害の種類によって使用できる避難所がない地域に対する対応について検討する。 避難所等が誰でも利用しやすい施設にするためのバリアフリー化を推進する。
公共建築物の洪水・浸水及び土砂災害の対策 <ul style="list-style-type: none"> 町内の多くの建築物が洪水浸水想定区域にあり、さらに氾濫時に家屋倒壊等の被害が想定される家屋倒壊等氾濫想定区域内にも多くの建築物が存在している。 土砂災害特別警戒区域、土石流危険区域、急傾斜地危険箇所等の土砂災害の危険箇所に存する建物が多く見られ、避難所等に指定されている公共施設や役場庁舎等も確認されるため、対策を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水災害想定区域や土砂災害の危険エリア内に多くの建築物の存在が確認でき、公共施設の一部も確認されるため、災害のパターンを想定しながら、避難経路、避難方法、資機材の保全、代替施設の選定等、ハードとソフトの両面から公共施設の防災対策の強化を推進する。

(1-2) 脆弱性評価	対応方策
<p>災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットやスマートフォンの利用環境の整備による情報の伝達体制の充実が進められているが、通信機器の利用が困難な要配慮者への確実な情報伝達や安否確認等の体制及び連絡網の構築は進められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 通信機器の利用が困難な住民への災害情報の周知や、安否確認等について、自主防災組織や自治会組織等により、体制の構築を推進する。
<p>情報通信及び情報伝達環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度において市野々地区、八木沢地区に携帯電話基地局を建設し、不感エリアを解消した。 情報通信基盤の整備は概ね完了しており、インターネット契約数が 1,006(平成 24 年度)から 2,201(令和元年度)へ増加している。「整備」から「利活用」のフェーズとなっている。 施設機器等の整備は完了したものの、データ放送機能はあまり活用されていないなど、利活用については不十分な状況である。 防災情報については、町内の防災行政無線をデジタル化したことにより、安定した情報提供が可能となったほか、国が提供するシステムと自動連係できている。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信設備の整備は完了しているものの、新技術の普及など一定期間で大きく変動する分野であると考えられる。そのため、既存設備の更新においては、同一仕様ではなく将来を想定して機器の構成を検討する。 町内インターネット利用者数は当該事業実施後(平成 23 年度)から飛躍的に増加している。加入者が利用できるコンテンツの配信、サービスの開始により、一層の住民サービスの向上につながると考えられるため、全庁的な利活用を推進する。 ICT(情報通信技術)の利活用を推進するためには、職員が施設の状況、機能を理解することが重要であるため、庁内への周知や研修を実施しなければならない。 防災行政無線の使用方法について、担当者が誰でも使用できるよう、手順の可視化や簡略化などのマニュアル化を行う。
<p>消防活動の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的な消防施設の更新(1年に1台の割合での消防車両の更新等)、防火水槽の整備、防災行政無線のデジタル化等を行い、ハード面の充実を図っている。 消防団員の高齢化が進むとともに、新入団員の確保が厳しい状況となっている。(定員 502 名に対し、令和 2 年 4 月 1 日現在 408 名) また、現状から消防団組織の再編は必要と考えるが検討できていない。 二戸消防署軽米分署の建物及び車両の更新を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き消防施設や消防機器等の計画的な更新を進める。 新入消防団員の確保と機能別消防団員制度の導入等により、火災、災害時の活動人員の確保に努める。 消防団の再編成、出動範囲の見直し、機能別消防団員制度の導入等により、少子化高齢化や人口減少など地域の実情に応じた消防体制の構築を図る。
<p>救急体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 二戸地区広域行政事務組合において、計画的に救急車両を更新している。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き二戸地区広域行政事務組合の消防組織により救急体制の充実強化を図るとともに、医療機関を含めた消防・救急・救助の体制強化を進める必要がある。
<p>各組織との連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」や近隣市町村と災害応急措置応援協定を締結(構成市町村:二戸市・一戸町・九戸村・軽米町・三戸町・田子町)し、災害時における応援協力体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業等との災害時応援協定の締結を推進するなど、自治体以外の組織とも連携強化を図り、災害に対する体制強化に努める。

(1-2) 脆弱性評価	対応方策
<p>防災教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校教育において、東日本大震災被災地との交流等を通じて、自然災害に対する理解や防災意識の高揚を図っている。 自主防災組織については、地域活動支援事業費補助金等による支援を行い、令和元年度までに10組織が結成された(平成29年度6組織 平成30年度3組織 令和元年度1組織)。婦人消防協力隊を含む自主防災組織率は令和2年4月1日時点で44.8%であり、県内でも最低水準となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の結成を支援するとともに、訓練等の活動をサポートする。 防災訓練の実施等により、災害時における地域防災体制の充実を図る。
<p>防災に関する計画等の作成及び見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災マップの作成や避難所案内看板の設置を実施している。 軽米町地域防災計画(平成28年3月18日改正)が改正から5年以上経過しており、改定の必要性が増している。 土砂災害警戒区域ごとの災害防止対策の検討が必要である。 避難行動要支援者の避難支援体制の構築と個別避難支援計画の作成を関係組織や住民参画により実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域ごとの災害防止対策の検討を推進する。 避難行動要支援者の避難支援体制の構築と個別避難支援計画の作成を関係組織や住民参画により推進する。 軽米町地域防災計画や防災マップ等、防災に関する計画について適宜見直しを行う必要がある。
<p>広域一時滞在の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> 町外への一時的滞在を想定した県内市町村等との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備のほか、他地域からの一時滞在の受け入れに関する具体的な方法を定めたマニュアル等の整備について、軽米町地域防災計画で位置づけられているが、整備は進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域一時滞在を想定した応援協定や関連する各種マニュアル等の整備を推進する。
<p>防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織や地区住民も参加する防災訓練が実施されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係組織や住民も参加する防災訓練を実施し、災害時の行動や対応方法等について参加者の習熟に努める。 具体的な避難ルートの確認や避難行動の理解を深めるため、企業や学校など他組織との連携や自主防災組織単位での訓練の実施についても検討する。
<p>要配慮者等の避難支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターにおいて要援護高齢者の実態把握、災害時要援護者支援システムの活用、総合相談支援業務・継続的ケアマネジメント支援業務等の充実が図られている。 福祉に係る住民主体の地域活動は、自主防災を考える組織や体操の実施など、地域の実情に合わせた多種多様な活動の展開が広まりつつある。 高齢化の進展に伴い、一人で避難することが困難な高齢者が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者の避難支援や災害時要援護者の個別避難支援計画の策定を地域住民とともに実施する。

(1-2) 脆弱性評価	対応方策
<p>道路整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 町道は、日常生活路線を中心に整備を進めているが、改良率 69.5%、舗装率 71.2% と国や県に比較すると整備状況は大幅に下回っている。未改良道路は、ほとんどが幅員 3m 未満で、緊急車両の通行や冬期の交通確保のため、整備が急務となっている。また、本町は自動車交通に大きく依存しているため、道路整備においては、利便性、安全性、耐防災性などの総合的な観点から計画的な整備が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県などの関係機関と連携を図り、計画的な道路整備により、利便性の向上と安全で快適な道路網の整備を図る。 危険箇所の改善や道路の適正な維持管理を図るとともに、災害に強いインフラ整備を推進する。 定期的な点検により、橋梁の老朽化等を把握し、計画的な維持補修、更新を推進する。 生活や産業に密着した農道や林道の改良、維持補修に努める。
<p>農林業基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心経営体へ農地の集約を進めている。 軽米町森林整備計画に基づき、関係機関と連携を図りながら計画的に森林整備が図られている。 本町の森林面積は、平成 27 年度現在 18,721ha(総面積の約 76%) あり、すべてが民有林である。 太陽光発電事業による林地の活用や木質バイオマスの活用による木材需要が見込まれており、森林の公益的機能の保全と木質資源の循環に配慮した森林の整備及び活用が課題となっている。 林道の整備延長は平成 27 年度で 92,959m であるが林道整備密度は 5.0m/ha と県平均 (5.7m/ha) よりも低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中心経営体への利用集積により、農地の適切な管理を推進する。 農業農村整備事業、中山間地域総合整備事業による圃場や農道の整備など、農業生産基盤の整備を促進する。 森林の経営に関して森林所有者への意向調査を行い、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進する。 森林事業の効率化に向け、計画的な林道・作業道の整備や維持を図る。
<p>適切な管理等による環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 雪谷川を守る会に雪谷川周辺の草刈りを委託し、親水公園は地元町内会に管理委託するなど住民と共に自然保全の推進に取り組んでいる。自然愛護少年団の活動は休止状態である。 農地の集約や軽米町森林整備計画等により、農地・林地の適正な維持管理に向けた対応が進められている。 都市計画区域の設定による土地利用の誘導は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民参加による河川や緑地等の管理体制の充実を図る。 地域の中心経営体への利用集積により、農地の適切な管理を推進する。 軽米町森林整備計画に基づいた森林振興を図るとともに、新たに施行された「森林経営管理制度」により、林業の成長産業化と合わせて森林資源の適切な管理を図る。
<p>河川改修等による治水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年増加している局地的な豪雨により、家屋への浸水や道路の冠水など町民生活への被害リスクが増大している。 町管理の河川改修等は、通常の維持管理や災害が発生した場合の現形復旧により対応しており、それ以外の改修計画は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川やダム の点検や修繕対策など、関係機関と連携を図り適正な管理により、計画的な改修や修繕を行う。 防災マップ等を参考に災害発生の可能性が高い箇所や災害による地域への影響度合いを想定しながら、重要な箇所を把握し、定期的な維持管理や修繕を進める。
<p>防災意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校において、東日本大震災被災地との交流等を通じて、自然災害に対する理解や防災意識の向上を図っている。 広報媒体を通じて、防災情報の提供や防災意識の高揚に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の結成や活動の支援の実施、地区防災計画の作成、防災マップの周知や見直しを通じて防災意識の向上を図る。 研修会や訓練を通じ、災害時の行動や防災に関する正確な知識の周知を図る。

(1-2) 脆弱性評価	対応方策
<p>地域防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の自主防災組織については、地域活動支援事業費補助金等による支援を行い、令和元年度までに10組織が結成されている（平成29年度6組織 平成30年度3組織 令和元年度1組織）。婦人消防協力隊を含む自主防災組織率は令和2年4月1日時点で44.8%であり、県内でも最低水準となっている。 行政区活動交付金に自主防災組織設置割増の制度を設け、自主防災組織設置を推進している。 町内で地区防災計画（一定の地区の居住者等における自発的な防災活動に関する計画）の作成された地区はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の結成を支援するとともに、訓練等の活動についてサポートを行う。 定期的な防災訓練の実施等により、災害時における地域防災体制の充実を図る。 地域住民における自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画について、自主防災組織を中心とし作成されるようサポートを行う。
<p>河川施設、ダム等の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検や維持管理に努めているが、対策の必要な箇所が多く見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 県等の関係機関と連携しながら、定期的な点検と計画的な維持管理・修繕等により施設の機能維持に努める。

1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

(1-3) 脆弱性評価	対応方策
<p>避難所等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所は45箇所、指定避難所は38箇所あり（町防災マップ令和元年11月作成）、各地域を網羅しているが、土砂災害や地震災害時において使用できる避難所がない地域が存在する。（土砂災害における増子内地区及び地震災害における晴山地区） バリアフリー化されていない施設がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における通信機材や非常用電源のほか備蓄品等の確保に努める。 災害の種類によって使用できる避難所がない地域に対する対応について検討する。 避難所等が誰でも利用しやすい施設にするためのバリアフリー化を推進する。
<p>公共建築物の洪水・浸水及び土砂災害の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内の多くの建築物が洪水浸水想定区域にあり、さらに氾濫時に家屋倒壊等の被害が想定される家屋倒壊等氾濫想定区域内にも多くの建築物が存在している。 土砂災害特別警戒区域、土石流危険区域、急傾斜地危険箇所等の土砂災害の危険箇所に存する建物が多く見られ、避難所等に指定されている公共施設や役場庁舎等も確認されるため、対策を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水災害想定区域や土砂災害の危険エリア内に多くの建築物の存在が確認でき、公共施設の一部も確認されるため、災害のパターンを想定しながら、避難経路、避難方法、資機材の保全、代替施設の選定等、ハードとソフトの両面から公共施設の防災対策の強化を推進する。
<p>災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットやスマートフォンの利用環境の整備による情報の伝達体制の充実が進められているが、通信機器の利用が困難な要配慮者への確実な情報伝達や安否確認等の体制及び連絡網の構築は進められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 通信機器の利用が困難な住民への災害情報の周知や、安否確認等について、自主防災組織や自治会組織等により、体制の構築を推進する。

(1-3) 脆弱性評価	対応方策
<p>情報通信及び情報伝達環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度において市野々地区、八木沢地区に携帯電話基地局を建設し、不感エリアを解消した。 情報通信基盤の整備は概ね完了しており、インターネット契約数が 1,006(平成 24 年度)から 2,201(令和元年度)へ増加している。「整備」から「利活用」のフェーズとなっている。 施設機器等の整備は完了したものの、データ放送機能はあまり活用されていないなど、利活用については不十分な状況である。 防災情報については、町内の防災行政無線をデジタル化したことにより、安定した情報提供が可能となったほか、国が提供するシステムと自動連係できている。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信設備の整備は完了しているものの、新技術の普及など一定期間で大きく変動する分野であると考えられる。そのため、既存設備の更新においては、同一仕様ではなく将来を想定して機器の構成を検討する。 町内インターネット利用者数は当該事業実施後(平成 23 年度)から飛躍的に増加している。加入者が利用できるコンテンツの配信、サービスの開始により、一層の住民サービスの向上につながると考えられるため、全庁的な利活用を推進する。 ICT(情報通信技術)の利活用を推進するためには、職員が施設の状況、機能を理解することが重要であるため、庁内への周知や研修を実施しなければならない。 防災行政無線の使用方法について、担当者が誰でも使用できるよう、手順の可視化や簡略化などのマニュアル化を行う。
<p>消防活動の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的な消防施設の更新(1年に1台の割合での消防車両の更新等)、防火水槽の整備、防災行政無線のデジタル化等を行い、ハード面の充実を図っている。 消防団員の高齢化が進むとともに、新入団員の確保が厳しい状況となっている。(定員 502 名に対し、令和 2 年 4 月 1 日現在 408 名) また、現状から消防団組織の再編は必要と考えるが検討できていない。 二戸消防署軽米分署の建物及び車両の更新を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き消防施設や消防機器等の計画的な更新を進める。 新入消防団員の確保と機能別消防団員制度の導入等により、火災、災害時の活動人員の確保に努める。 消防団の再編成、出動範囲の見直し、機能別消防団員制度の導入等により、少子化高齢化や人口減少など地域の実情に応じた消防体制の構築を図る。
<p>救急体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 二戸地区広域行政事務組合において、計画的に救急車両を更新している。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き二戸地区広域行政事務組合の消防組織により救急体制の充実強化を図るとともに、医療機関を含めた消防・救急・救助の体制強化を進める必要がある。
<p>防災教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校教育において、東日本大震災被災地との交流等を通じて、自然災害に対する理解や防災意識の高揚を図っている。 自主防災組織については、地域活動支援事業費補助金等による支援を行い、令和元年度までに 10 組織が結成された(平成 29 年度 6 組織 平成 30 年度 3 組織 令和元年度 1 組織)。婦人消防協力隊を含む自主防災組織率は令和 2 年 4 月 1 日時点で 44.8% であり、県内でも最低水準となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の結成を支援するとともに、訓練等の活動をサポートする。 防災訓練の実施等により、災害時における地域防災体制の充実を図る。
<p>防災に関する計画等の作成及び見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災マップの作成や避難所案内看板の設置を実施している。 軽米町地域防災計画(平成 28 年 3 月 18 日改正)が改正から 5 年以上経過しており、改定の必要性が増している。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域ごとの災害防止対策の検討を推進する。 避難行動要支援者の避難支援体制の構築と個別避難支援計画の作成を関係組織や住民参画により推進する。

(1-3) 脆弱性評価	対応方策
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域ごとの災害防止対策の検討が必要である。 避難行動要支援者の避難支援体制の構築と個別避難支援計画の作成を関係組織や住民参画により実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽米町地域防災計画や防災マップ等、防災に関する計画について適宜見直しを行う必要がある。
防災訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織や地区住民も参加する防災訓練が実施されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係組織や住民も参加する防災訓練を実施し、災害時の行動や対応方法等について参加者の習熟に努める。 具体的な避難ルートの確認や避難行動の理解を深めるため、企業や学校など他組織との連携や自主防災組織単位での訓練の実施についても検討する。
要配慮者等の避難支援 <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターにおいて要援護高齢者の実態把握、災害時要援護者支援システムの活用、総合相談支援業務・継続的ケアマネジメント支援業務等の充実が図られている。 福祉に係る住民主体の地域活動は、自主防災を考える組織や体操の実施など、地域の実情に合わせた多種多様な活動の展開が広まりつつある。 高齢化の進展に伴い、一人で避難することが困難な高齢者が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者の避難支援や災害時要援護者の個別避難支援計画の策定を地域住民とともに実施する。
適切な管理等による環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> 雪谷川を守る会に雪谷川周辺の草刈りを委託し、親水公園は地元町内会に管理委託するなど住民と共に自然保全の推進に取り組んでいる。自然愛護少年団の活動は休止状態である。 農地の集約や軽米町森林整備計画等により、農地・林地の適正な維持管理に向けた対応が進められている。 都市計画区域の設定による土地利用の誘導は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民参加による河川や緑地等の管理体制の充実を図る。 地域の中心経営体への利用集積により、農地の適切な管理を推進する。 軽米町森林整備計画に基づいた森林振興を図るとともに、新たに施行された「森林経営管理制度」により、林業の成長産業化と合わせて森林資源の適切な管理を図る。
土砂災害対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 地すべり危険区域と地すべり防止区域は5箇所、土石流危険渓流16箇所、山地災害危険地区(地すべり危険地区を除く)30箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所21箇所が町内にあり、対策がなされていない箇所が多く存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県や国とともに対策工事等の関連する事業の推進を図る。 降雨量等に応じた警戒体制を整えるとともに、土砂災害に関する情報の収集や伝達方法、避難施設等への避難経路等について、土砂災害警戒区域等の区域ごとに定め、町民に周知する必要がある。
河川改修等による治水対策 <ul style="list-style-type: none"> 近年増加している局地的な豪雨により、家屋への浸水や道路の冠水など町民生活への被害リスクが増大している。 町管理の河川改修等は、通常の維持管理や災害が発生した場合の現形復旧により対応しており、それ以外の改修計画は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川やダム那点検や修繕対策など、関係機関と連携を図り適正な管理により、計画的な改修や修繕を行う。 防災マップ等を参考に災害発生の可能性が高い箇所や災害による地域への影響度合いを想定しながら、重要な箇所を把握し、定期的な維持管理や修繕を進める。

(1-3) 脆弱性評価	対応方策
防災意識の向上 <ul style="list-style-type: none"> 各学校において、東日本大震災被災地との交流等を通じて、自然災害に対する理解や防災意識の向上を図っている。 広報媒体を通じて、防災情報の提供や防災意識の高揚に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の結成や活動の支援の実施、地区防災計画の作成、防災マップの周知や見直しを通じて防災意識の向上を図る。 研修会や訓練を通じ、災害時の行動や防災に関する正確な知識の周知を図る。
地域防災力の向上 <ul style="list-style-type: none"> 本町の自主防災組織については、地域活動支援事業費補助金等による支援を行い、令和元年度までに10組織が結成されている(平成29年度6組織 平成30年度3組織 令和元年度1組織)。婦人消防協力隊を含む自主防災組織率は令和2年4月1日時点で44.8%であり、県内でも最低水準となっている。 行政区活動交付金に自主防災組織設置割増の制度を設け、自主防災組織設置を推進している。 町内で地区防災計画(一定の地区の居住者等における自発的な防災活動に関する計画)の作成された地区はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の結成を支援するとともに、訓練等の活動についてサポートを行う。 定期的な防災訓練の実施等により、災害時における地域防災体制の充実を図る。 地域住民における自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画について、自主防災組織を中心とし作成されるようサポートを行う。
河川施設、ダム等の老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検や維持管理に努めているが、対策の必要な箇所が多く見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 県等の関係機関と連携しながら、定期的な点検と計画的な維持管理・修繕等により施設の機能維持に努める。

1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

(1-4) 脆弱性評価	対応方策
災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> インターネットやスマートフォンの利用環境の整備による情報の伝達体制の充実が進められているが、通信機器の利用が困難な要配慮者への確実な情報伝達や安否確認等の体制及び連絡網の構築は進められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 通信機器の利用が困難な住民への災害情報の周知や、安否確認等について、自主防災組織や自治会組織等により、体制の構築を推進する。
情報通信及び情報伝達環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度において市野々地区、八木沢地区に携帯電話基地局を建設し、不感エリアを解消した。 情報通信基盤の整備は概ね完了しており、インターネット契約数が1,006(平成24年度)から2,201(令和元年度)へ増加している。「整備」から「利活用」のフェーズとなっている。 施設機器等の整備は完了したものの、データ放送機能はあまり活用されていないなど、利活用については不十分な状況である。 防災情報については、町内の防災行政無線をデジタル化したことにより、安定した情報提供が可能となったほか、国が提供するシステムと自動連係できている。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信設備の整備は完了しているものの、新技術の普及など一定期間で大きく変動する分野であると考えられる。そのため、既存設備の更新においては、同一仕様ではなく将来を想定して機器の構成を検討する。 町内インターネット利用者数は当該事業実施後(平成23年度)から飛躍的に増加している。加入者が利用できるコンテンツの配信、サービスの開始により、一層の住民サービスの向上につながると考えられるため、全庁的な利活用を推進する。 ICT(情報通信技術)の利活用を推進するためには、職員が施設の状況、機能を理解することが重要であるため、庁内への周知や研修を実施しなければならない。 防災行政無線の使用方法について、担当者が誰でも使用できるよう、手順の可視化や簡略化などのマニュアル化を行う。

(1-4) 脆弱性評価	対応方策
<p>消防活動の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的な消防施設の更新（1年に1台の割合での消防車両の更新等）、防火水槽の整備、防災行政無線のデジタル化等を行い、ハード面の充実を図っている。 消防団員の高齢化が進むとともに、新入団員の確保が厳しい状況となっている。（定員502名に対し、令和2年4月1日現在408名）また、現状から消防団組織の再編は必要と考えるが検討できていない。 二戸消防署軽米分署の建物及び車両の更新を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き消防施設や消防機器等の計画的な更新を進める。 新入消防団員の確保と機能別消防団員制度の導入等により、火災、災害時の活動人員の確保に努める。 消防団の再編成、出動範囲の見直し、機能別消防団員制度の導入等により、少子化高齢化や人口減少など地域の実情に応じた消防体制の構築を図る。
<p>救急体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 二戸地区広域行政事務組合において、計画的に救急車両を更新している。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き二戸地区広域行政事務組合の消防組織により救急体制の充実強化を図るとともに、医療機関を含めた消防・救急・救助の体制強化を進める必要がある。
<p>上水道施設の耐災害性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道普及率は平成30年度で76.0%であり、県平均94.0%に比べ低い水準となっている。 既存水道施設のうち経年劣化が著しい箇所もあり、老朽化対策が課題となっている。 漏水箇所の出現が繰り返されるため、漏水調査の内容・方法を検討し、漏水調査の強化を図る必要がある。 給水区域外における生活用水確保のため、自家水道整備への支援を行っている。 浄水場、配水池は耐震性を保持していない施設が多数ある。 基幹管路や重要管路は耐震性能が劣っているため、耐震管への更新が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替えを耐震化とともに進める。 近接施設との統廃合等も検討のうえ、計画的な施設更新を推進する。 漏水調査の内容や方法を検討しながら定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図る。 引き続き、給水区域外における生活用水の確保に係る支援を行う。
<p>医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の医療機関は、県立軽米病院と一般開業医の2施設となっている。歯科診療は、開業医3施設となっている。 高齢社会の到来、疾病構造の変化、新たな疾病対策として増加する医療需要に対応した医療拡充が期待されるとともに、新型コロナウイルス感染症など、新たな感染症等に対する備えが重要となっている。 地域医療を担う県立軽米病院の常勤医師の確保に苦慮している状況のため、診療科目を維持するための対策を検討する必要性が生じている。 医療機関はすべて町の中心部に位置しているため、医療機関の利用にあたっては、路線バス等の交通機関のない地域においては、町民バスや福祉タクシー事業等が重要な役割を果たしている状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療費の推移や疾患の傾向を分析し、効果的な保健事業を展開する。 県立軽米病院の医師の確保と診療科目の維持に向けた取組みを推進する。 新型コロナウイルス感染症等に対して速やかに対応できる体制整備に努めるとともに、感染予防策の徹底を推進する。 ICT(情報通信技術)を活用した保健医療分野の連携について、国・県の動向を見守りながら病院との連携を図り検討を進める。 医療機関へのアクセスを確保するため、路線バスや、町民バス、福祉タクシー等の公共交通機関の適正な運営を継続する。

(1-4) 脆弱性評価	対応方策
道路整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> 町道は、日常生活路線を中心に整備を進めているが、改良率 69.5%、舗装率 71.2% と国や県に比較すると整備状況は大幅に下回っている。未改良道路は、ほとんどが幅員 3m 未満で、緊急車両の通行や冬期の交通確保のため、整備が急務となっている。また、本町は自動車交通に大きく依存しているため、道路整備においては、利便性、安全性、耐防災性などの総合的な観点から計画的な整備が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県などの関係機関と連携を図り、計画的な道路整備により、利便性の向上と安全で快適な道路網の整備を図る。 危険箇所の改善や道路の適正な維持管理を図るとともに、災害に強いインフラ整備を推進する。 定期的な点検により、橋梁の老朽化等を把握し、計画的な維持補修、更新を推進する。 生活や産業に密着した農道や林道の改良、維持補修に努める。
除雪体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 除雪作業については、業者への委託と直営により実施しているが、委託業者等の除雪オペレーターの高齢化に対する対応と除雪に要する時間の短縮が求められている。 老朽化した除雪機械の更新に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と連携しながら、委託業者等のオペレーター確保と除雪機械の拡充に対する対策を講じる。 凍結防止装置等の整備により、路線の安全確保を図る。
備蓄の促進 <ul style="list-style-type: none"> 防災マップ等を通じて家庭及び事業所での物資の備蓄を呼びかけているが備蓄状況は把握できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄計画を作成し、計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を実施する。 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
道路・橋梁・公園等の老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> 施設の点検や調査結果に基づき維持管理や修繕を実施している。 道路や公園に関する老朽化対策やマネジメントに関する計画は作成していない。 橋梁については、軽米町橋梁長寿命化修繕計画に基づき平成 25 年度から長寿命化対策を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所の改善や道路の点検・修繕対策など適正に維持管理を行う。 施設の機能を維持していくため、長寿命化や修繕に係る計画を作成または見直しを行い、計画的な修繕や更新等に取り組む。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(2-1) 脆弱性評価	対応方策
避難所等の整備 <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所は 45 箇所、指定避難所は 38 箇所あり(町防災マップ令和元年 11 月作成)、各地域を網羅しているが、土砂災害や地震災害時において使用できる避難所がない地域が存在する。(土砂災害における増子内地区及び地震災害における晴山地区) バリアフリー化されていない施設がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における通信機材や非常用電源のほか備蓄品等の確保に努める。 災害の種類によって使用できる避難所がない地域に対する対応について検討する。 避難所等が誰でも利用しやすい施設にするためのバリアフリー化を推進する。
災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> インターネットやスマートフォンの利用環境の整備による情報の伝達体制の充実が進められているが、通信機器の利用が困難な要配慮者への確実な情報伝達や安否確認等の体制及び連絡網の構築は進められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 通信機器の利用が困難な住民への災害情報の周知や、安否確認等について、自主防災組織や自治会組織等により、体制の構築を推進する。

(2-1) 脆弱性評価	対応方策
<p>情報通信及び情報伝達環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度において市野々地区、八木沢地区に携帯電話基地局を建設し、不感エリアを解消した。 情報通信基盤の整備は概ね完了しており、インターネット契約数が 1,006(平成 24 年度)から 2,201(令和元年度)へ増加している。「整備」から「利活用」のフェーズとなっている。 施設機器等の整備は完了したものの、データ放送機能はあまり活用されていないなど、利活用については不十分な状況である。 防災情報については、町内の防災行政無線をデジタル化したことにより、安定した情報提供が可能となったほか、国が提供するシステムと自動連係できている。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信設備の整備は完了しているものの、新技術の普及など一定期間で大きく変動する分野であると考えられる。そのため、既存設備の更新においては、同一仕様ではなく将来を想定して機器の構成を検討する。 町内インターネット利用者数は当該事業実施後(平成 23 年度)から飛躍的に増加している。加入者が利用できるコンテンツの配信、サービスの開始により、一層の住民サービスの向上につながると考えられるため、全庁的な利活用を推進する。 ICT(情報通信技術)の利活用を推進するためには、職員が施設の状況、機能を理解することが重要であるため、庁内への周知や研修を実施しなければならない。 防災行政無線の使用方法について、担当者が誰でも使用できるよう、手順の可視化や簡略化などのマニュアル化を行う。
<p>各組織との連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」や近隣市町村と災害応急措置応援協定を締結(構成市町村:二戸市・一戸町・九戸村・軽米町・三戸町・田子町)し、災害時における応援協力体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業等との災害時応援協定の締結を推進するなど、自治体以外の組織とも連携強化を図り、災害に対する体制強化に努める。
<p>広域一時滞在の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> 町外への一時的滞在を想定した県内市町村等との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備のほか、他地域からの一時滞在の受け入れに関する具体的な方法を定めたマニュアル等の整備について、軽米町地域防災計画で位置づけられているが、整備は進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域一時滞在を想定した応援協定や関連する各種マニュアル等の整備を推進する。
<p>上水道施設の耐災害性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道普及率は平成 30 年度で 76.0%であり、県平均 94.0%に比べ低い水準となっている。 既存水道施設のうち経年劣化が著しい箇所もあり、老朽化対策が課題となっている。 漏水箇所の出現が繰り返されるため、漏水調査の内容・方法を検討し、漏水調査の強化を図る必要がある。 給水区域外における生活用水確保のため、自家水道整備への支援を行っている。 浄水場、配水池は耐震性を保持していない施設が多数ある。 基幹管路や重要管路は耐震性能が劣っているため、耐震管への更新が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替えを耐震化とともに進める。 近接施設との統廃合等も検討のうえ、計画的な施設更新を推進する。 漏水調査の内容や方法を検討しながら定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図る。 引き続き、給水区域外における生活用水の確保に係る支援を行う。
<p>災害対応時の応急給水体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における給水計画は策定されているが、災害発生時の対応に人員不足が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 給水タンク及び応急復旧資器材の確保、近隣市町村との応援体制の強化など、災害時における体制の強化に取り組む必要がある。

(2-1) 脆弱性評価	対応方策
<p>汚水処理施設の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度末に軽米町特定環境保全公共下水道事業の施設及び面整備は完了したが、接続件数は伸び悩んでいる。 浄化槽設置整備事業により、平成27年度から令和元年度の5か年計画で102件の設置に補助を実施しており、公共下水道区域外における合併浄化槽の整備を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の耐用年数を経過した電気機械設備の更新計画（ストックマネジメント）を策定のうえ年間更新費用の平準化を図る。 下水道事業の効果について受益者にPRし、下水道接続件数の増加を図る。 浄化槽設置整備事業を継続し、公共下水道区域外における合併浄化槽の整備を推進する。
<p>避難生活の支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難生活の支援体制について軽米町地域防災計画において方針が示されているが、具体的な支援体制の構築には至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難生活による心身の健康を保持するため、保健師等による健康相談体制、福祉関係職員等による生活支援体制、要配慮者に対する支援体制の構築を行い、具体的な支援内容や方法について検討する必要がある。 ゲートキーパーの養成を図る。
<p>要配慮者等の避難支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターにおいて要援護高齢者の実態把握、災害時要援護者支援システムの活用、総合相談支援業務・継続的ケアマネジメント支援業務等の充実が図られている。 福祉に係る住民主体の地域活動は、自主防災を考える組織や体操の実施など、地域の実情に合わせた多種多様な活動の展開が広まりつつある。 高齢化の進展に伴い、一人で避難することが困難な高齢者が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者の避難支援や災害時要援護者の個別避難支援計画の策定を地域住民とともに実施する。
<p>企業における備蓄の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に必要な資機材、燃料、物資の備蓄に関する各企業の取組状況について把握できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 各企業における備蓄について調査する必要がある。
<p>再生可能エネルギーの導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩手県北9市町村による「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」や横浜市との再生可能エネルギーについての連携協定など、再生可能エネルギーの取組みを進めている。このことから、太陽光発電事業のさらなる推進や、バイオマス資源の有効活用などにより、人と自然とが共存する地域社会を目指す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画に基づき、再生可能エネルギーの利用促進に努め、雇用の拡大やエネルギーの地産地消への取組みを推進する。 横浜市との再エネ連携協定に基づくエネルギー供給のほか、農産物などの物的交流や観光面での人的交流を促進する。 公共施設における省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の導入を推進するとともに、一般家庭や企業への再生可能エネルギー設備の導入を支援する。 バイオマス資源から発生する熱の大規模園芸施設への活用など、畜産系・農業系バイオマスを有効に活用した事業を推進する。

(2-1) 脆弱性評価	対応方策
道路整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> 町道は、日常生活路線を中心に整備を進めているが、改良率 69.5%、舗装率 71.2% と国や県に比較すると整備状況は大幅に下回っている。未改良道路は、ほとんどが幅員 3m 未満で、緊急車両の通行や冬期の交通確保のため、整備が急務となっている。また、本町は自動車交通に大きく依存しているため、道路整備においては、利便性、安全性、耐防災性などの総合的な観点から計画的な整備が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県などの関係機関と連携を図り、計画的な道路整備により、利便性の向上と安全で快適な道路網の整備を図る。 危険箇所の改善や道路の適正な維持管理を図るとともに、災害に強いインフラ整備を推進する。 定期的な点検により、橋梁の老朽化等を把握し、計画的な維持補修、更新を推進する。 生活や産業に密着した農道や林道の改良、維持補修に努める。
除雪体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 除雪作業については、業者への委託と直営により実施しているが、委託業者等の除雪オペレーターの高齢化に対する対応と除雪に要する時間の短縮が求められている。 老朽化した除雪機械の更新に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と連携しながら、委託業者等のオペレーター確保と除雪機械の拡充に対する対策を講じる。 凍結防止装置等の整備により、路線の安全確保を図る。
備蓄の促進 <ul style="list-style-type: none"> 防災マップ等を通じて家庭及び事業所での物資の備蓄を呼びかけているが備蓄状況は把握できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄計画を作成し、計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を実施する。 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
上水道施設の老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> 既存水道施設のうち経年劣化が著しい箇所もあり、老朽化対策が課題となっている。 漏水箇所の出現が繰り返されるため、漏水調査の内容・方法を検討し、漏水調査の強化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替えを耐震化とともに進める。 近接施設との統廃合等も検討のうえ、計画的な施設更新を推進する。 漏水調査の内容や方法を検討しながら定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図る。
道路・橋梁・公園等の老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> 施設の点検や調査結果に基づき維持管理や修繕を実施している。 道路や公園に関する老朽化対策やマネジメントに関する計画は作成していない。 橋梁については、軽米町橋梁長寿命化修繕計画に基づき平成 25 年度から長寿命化対策を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所の改善や道路の点検・修繕対策など適正に維持管理を行う。 施設の機能を維持していくため、長寿命化や修繕に係る計画を作成または見直しを行い、計画的な修繕や更新等に取り組む。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(2-2) 脆弱性評価	対応方策
重要施設等の防災機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> 災害対策上必要な重要施設等における、不燃化、防災機能強化、避難及び救助活動の拠点としての機能確保、非常用電源設備等の整備について、地域防災計画において位置づけられているが、当該重要施設の特定や必要な対策について計画されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策上必要な重要建築物等の特定と対象建築物の防災機能の状況について評価し整理する必要がある。 軽米町公共施設等総合管理計画の方針と整合を図りながら重要建築物の防災機能の強化を計画的に進める。

(2-2) 脆弱性評価	対応方策
<p>避難所等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所は45箇所、指定避難所は38箇所あり(町防災マップ令和元年11月作成)、各地域を網羅しているが、土砂災害や地震災害時において使用できる避難所がない地域が存在する。(土砂災害における増子内地区及び地震災害における晴山地区) バリアフリー化されていない施設がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における通信機材や非常用電源のほか備蓄品等の確保に努める。 災害の種類によって使用できる避難所がない地域に対する対応について検討する。 避難所等が誰でも利用しやすい施設にするためのバリアフリー化を推進する。
<p>災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットやスマートフォンの利用環境の整備による情報の伝達体制の充実が進められているが、通信機器の利用が困難な要配慮者への確実な情報伝達や安否確認等の体制及び連絡網の構築は進められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 通信機器の利用が困難な住民への災害情報の周知や、安否確認等について、自主防災組織や自治会組織等により、体制の構築を推進する。
<p>情報通信及び情報伝達環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度において市野々地区、八木沢地区に携帯電話基地局を建設し、不感エリアを解消した。 情報通信基盤の整備は概ね完了しており、インターネット契約数が1,006(平成24年度)から2,201(令和元年度)へ増加している。「整備」から「利活用」のフェーズとなっている。 施設機器等の整備は完了したものの、データ放送機能はあまり活用されていないなど、利活用については不十分な状況である。 防災情報については、町内の防災行政無線をデジタル化したことにより、安定した情報提供が可能となったほか、国が提供するシステムと自動連係できている。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信設備の整備は完了しているものの、新技術の普及など一定期間で大きく変動する分野であると考えられる。そのため、既存設備の更新においては、同一仕様ではなく将来を想定して機器の構成を検討する。 町内インターネット利用者数は当該事業実施後(平成23年度)から飛躍的に増加している。加入者が利用できるコンテンツの配信、サービスの開始により、一層の住民サービスの向上につながると考えられるため、全庁的な利活用を推進する。 ICT(情報通信技術)の利活用を推進するためには、職員が施設の状況、機能を理解することが重要であるため、庁内への周知や研修を実施しなければならない。 防災行政無線の使用方法について、担当者が誰でも使用できるよう、手順の可視化や簡略化などのマニュアル化を行う。
<p>各組織との連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」や近隣市町村と災害応急措置応援協定を締結(構成市町村:二戸市・一戸町・九戸村・軽米町・三戸町・田子町)し、災害時における応援協力体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業等との災害時応援協定の締結を推進するなど、自治体以外の組織とも連携強化を図り、災害に対する体制強化に努める。
<p>防災教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校教育において、東日本大震災被災地との交流等を通じて、自然災害に対する理解や防災意識の高揚を図っている。 自主防災組織については、地域活動支援事業費補助金等による支援を行い、令和元年度までに10組織が結成された(平成29年度6組織 平成30年度3組織 令和元年度1組織)。婦人消防協力隊を含む自主防災組織率は令和2年4月1日時点で44.8%であり、県内でも最低水準となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の結成を支援するとともに、訓練等の活動をサポートする。 防災訓練の実施等により、災害時における地域防災体制の充実を図る。

(2-2) 脆弱性評価	対応方策
<p>広域一時滞在の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町外への一時的滞りを想定した県内市町村等との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備のほか、他地域からの一時滞りの受け入れに関する具体的な方法を定めたマニュアル等の整備について、軽米町地域防災計画で位置づけられているが、整備は進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域一時滞りを想定した応援協定や関連する各種マニュアル等の整備を推進する。
<p>上水道施設の耐災害性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道普及率は平成 30 年度で 76.0% であり、県平均 94.0% に比べ低い水準となっている。 ・ 既存水道施設のうち経年劣化が著しい箇所もあり、老朽化対策が課題となっている。 ・ 漏水箇所の出現が繰り返されるため、漏水調査の内容・方法を検討し、漏水調査の強化を図る必要がある。 ・ 給水区域外における生活用水確保のため、自家水道整備への支援を行っている。 ・ 浄水場、配水池は耐震性を保持していない施設が多数ある。 ・ 基幹管路や重要管路は耐震性能が劣っているため、耐震管への更新が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替えを耐震化とともに進める。 ・ 近接施設との統廃合等も検討のうえ、計画的な施設更新を推進する。 ・ 漏水調査の内容や方法を検討しながら定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図る。 ・ 引き続き、給水区域外における生活用水の確保に係る支援を行う。
<p>災害対応時の応急給水体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時における給水計画は策定されているが、災害発生時の対応に人員不足が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水タンク及び応急復旧資器材の確保、近隣市町村との応援体制の強化など、災害時における体制の強化に取り組む必要がある。
<p>汚水処理施設の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年度末に軽米町特定環境保全公共下水道事業の施設及び面整備は完了したが、接続件数は伸び悩んでいる。 ・ 浄化槽設置整備事業により、平成 27 年度から令和元年度の 5 か年計画で 102 件の設置に補助を実施しており、公共下水道区域外における合併浄化槽の整備を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の耐用年数を経過した電気機械設備の更新計画（ストックマネジメント）を策定のうえ年間更新費用の平準化を図る。 ・ 下水道事業の効果について受益者に PR し、下水道接続件数の増加を図る。 ・ 浄化槽設置整備事業を継続し、公共下水道区域外における合併浄化槽の整備を推進する。
<p>医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本町の医療機関は、県立軽米病院と一般開業医の 2 施設となっている。歯科診療は、開業医 3 施設となっている。 ・ 高齢社会の到来、疾病構造の変化、新たな疾病対策として増加する医療需要に対応した医療拡充が期待されるとともに、新型コロナウイルス感染症など、新たな感染症等に対する備えが重要となっている。 ・ 地域医療を担う県立軽米病院の常勤医師の確保に苦慮している状況のため、診療科目を維持するための対策を検討する必要があるが生じている。 ・ 医療機関はすべて町の中心部に位置しているため、医療機関の利用にあたっては、路線バス等の交通機関のない地域においては、町民バスや福祉タクシー事業等が重要な役割を果たしている状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費の推移や疾患の傾向を分析し、効果的な保健事業を展開する。 ・ 県立軽米病院の医師の確保と診療科目の維持に向けた取組みを推進する。 ・ 新型コロナウイルス感染症等に対して速やかに対応できる体制整備に努めるとともに、感染予防策の徹底を推進する。 ・ ICT(情報通信技術)を活用した保健医療分野の連携について、国・県の動向を見守りながら病院との連携を図り検討を進める。 ・ 医療機関へのアクセスを確保するため、路線バスや、町民バス、福祉タクシー等の公共交通機関の適正な運営を継続する。

(2-2) 脆弱性評価	対応方策
<p>避難生活の支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難生活の支援体制について軽米町地域防災計画において方針が示されているが、具体的な支援体制の構築には至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難生活による心身の健康を保持するため、保健師等による健康相談体制、福祉関係職員等による生活支援体制、要配慮者に対する支援体制の構築を行い、具体的な支援内容や方法について検討する必要がある。 ゲートキーパーの養成を図る。
<p>要配慮者等の避難支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターにおいて要援護高齢者の実態把握、災害時要援護者支援システムの活用、総合相談支援業務・継続的ケアマネジメント支援業務等の充実が図られている。 福祉に係る住民主体の地域活動は、自主防災を考える組織や体操の実施など、地域の実情に合わせた多種多様な活動の展開が広まりつつある。 高齢化の進展に伴い、一人で避難することが困難な高齢者が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者の避難支援や災害時要援護者の個別避難支援計画の策定を地域住民とともに実施する。
<p>災害時におけるエネルギー（石油製品）の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関が脆弱であり、寒冷地である本町においては、ガソリンや灯油は住民生活に不可欠であるが、人口減少とともに販売事業者の努力だけでは供給網の維持が難しくなりつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> 給油所は、自動車などの燃料だけでなく、暖房用の燃料供給拠点でもあることから、給油所を維持し石油製品の安定供給や災害時のエネルギー確保ができる環境の整備に努める。 脱炭素社会の実現に向け、次世代自動車用の充電設備等の整備を促進する。
<p>道路整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 町道は、日常生活路線を中心に整備を進めているが、改良率 69.5%、舗装率 71.2% と国や県に比較すると整備状況は大幅に下回っている。未改良道路は、ほとんどが幅員 3m 未満で、緊急車両の通行や冬期の交通確保のため、整備が急務となっている。また、本町は自動車交通に大きく依存しているため、道路整備においては、利便性、安全性、耐防突性などの総合的な観点から計画的な整備が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県などの関係機関と連携を図り、計画的な道路整備により、利便性の向上と安全で快適な道路網の整備を図る。 危険箇所の改善や道路の適正な維持管理を図るとともに、災害に強いインフラ整備を推進する。 定期的な点検により、橋梁の老朽化等を把握し、計画的な維持補修、更新を推進する。 生活や産業に密着した農道や林道の改良、維持補修に努める。
<p>除雪体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 除雪作業については、業者への委託と直営により実施しているが、委託業者等の除雪オペレーターの高齢化に対する対応と除雪に要する時間の短縮が求められている。 老朽化した除雪機械の更新に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と連携しながら、委託業者等のオペレーター確保と除雪機械の拡充に対する対策を講じる。 凍結防止装置等の整備により、路線の安全確保を図る。
<p>土砂災害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地すべり危険区域と地すべり防止区域は 5 箇所、土石流危険渓流 16 箇所、山地災害危険地区（地すべり危険地区を除く）30 箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所 21 箇所が町内にあり、対策がなされていない箇所が多く存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県や国とともに対策工事等の関連する事業の推進を図る。 降雨量等に応じた警戒体制を整えるとともに、土砂災害に関する情報の収集や伝達方法、避難施設等への避難経路等について、土砂災害警戒区域等の区域ごとに定め、町民に周知する必要がある。

(2-2) 脆弱性評価	対応方策
<p>河川改修等による治水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年増加している局地的な豪雨により、家屋への浸水や道路の冠水など町民生活への被害リスクが増大している。 町管理の河川改修等は、通常の維持管理や災害が発生した場合の現形復旧により対応しており、それ以外の改修計画は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川やダム那点検や修繕対策など、関係機関と連携を図り適正な管理により、計画的な改修や修繕を行う。 防災マップ等を参考に災害発生の可能性が高い箇所や災害による地域への影響度合いを想定しながら、重要な箇所を把握し、定期的な維持管理や修繕を進める。
<p>ヘリコプター発着所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内で指定されているヘリポート基地は7箇所となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ヘリポートやアクセス道路が被災する可能性も考慮し、ヘリコプターによる活動の冗長性を確保するため、ヘリポートとして利用可能な他の箇所について調査を進める。
<p>備蓄の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災マップ等を通じて家庭及び事業所での物資の備蓄を呼びかけているが備蓄状況は把握できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄計画を作成し、計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を実施する。 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
<p>地域防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の自主防災組織については、地域活動支援事業費補助金等による支援を行い、令和元年度までに10組織が結成されている（平成29年度6組織 平成30年度3組織 令和元年度1組織）。婦人消防協力隊を含む自主防災組織率は令和2年4月1日時点で44.8%であり、県内でも最低水準となっている。 行政区活動交付金に自主防災組織設置割増の制度を設け、自主防災組織設置を推進している。 町内で地区防災計画（一定の地区の居住者等における自発的な防災活動に関する計画）の作成された地区はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の結成を支援するとともに、訓練等の活動についてサポートを行う。 定期的な防災訓練の実施等により、災害時における地域防災体制の充実を図る。 地域住民における自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画について、自主防災組織を中心とし作成されるようサポートを行う。
<p>上水道施設の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存水道施設のうち経年劣化が著しい箇所もあり、老朽化対策が課題となっている。 漏水箇所の出現が繰り返されるため、漏水調査の内容・方法を検討し、漏水調査の強化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替えを耐震化とともに進める。 近接施設との統廃合等も検討のうえ、計画的な施設更新を推進する。 漏水調査の内容や方法を検討しながら定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図る。
<p>道路・橋梁・公園等の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の点検や調査結果に基づき維持管理や修繕を実施している。 道路や公園に関する老朽化対策やマネジメントに関する計画は作成していない。 橋梁については、軽米町橋梁長寿命化修繕計画に基づき平成25年度から長寿命化対策を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所の改善や道路の点検・修繕対策など適正に維持管理を行う。 施設の機能を維持していくため、長寿命化や修繕に係る計画を作成または見直しを行い、計画的な修繕や更新等に取り組む。
<p>河川施設、ダム等の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検や維持管理に努めているが、対策の必要な箇所が多く見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 県等の関係機関と連携しながら、定期的な点検と計画的な維持管理・修繕等により施設の機能維持に努める。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(2-3) 脆弱性評価	対応方策
<p>消防活動の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的な消防施設の更新（1年に1台の割合での消防車両の更新等）、防火水槽の整備、防災行政無線のデジタル化等を行い、ハード面の充実を図っている。 消防団員の高齢化が進むとともに、新入団員の確保が厳しい状況となっている。（定員502名に対し、令和2年4月1日現在408名）また、現状から消防団組織の再編は必要と考えるが検討できていない。 二戸消防署軽米分署の建物及び車両の更新を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き消防施設や消防機器等の計画的な更新を進める。 新入消防団員の確保と機能別消防団員制度の導入等により、火災、災害時の活動人員の確保に努める。 消防団の再編成、出動範囲の見直し、機能別消防団員制度の導入等により、少子化高齢化や人口減少など地域の実情に応じた消防体制の構築を図る。
<p>救急体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 二戸地区広域行政事務組合において、計画的に救急車両を更新している。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き二戸地区広域行政事務組合の消防組織により救急体制の充実強化を図るとともに、医療機関を含めた消防・救急・救助の体制強化を進める必要がある。
<p>防火対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれらの取扱いについて普及活動を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、住民の防火意識や防火活動の向上を図る。 広報や訓練等を通じ、建築物の不燃化を推進する。
<p>各組織との連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」や近隣市町村と災害応急措置応援協定を締結（構成市町村：二戸市・一戸町・九戸村・軽米町・三戸町・田子町）し、災害時における応援協力体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業等との災害時応援協定の締結を推進するなど、自治体以外の組織とも連携強化を図り、災害に対する体制強化に努める。
<p>道路整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 町道は、日常生活路線を中心に整備を進めているが、改良率69.5%、舗装率71.2%と国や県に比較すると整備状況は大幅に下回っている。未改良道路は、ほとんどが幅員3m未満で、緊急車両の通行や冬期の交通確保のため、整備が急務となっている。また、本町は自動車交通に大きく依存しているため、道路整備においては、利便性、安全性、耐防災性などの総合的な観点から計画的な整備が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県などの関係機関と連携を図り、計画的な道路整備により、利便性の向上と安全で快適な道路網の整備を図る。 危険箇所の改善や道路の適正な維持管理を図るとともに、災害に強いインフラ整備を推進する。 定期的な点検により、橋梁の老朽化等を把握し、計画的な維持補修、更新を推進する。 生活や産業に密着した農道や林道の改良、維持補修に努める。
<p>除雪体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 除雪作業については、業者への委託と直営により実施しているが、委託業者等の除雪オペレーターの高齢化に対する対応と除雪に要する時間の短縮が求められている。 老朽化した除雪機械の更新に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と連携しながら、委託業者等のオペレーター確保と除雪機械の拡充に対する対策を講じる。 凍結防止装置等の整備により、路線の安全確保を図る。
<p>ヘリコプター発着所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内で指定されているヘリポート基地は7箇所となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ヘリポートやアクセス道路が被災する可能性も考慮し、ヘリコプターによる活動の冗長性を確保するため、ヘリポートとして利用可能な他の箇所について調査を進める。

(2-3) 脆弱性評価	対応方策
ボランティアの活動支援 <ul style="list-style-type: none"> 災害時の対応に関する基礎知識の習得とボランティア活動への関心を高めるため、災害に関するボランティア講座等を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災ボランティアの登録や受け入れに関し、周辺自治体との広域連携による体制の強化に努める。 防災士の養成を通して、地域のリーダー育成を推進する。
道路・橋梁・公園等の老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> 施設の点検や調査結果に基づき維持管理や修繕を実施している。 道路や公園に関する老朽化対策やマネジメントに関する計画は作成していない。 橋梁については、軽米町橋梁長寿命化修繕計画に基づき平成25年度から長寿命化対策を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所改善や道路の点検・修繕対策など適正に維持管理を行う。 施設の機能を維持していくため、長寿命化や修繕に係る計画を作成または見直しを行い、計画的な修繕や更新等に取り組む。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(2-4) 脆弱性評価	対応方策
避難所等の整備 <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所は45箇所、指定避難所は38箇所あり(町防災マップ令和元年11月作成)、各地域を網羅しているが、土砂災害や地震災害時において使用できる避難所がない地域が存在する。(土砂災害における増子内地区及び地震災害における晴山地区) バリアフリー化されていない施設がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における通信機材や非常用電源のほか備蓄品等の確保に努める。 災害の種類によって使用できる避難所がない地域に対する対応について検討する。 避難所等が誰でも利用しやすい施設にするためのバリアフリー化を推進する。
災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> インターネットやスマートフォンの利用環境の整備による情報の伝達体制の充実が進められているが、通信機器の利用が困難な要配慮者への確実な情報伝達や安否確認等の体制及び連絡網の構築は進められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 通信機器の利用が困難な住民への災害情報の周知や、安否確認等について、自主防災組織や自治会組織等により、体制の構築を推進する。
情報通信及び情報伝達環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度において市野々地区、八木沢地区に携帯電話基地局を建設し、不感エリアを解消した。 情報通信基盤の整備は概ね完了しており、インターネット契約数が1,006(平成24年度)から2,201(令和元年度)へ増加している。「整備」から「利活用」のフェーズとなっている。 施設機器等の整備は完了したものの、データ放送機能はあまり活用されていないなど、利活用については不十分な状況である。 防災情報については、町内の防災行政無線をデジタル化したことにより、安定した情報提供が可能となったほか、国が提供するシステムと自動連係できている。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信設備の整備は完了しているものの、新技術の普及など一定期間で大きく変動する分野であると考えられる。そのため、既存設備の更新においては、同一仕様ではなく将来を想定して機器の構成を検討する。 町内インターネット利用者数は当該事業実施後(平成23年度)から飛躍的に増加している。加入者が利用できるコンテンツの配信、サービスの開始により、一層の住民サービスの向上につながると考えられるため、全庁的な利活用を推進する。 ICT(情報通信技術)の利活用を推進するためには、職員が施設の状況、機能を理解することが重要であるため、庁内への周知や研修を実施しなければならない。 防災行政無線の使用方法について、担当者が誰でも使用できるよう、手順の可視化や簡略化などのマニュアル化を行う。

(2-4) 脆弱性評価	対応方策
<p>各組織との連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」や近隣市町村と災害応急措置応援協定を締結（構成市町村：二戸市・一戸町・九戸村・軽米町・三戸町・田子町）し、災害時における応援協力体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業等との災害時応援協定の締結を推進するなど、自治体以外の組織とも連携強化を図り、災害に対する体制強化に努める。
<p>保健指導等による健康管理の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民の死因の多くは、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が占めており、循環器系の疾患による死亡が特に多くなっている。令和元年度における国民健康保険被保険者を対象とした特定健診受診率は56.1%と県内では高い水準にあるが、更なる受診率の向上と、生活習慣病の重症化予防のため特定保健指導実施率の向上に向けた取り組みが必要である。 児童生徒の肥満率は国平均（約9.9%）、岩手県平均（約13.6%）に比べ高い傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診受診率向上のため、医療機関と連携した受診勧奨等、新たな取組みを検討する。 健診結果や健康状態の把握を行い、脳卒中等の生活習慣病予防を推進する。 ポピュレーションアプローチにより運動の習慣化など健康づくりに意識醸成を図る。 食育教室の実施や乳幼児健診時の栄養・健康相談など、幼少期からの食育事業を推進する。
<p>医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の医療機関は、県立軽米病院と一般開業医の2施設となっている。歯科診療は、開業医3施設となっている。 高齢社会の到来、疾病構造の変化、新たな疾病対策として増加する医療需要に対応した医療拡充が期待されるとともに、新型コロナウイルス感染症など、新たな感染症等に対する備えが重要となっている。 地域医療を担う県立軽米病院の常勤医師の確保に苦慮している状況のため、診療科目を維持するための対策を検討する必要性が生じている。 医療機関はすべて町の中心部に位置しているため、医療機関の利用にあたっては、路線バス等の交通機関のない地域においては、町民バスや福祉タクシー事業等が重要な役割を果たしている状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療費の推移や疾患の傾向を分析し、効果的な保健事業を展開する。 県立軽米病院の医師の確保と診療科目の維持に向けた取組みを推進する。 新型コロナウイルス感染症等に対して速やかに対応できる体制整備に努めるとともに、感染予防策の徹底を推進する。 ICT（情報通信技術）を活用した保健医療分野の連携について、国・県の動向を見守りながら病院との連携を図り検討を進める。 医療機関へのアクセスを確保するため、路線バスや、町民バス、福祉タクシー等の公共交通機関の適正な運営を継続する。
<p>避難生活の支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難生活の支援体制について軽米町地域防災計画において方針が示されているが、具体的な支援体制の構築には至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難生活による心身の健康を保持するため、保健師等による健康相談体制、福祉関係職員等による生活支援体制、要配慮者に対する支援体制の構築を行い、具体的な支援内容や方法について検討する必要がある。 ゲートキーパーの養成を図る。
<p>要配慮者等の避難支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターにおいて要援護高齢者の実態把握、災害時要援護者支援システムの活用、総合相談支援業務・継続的ケアマネジメント支援業務等の充実が図られている。 福祉に係る住民主体の地域活動は、自主防災を考える組織や体操の実施など、地域の実情に合わせた多種多様な活動の展開が広まりつつある。 高齢化の進展に伴い、一人で避難することが困難な高齢者が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者の避難支援や災害時要援護者の個別避難支援計画の策定を地域住民とともに実施する。

(2-4) 脆弱性評価	対応方策
<p>災害時におけるエネルギー（石油製品）の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関が脆弱であり、寒冷地である本町においては、ガソリンや灯油は住民生活に不可欠であるが、人口減少とともに販売事業者の努力だけでは供給網の維持が難しくなりつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> 給油所は、自動車などの燃料だけでなく、暖房用の燃料供給拠点でもあることから、給油所を維持し石油製品の安定供給や災害時のエネルギー確保ができる環境の整備に努める。 脱炭素社会の実現に向け、次世代自動車用の充電設備等の整備を促進する。
<p>再生可能エネルギーの導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩手県北9市町村による「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」や横浜市との再生可能エネルギーについての連携協定など、再生可能エネルギーの取組みを進めている。このことから、太陽光発電事業のさらなる推進や、バイオマス資源の有効活用などにより、人と自然とが共存する地域社会を目指す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画に基づき、再生可能エネルギーの利用促進に努め、雇用の拡大やエネルギーの地産地消への取組みを推進する。 横浜市との再エネ連携協定に基づくエネルギー供給のほか、農産物などの物的交流や観光面での人的交流を促進する。 公共施設における省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の導入を推進するとともに、一般家庭や企業への再生可能エネルギー設備の導入を支援する。 バイオマス資源から発生する熱の大規模園芸施設への活用など、畜産系・農業系バイオマスを有効に活用した事業を推進する。
<p>道路整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 町道は、日常生活路線を中心に整備を進めているが、改良率69.5%、舗装率71.2%と国や県に比較すると整備状況は大幅に下回っている。未改良道路は、ほとんどが幅員3m未満で、緊急車両の通行や冬期の交通確保のため、整備が急務となっている。また、本町は自動車交通に大きく依存しているため、道路整備においては、利便性、安全性、耐防災性などの総合的な観点から計画的な整備が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県などの関係機関と連携を図り、計画的な道路整備により、利便性の向上と安全で快適な道路網の整備を図る。 危険箇所の改善や道路の適正な維持管理を図るとともに、災害に強いインフラ整備を推進する。 定期的な点検により、橋梁の老朽化等を把握し、計画的な維持補修、更新を推進する。 生活や産業に密着した農道や林道の改良、維持補修に努める。
<p>除雪体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 除雪作業については、業者への委託と直営により実施しているが、委託業者等の除雪オペレーターの高齢化に対する対応と除雪に要する時間の短縮が求められている。 老朽化した除雪機械の更新に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と連携しながら、委託業者等のオペレーター確保と除雪機械の拡充に対する対策を講じる。 凍結防止装置等の整備により、路線の安全確保を図る。
<p>ヘリコプター発着所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内で指定されているヘリポート基地は7箇所となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ヘリポートやアクセス道路が被災する可能性も考慮し、ヘリコプターによる活動の冗長性を確保するため、ヘリポートとして利用可能な他の箇所について調査を進める。
<p>備蓄の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災マップ等を通じて家庭及び事業所での物資の備蓄を呼びかけているが備蓄状況は把握できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄計画を作成し、計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を実施する。 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。

(2-4) 脆弱性評価	対応方策
道路・橋梁・公園等の老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> 施設の点検や調査結果に基づき維持管理や修繕を実施している。 道路や公園に関する老朽化対策やマネジメントに関する計画は作成していない。 橋梁については、軽米町橋梁長寿命化修繕計画に基づき平成 25 年度から長寿命化対策を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所の改善や道路の点検・修繕対策など適正に維持管理を行う。 施設の機能を維持していくため、長寿命化や修繕に係る計画を作成または見直しを行い、計画的な修繕や更新等に取り組む。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(2-5) 脆弱性評価	対応方策
各組織との連携体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> 「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」や近隣市町村と災害応急措置応援協定を締結（構成市町村：二戸市・一戸町・九戸村・軽米町・三戸町・田子町）し、災害時における応援協力体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業等との災害時応援協定の締結を推進するなど、自治体以外の組織とも連携強化を図り、災害に対する体制強化に努める。
上水道施設の耐災害性の向上 <ul style="list-style-type: none"> 水道普及率は平成 30 年度で 76.0% であり、県平均 94.0% に比べ低い水準となっている。 既存水道施設のうち経年劣化が著しい箇所もあり、老朽化対策が課題となっている。 漏水箇所の出現が繰り返されるため、漏水調査の内容・方法を検討し、漏水調査の強化を図る必要がある。 給水区域外における生活用水確保のため、自家水道整備への支援を行っている。 浄水場、配水池は耐震性を保持していない施設が多数ある。 基幹管路や重要管路は耐震性能が劣っているため、耐震管への更新が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替えを耐震化とともに進める。 近接施設との統廃合等も検討のうえ、計画的な施設更新を推進する。 漏水調査の内容や方法を検討しながら定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図る。 引き続き、給水区域外における生活用水の確保に係る支援を行う。
災害対応時の応急給水体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における給水計画は策定されているが、災害発生時の対応に人員不足が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 給水タンク及び応急復旧資器材の確保、近隣市町村との応援体制の強化など、災害時における体制の強化に取り組む必要がある。
汚水処理施設の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> 令和 2 年度末に軽米町特定環境保全公共下水道事業の施設及び面整備は完了したが、接続件数は伸び悩んでいる。 浄化槽設置整備事業により、平成 27 年度から令和元年度の 5 か年計画で 102 件の設置に補助を実施しており、公共下水道区域外における合併浄化槽の整備を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の耐用年数を経過した電気機械設備の更新計画（ストックマネジメント）を策定のうえ年間更新費用の平準化を図る。 下水道事業の効果について受益者に PR し、下水道接続件数の増加を図る。 浄化槽設置整備事業を継続し、公共下水道区域外における合併浄化槽の整備を推進する。

(2-5) 脆弱性評価	対応方策
<p>保健指導等による健康管理の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の死因の多くは、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が占めており、循環器系の疾患による死亡が特に多くなっている。令和元年度における国民健康保険被保険者を対象とした特定健診受診率は56.1%と県内では高い水準にあるが、更なる受診率の向上と、生活習慣病の重症化予防のため特定保健指導実施率の向上に向けた取り組みが必要である。 ・ 児童生徒の肥満率は国平均(約9.9%)、岩手県平均(約13.6%)に比べ高い傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診受診率向上のため、医療機関と連携した受診勧奨等、新たな取組みを検討する。 ・ 健診結果や健康状態の把握を行い、脳卒中等の生活習慣病予防を推進する。 ・ ポピュレーションアプローチにより運動の習慣化など健康づくりに意識醸成を図る。 ・ 食育教室の実施や乳幼児健診時の栄養・健康相談など、幼少期からの食育事業を推進する。
<p>感染症予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽米町地域防災計画において、被災地での感染症の未然防止と感染症のまん延防止のため、消毒の実施体制、感染症予防用資機材の調達、感染症情報の収集及び広報、感染症予防措置、実施方法について定めている。これに基づき、具体的な対策を講じていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症予防対策に関する研修や訓練を実施する。 ・ 資機材の調達、関係機関との連携構築を推進する。
<p>医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本町の医療機関は、県立軽米病院と一般開業医の2施設となっている。歯科診療は、開業医3施設となっている。 ・ 高齢社会の到来、疾病構造の変化、新たな疾病対策として増加する医療需要に対応した医療拡充が期待されるとともに、新型コロナウイルス感染症など、新たな感染症等に対する備えが重要となっている。 ・ 地域医療を担う県立軽米病院の常勤医師の確保に苦慮している状況のため、診療科目を維持するための対策を検討する必要性が生じている。 ・ 医療機関はすべて町の中心部に位置しているため、医療機関の利用にあたっては、路線バス等の交通機関のない地域においては、町民バスや福祉タクシー事業等が重要な役割を果たしている状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費の推移や疾患の傾向を分析し、効果的な保健事業を展開する。 ・ 県立軽米病院の医師の確保と診療科目の維持に向けた取組みを推進する。 ・ 新型コロナウイルス感染症等に対して速やかに対応できる体制整備に努めるとともに、感染予防策の徹底を推進する。 ・ ICT(情報通信技術)を活用した保健医療分野の連携について、国・県の動向を見守りながら病院との連携を図り検討を進める。 ・ 医療機関へのアクセスを確保するため、路線バスや町民バス、福祉タクシー等の公共交通機関の適正な運営を継続する。
<p>上水道施設の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存水道施設のうち経年劣化が著しい箇所もあり、老朽化対策が課題となっている。 ・ 漏水箇所の出現が繰り返されるため、漏水調査の内容・方法を検討し、漏水調査の強化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替えを耐震化とともに進める。 ・ 近接施設との統廃合等も検討のうえ、計画的な施設更新を推進する。 ・ 漏水調査の内容や方法を検討しながら定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図る。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(2-6) 脆弱性評価	対応方策
<p>避難所等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所は45箇所、指定避難所は38箇所あり(町防災マップ令和元年11月作成)、各地域を網羅しているが、土砂災害や地震災害時において使用できる避難所がない地域が存在する。(土砂災害における増子内地区及び地震災害における晴山地区) バリアフリー化されていない施設がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における通信機材や非常用電源のほか備蓄品等の確保に努める。 災害の種類によって使用できる避難所がない地域に対する対応について検討する。 避難所等が誰でも利用しやすい施設にするためのバリアフリー化を推進する。
<p>災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットやスマートフォンの利用環境の整備による情報の伝達体制の充実は進められているが、通信機器の利用が困難な要配慮者への確実な情報伝達や安否確認等の体制及び連絡網の構築は進められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 通信機器の利用が困難な住民への災害情報の周知や、安否確認等について、自主防災組織や自治会組織等により、体制の構築を推進する。
<p>救急体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 二戸地区広域行政事務組合において、計画的に救急車両を更新している。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き二戸地区広域行政事務組合の消防組織により救急体制の充実強化を図るとともに、医療機関を含めた消防・救急・救助の体制強化を進める必要がある。
<p>各組織との連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」や近隣市町村と災害応急措置応援協定を締結(構成市町村:二戸市・一戸町・九戸村・軽米町・三戸町・田子町)し、災害時における応援協力体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業等との災害時応援協定の締結を推進するなど、自治体以外の組織とも連携強化を図り、災害に対する体制強化に努める。
<p>広域一時滞在の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> 町外への一時的滞在を想定した県内市町村等との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備のほか、他地域からの一時滞在の受け入れに関する具体的な方法を定めたマニュアル等の整備について、軽米町地域防災計画で位置づけられているが、整備は進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域一時滞在を想定した応援協定や関連する各種マニュアル等の整備を推進する。
<p>上水道施設の耐災害性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道普及率は平成30年度で76.0%であり、県平均94.0%に比べ低い水準となっている。 既存水道施設のうち経年劣化が著しい箇所もあり、老朽化対策が課題となっている。 漏水箇所の出現が繰り返されるため、漏水調査の内容・方法を検討し、漏水調査の強化を図る必要がある。 給水区域外における生活用水確保のため、自家水道整備への支援を行っている。 浄水場、配水池は耐震性を保持していない施設が多数ある。 基幹管路や重要管路は耐震性能が劣っているため、耐震管への更新が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替えを耐震化とともに進める。 近接施設との統廃合等も検討のうえ、計画的な施設更新を推進する。 漏水調査の内容や方法を検討しながら定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図る。 引き続き、給水区域外における生活用水の確保に係る支援を行う。

(2-6) 脆弱性評価	対応方策
<p>災害対応時の応急給水体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時における給水計画は策定されているが、災害発生時の対応に人員不足が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水タンク及び応急復旧資器材の確保、近隣市町村との応援体制の強化など、災害時における体制の強化に取り組む必要がある。
<p>汚水処理施設の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度末に軽米町特定環境保全公共下水道事業の施設及び面整備は完了したが、接続件数は伸び悩んでいる。 ・ 浄化槽設置整備事業により、平成27年度から令和元年度の5か年計画で102件の設置に補助を実施しており、公共下水道区域外における合併浄化槽の整備を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の耐用年数を経過した電気機械設備の更新計画(ストックマネジメント)を策定のうえ年間更新費用の平準化を図る。 ・ 下水道事業の効果について受益者にPRし、下水道接続件数の増加を図る。 ・ 浄化槽設置整備事業を継続し、公共下水道区域外における合併浄化槽の整備を推進する。
<p>保健指導等による健康管理の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の死因の多くは、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が占めており、循環器系の疾患による死亡が特に多くなっている。令和元年度における国民健康保険被保険者を対象とした特定健診受診率は56.1%と県内では高い水準にあるが、更なる受診率の向上と、生活習慣病の重症化予防のため特定保健指導実施率の向上に向けた取り組みが必要である。 ・ 児童生徒の肥満率は国平均(約9.9%)、岩手県平均(約13.6%)に比べ高い傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診受診率向上のため、医療機関と連携した受診勧奨等、新たな取り組みを検討する。 ・ 健診結果や健康状態の把握を行い、脳卒中等の生活習慣病予防を推進する。 ・ ポピュレーションアプローチにより運動の習慣化など健康づくりに意識醸成を図る。 ・ 食育教室の実施や乳幼児健診時の栄養・健康相談など、幼少期からの食育事業を推進する。
<p>医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本町の医療機関は、県立軽米病院と一般開業医の2施設となっている。歯科診療は、開業医3施設となっている。 ・ 高齢社会の到来、疾病構造の変化、新たな疾病対策として増加する医療需要に対応した医療拡充が期待されるとともに、新型コロナウイルス感染症など、新たな感染症等に対する備えが重要となっている。 ・ 地域医療を担う県立軽米病院の常勤医師の確保に苦慮している状況のため、診療科目を維持するための対策を検討する必要性が生じている。 ・ 医療機関はすべて町の中心部に位置しているため、医療機関の利用にあたっては、路線バス等の交通機関のない地域においては、町民バスや福祉タクシー事業等が重要な役割を果たしている状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費の推移や疾患の傾向を分析し、効果的な保健事業を展開する。 ・ 県立軽米病院の医師の確保と診療科目の維持に向けた取り組みを推進する。 ・ 新型コロナウイルス感染症等に対して速やかに対応できる体制整備に努めるとともに、感染予防策の徹底を推進する。 ・ ICT(情報通信技術)を活用した保健医療分野の連携について、国・県の動向を見守りながら病院との連携を図り検討を進める。 ・ 医療機関へのアクセスを確保するため、路線バスや、町民バス、福祉タクシー等の公共交通機関の適正な運営を継続する。
<p>避難生活の支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難生活の支援体制について軽米町地域防災計画において方針が示されているが、具体的な支援体制の構築には至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難生活による心身の健康を保持するため、保健師等による健康相談体制、福祉関係職員等による生活支援体制、要配慮者に対する支援体制の構築を行い、具体的な支援内容や方法について検討する必要がある。 ・ ゲートキーパーの養成を図る。

(2-6) 脆弱性評価	対応方策
要配慮者等の避難支援 <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターにおいて要援護高齢者の実態把握、災害時要援護者支援システムの活用、総合相談支援業務・継続的ケアマネジメント支援業務等の充実が図られている。 福祉に係る住民主体の地域活動は、自主防災を考える組織や体操の実施など、地域の実情に合わせた多種多様な活動の展開が広まりつつある。 高齢化の進展に伴い、一人で避難することが困難な高齢者が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者の避難支援や災害時要援護者の個別避難支援計画の策定を地域住民とともに実施する。
上水道施設の老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> 既存水道施設のうち経年劣化が著しい箇所もあり、老朽化対策が課題となっている。 漏水箇所の出現が繰り返されるため、漏水調査の内容・方法を検討し、漏水調査の強化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替えを耐震化とともに進める。 近接施設との統廃合等も検討のうえ、計画的な施設更新を推進する。 漏水調査の内容や方法を検討しながら定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図る。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(3-1) 脆弱性評価	対応方策
重要施設等の防災機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> 災害対策上必要な重要施設等における、不燃化、防災機能強化、避難及び救助活動の拠点としての機能確保、非常用電源設備等の整備について、地域防災計画において位置づけられているが、当該重要施設の特定や必要な対策について計画されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策上必要な重要建築物等の特定と対象建築物の防災機能の状況について評価し整理する必要がある。 軽米町公共施設等総合管理計画の方針と整合を図りながら重要建築物の防災機能の強化を計画的に進める。
公共施設の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> 軽米町公共施設等総合管理計画（平成29年3月作成）では、公共建築物の延べ床面積は78,534.4㎡（施設数128）あり、その約半分が建築後30年を経過し老朽化が進んでいる。旧耐震基準（昭和56年以前）の施設も多く存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準（昭和56年以前）の施設中心に耐震診断を実施し、状況の把握に努める。 軽米町公共施設等総合管理計画の方針に合わせ施設の更新や耐震化を進める。
公共建築物の洪水・浸水及び土砂災害の対策 <ul style="list-style-type: none"> 町内の多くの建築物が洪水浸水想定区域にあり、さらに氾濫時に家屋倒壊等の被害が想定される家屋倒壊等氾濫想定区域内にも多くの建築物が存在している。 土砂災害特別警戒区域、土石流危険区域、急傾斜地危険箇所等の土砂災害の危険箇所に存する建物が多く見られ、避難所等に指定されている公共施設や役場庁舎等も確認されるため、対策を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水災害想定区域や土砂災害の危険エリア内に多くの建築物の存在が確認でき、公共施設の一部も確認されるため、災害のパターンを想定しながら、避難経路、避難方法、資機材の保全、代替施設の選定等、ハードとソフトの両面から公共施設の防災対策の強化を推進する。

(3-1) 脆弱性評価	対応方策
<p>災害時業務継続体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政が自ら被災したことを想定した業務継続計画（BCP）は現在策定されていないため、計画の策定に取り組む必要がある。 本部（役場庁舎）被災時における代替施設は現時点で設定されていない。土砂災害の被害にあう可能性もあるため、代替施設の検討を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災により資源が制約される条件下においても非常時優先業務の実施を確保する業務継続計画（BCP）の策定を行う。 本部（役場庁舎）が被災した場合でも本部機能が損なわれることが無いよう、代替施設をあらかじめ選定し体制を構築する。
<p>庁内データの保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報システムの整備は進み、セキュリティレベルも向上しているが、設備更新時のコスト確保が懸念される。 情報システムに関する町職員の知識や技能の定着度は十分といえないことから、一層の対策が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年に導入された自治体クラウドにおける他市町村との連携を前提とし、機器、技術などの共有化を図り、スケールメリットの獲得による費用の低減、及び職員間の交流によるマンパワーの拡充を目指す。 特定個人情報取扱研修の確実な受講や、その他研修会への職員の参加を推進し、インシデントの発生を防ぐ。
<p>行政運営の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバー制度に伴い、ぴったりサービスによる電子申請を実施しているが活用実績はない。また、行政窓口のワンストップ化についても進んでいない。 代決専決規定の見直し等により、業務効率化が図られたが、今後定年退職者が多くなるため、質の高い行政サービスの提供が困難になる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の方針の下で自治体 DX の推進を図るとともに、町の実態に合わせたデジタル化に取り組み、住民の利便性の向上を目指す。 幅広い行政課題と急激な社会環境の変化に対応していくため、職員のスキルアップを図るほか、既存事業の見直しや機構改革による業務の効率化を目指す。
<p>情報通信及び情報伝達環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度において市野々地区、八木沢地区に携帯電話基地局を建設し、不感エリアを解消した。 情報通信基盤の整備は概ね完了しており、インターネット契約数が 1,006(平成 24 年度)から 2,201(令和元年度)へ増加している。「整備」から「利活用」のフェーズとなっている。 施設機器等の整備は完了したものの、データ放送機能はあまり活用されていないなど、利活用については不十分な状況である。 防災情報については、町内の防災行政無線をデジタル化したことにより、安定した情報提供が可能となったほか、国が提供するシステムと自動連係できている。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信設備の整備は完了しているものの、新技術の普及など一定期間で大きく変動する分野であると考えられる。そのため、既存設備の更新においては、同一仕様ではなく将来を想定して機器の構成を検討する。 町内インターネット利用者数は当該事業実施後（平成 23 年度）から飛躍的に増加している。加入者が利用できるコンテンツの配信、サービスの開始により、一層の住民サービスの向上につながると考えられるため、全庁的な利活用を推進する。 ICT(情報通信技術)の利活用を推進するためには、職員が施設の状況、機能を理解することが重要であるため、庁内への周知や研修を実施しなければならない。 防災行政無線の使用方法について、担当者が誰でも使用できるよう、手順の可視化や簡略化などのマニュアル化を行う。
<p>災害時におけるエネルギー（石油製品）の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関が脆弱であり、寒冷地である本町においては、ガソリンや灯油は住民生活に不可欠であるが、人口減少とともに販売事業者の努力だけでは供給網の維持が難しくなりつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> 給油所は、自動車などの燃料だけでなく、暖房用の燃料供給拠点でもあることから、給油所を維持し石油製品の安定供給や災害時のエネルギー確保ができる環境の整備に努める。 脱炭素社会の実現に向け、次世代自動車用の充電設備等の整備を促進する。

(3-1) 脆弱性評価	対応方策
再生可能エネルギーの導入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県北9市町村による「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」や横浜市との再生可能エネルギーについての連携協定など、再生可能エネルギーの取組みを進めている。このことから、太陽光発電事業のさらなる推進や、バイオマス資源の有効活用などにより、人と自然とが共存する地域社会を目指す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画に基づき、再生可能エネルギーの利用促進に努め、雇用の拡大やエネルギーの地産地消への取組みを推進する。 ・横浜市との再エネ連携協定に基づくエネルギー供給のほか、農産物などの物的交流や観光面での人的交流を促進する。 ・公共施設における省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の導入を推進するとともに、一般家庭や企業への再生可能エネルギー設備の導入を支援する。 ・バイオマス資源から発生する熱の大規模園芸施設への活用など、畜産系・農業系バイオマスを有効に活用した事業を推進する。
公共建築物の老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> ・軽米町公共施設等総合管理計画（平成29年3月作成）では、公共建築物の延べ床面積は78,534.4㎡（施設数128）あり、その約半分が建築後30年を経過し老朽化が進んでいる。旧耐震基準（昭和56年以前）の施設も多く存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽米町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、計画的に公共施設の総量の適正化を図るほか、民間企業との連携も含め施設の長寿命化や維持管理運営について効率化や費用の縮減を図る必要がある。

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(4-1) 脆弱性評価	対応方策
避難所等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所は45箇所、指定避難所は38箇所あり（町防災マップ令和元年11月作成）、各地域を網羅しているが、土砂災害や地震災害時において使用できる避難所がない地域が存在する。（土砂災害における増子内地区及び地震災害における晴山地区） ・バリアフリー化されていない施設がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における通信機材や非常用電源のほか備蓄品等の確保に努める。 ・災害の種類によって使用できる避難所がない地域に対する対応について検討する。 ・避難所等が誰でも利用しやすい施設にするためのバリアフリー化を推進する。
災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットやスマートフォンの利用環境の整備による情報の伝達体制の充実が進められているが、通信機器の利用が困難な要配慮者への確実な情報伝達や安否確認等の体制及び連絡網の構築は進められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信機器の利用が困難な住民への災害情報の周知や、安否確認等について、自主防災組織や自治会組織等により、体制の構築を推進する。
情報通信及び情報伝達環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度において市野々地区、八木沢地区に携帯電話基地局を建設し、不感エリアを解消した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信設備の整備は完了しているものの、新技術の普及など一定期間で大きく変動する分野であると考えられる。そのため、既存設備の更新においては、同一仕様ではなく将来を想定して機器の構成を検討する。

(4-1) 脆弱性評価	対応方策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信基盤の整備は概ね完了しており、インターネット契約数が1,006(平成24年度)から2,201(令和元年度)へ増加している。「整備」から「利活用」のフェーズとなっている。 ・ 施設機器等の整備は完了したものの、データ放送機能はあまり活用されていないなど、利活用については不十分な状況である。 ・ 防災情報については、町内の防災行政無線をデジタル化したことにより、安定した情報提供が可能となったほか、国が提供するシステムと自動連係できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内インターネット利用者数は当該事業実施後(平成23年度)から飛躍的に増加している。加入者が利用できるコンテンツの配信、サービスの開始により、一層の住民サービスの向上につながると考えられるため、全庁的な利活用を推進する。 ・ ICT(情報通信技術)の利活用を推進するためには、職員が施設の状況、機能を理解することが重要であるため、庁内への周知や研修を実施しなければならない。 ・ 防災行政無線の使用方法について、担当者が誰でも使用できるよう、手順の可視化や簡略化などのマニュアル化を行う。
<p>防災教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校教育において、東日本大震災被災地との交流等を通じて、自然災害に対する理解や防災意識の高揚を図っている。 ・ 自主防災組織については、地域活動支援事業費補助金等による支援を行い、令和元年度までに10組織が結成された(平成29年度6組織 平成30年度3組織 令和元年度1組織)。婦人消防協力隊を含む自主防災組織率は令和2年4月1日時点で44.8%であり、県内でも最低水準となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の結成を支援するとともに、訓練等の活動をサポートする。 ・ 防災訓練の実施等により、災害時における地域防災体制の充実を図る。
<p>防災に関する計画等の作成及び見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災マップの作成や避難所案内看板の設置を実施している。 ・ 軽米町地域防災計画(平成28年3月18日改正)が改正から5年以上経過しており、改定の必要性が増している。 ・ 土砂災害警戒区域ごとの災害防止対策の検討が必要である。 ・ 避難行動要支援者の避難支援体制の構築と個別避難支援計画の作成を関係組織や住民参画により実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒区域ごとの災害防止対策の検討を推進する。 ・ 避難行動要支援者の避難支援体制の構築と個別避難支援計画の作成を関係組織や住民参画により推進する。 ・ 軽米町地域防災計画や防災マップ等、防災に関する計画について適宜見直しを行う必要がある。
<p>防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織や地区住民も参加する防災訓練が実施されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係組織や住民も参加する防災訓練を実施し、災害時の行動や対応方法等について参加者の習熟に努める。 ・ 具体的な避難ルートの確認や避難行動の理解を深めるため、企業や学校など他組織との連携や自主防災組織単位での訓練の実施についても検討する。
<p>要配慮者等の避難支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターにおいて要援護高齢者の実態把握、災害時要援護者支援システムの活用、総合相談支援業務・継続的ケアマネジメント支援業務等の充実が図られている。 ・ 福祉に係る住民主体の地域活動は、自主防災を考える組織や体操の実施など、地域の実情に合わせた多種多様な活動の展開が広まりつつある。 ・ 高齢化の進展に伴い、一人で避難することが困難な高齢者が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者の避難支援や災害時要援護者の個別避難支援計画の策定を地域住民とともに実施する。

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 ライフラインの寸断等による地元企業等の生産力低下

(5-1) 脆弱性評価	対応方策
上水道施設の耐災害性の向上 <ul style="list-style-type: none"> 水道普及率は平成30年度で76.0%であり、県平均94.0%に比べ低い水準となっている。 既存水道施設のうち経年劣化が著しい箇所もあり、老朽化対策が課題となっている。 漏水箇所の出現が繰り返されるため、漏水調査の内容・方法を検討し、漏水調査の強化を図る必要がある。 給水区域外における生活用水確保のため、自家水道整備への支援を行っている。 浄水場、配水池は耐震性を保持していない施設が多数ある。 基幹管路や重要管路は耐震性能が劣っているため、耐震管への更新が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替えを耐震化とともに進める。 近接施設との統廃合等も検討のうえ、計画的な施設更新を推進する。 漏水調査の内容や方法を検討しながら定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図る。 引き続き、給水区域外における生活用水の確保に係る支援を行う。
汚水処理施設の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度末に軽米町特定環境保全公共下水道事業の施設及び面整備は完了したが、接続件数は伸び悩んでいる。 浄化槽設置整備事業により、平成27年度から令和元年度の5か年計画で102件の設置に補助を実施しており、公共下水道区域外における合併浄化槽の整備を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の耐用年数を経過した電気機械設備の更新計画（ストックマネジメント）を策定のうえ年間更新費用の平準化を図る。 下水道事業の効果について受益者にPRし、下水道接続件数の増加を図る。 浄化槽設置整備事業を継続し、公共下水道区域外における合併浄化槽の整備を推進する。
建築物等の災害対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化について住民の関心は低く、建築物の耐震化は進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月末以前の建物を中心に所有者へ耐震診断や耐震改修の啓発を行う。 住宅・建築物安全ストック形成事業により木造住宅耐震診断士派遣事業や木造住宅耐震改修工事助成事業を実施する。
企業における事業継続体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 町内企業において事業継続計画（BCP）の策定に対する積極的な動きは見られない。 	<ul style="list-style-type: none"> 商工会とも連携しながら、事業継続計画（BCP）の必要性を周知し、事業継続計画（BCP）の策定を推進する必要がある。
企業における備蓄の推進 <ul style="list-style-type: none"> 災害時に必要な資機材、燃料、物資の備蓄に関する各企業の取組状況について把握できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 各企業における備蓄について調査する必要がある。
農業の経営基盤の強化 <ul style="list-style-type: none"> 稲作と畑作・畜産等の複合経営や飼育用米の栽培推進による資源循環型農業を推進している。近年では、プロイラー産業や養豚が着実に発展しており、本町農業の基幹作目となっている。 環境保全型農業直接支払交付対象面積は、平成27年度は3組織で3,971aであったが、令和元年度は1組織2,646aと減少傾向にある。 認定農業者数は、平成25年度は192経営体（うち14法人）であったが、令和元年度は150経営体（うち13法人）と減少傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域農業マスタープランを基に、地域の中心経営体に農地を集約するとともに、機械やロボット技術、ICT（情報通信技術）の導入支援により生産拡大を推進する。 集落営農組織や農業生産法人の育成を推進する。 安心・安全な農林産物や加工品のブランド化に向けた取組みを支援する。 バイオマス資源を有効に活用した資源循環型の農林畜産業を推進する。 近隣市町村との連携を図りながら、農林畜産物の安心・安全な産地科を推進する。

(5-1) 脆弱性評価	対応方策
<p>林業の経営基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 町の7割以上を森林が占めているが、木材価格の低迷、林業従事者の減少や高齢化等により、林業生産活動は停滞している。 太陽光発電事業による林地の活用や木質バイオマスの活用による木材需要が見込まれており、森林の公益的機能の保全と木質資源の循環に配慮した森林の整備及び活用が課題となっている。 特用林産物は、広葉樹資源の活用により、しいたけ、木炭等が生産されている。木炭については、平成30年に岩手木炭協会が地理的表示(GI)保護制度に登録され、ブランド力の向上が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林整備計画や森林経営管理制度に基づき森林振興を推進する。 森林の経営に関して森林所有者への意向調査を行い、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進する。 広葉樹等の森林資源を有効に活用し、しいたけ、木炭等の経営基盤の整備拡充と生産推進体制の確立を促進する。
<p>地域経済の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> (株)軽米町産業開発が主体となり、特産品を使った商品等の開発・販売を行っているほか、「かるまいブランド」認証制度による新たな商品開発、販売促進に向けた支援を行っている。今後も農林産物等の6次産業化の取組みを加速させ、ニーズにあった商品づくりや特産品の販売拡大等を推進する必要がある。 再生可能エネルギーを町の有効な資源として活用推進しており、再生可能エネルギー関連事業などの新たな産業も含め、魅力ある企業の誘致を積極的に進める必要がある。 大型店や専門店のある近隣市町村への購買力の流出が顕著であり、町内の商店数は減少傾向にある。町内での消費を喚起し、地域内における経済の循環を推進する必要がある。 本町の自然や文化を体験できる施設の活用や年間を通してイベントを開催するなど、交流人口の増加に努めている。既存の観光資源を磨き上げながら、広域連携による幅広い観光メニューの開発や受け入れ態勢を整備することが重要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内事業者の新たな掘り起こしや既存事業者の取組みが促進されるよう6次産業化を推進する。 ホームページやSNS等を活用した知名度の向上を図る。 町の特産品を活用した付加価値の高い商品開発を推進し、町内の学校や関係機関等の連携により販路の拡大を図る。 バイオマス資源から発生する熱を活用した園芸施設や再生可能エネルギー関連施設、大規模養鶏団地など、町の特性を活かした企業誘致を推進する。 平成12年度に取得した8.5haの工業団地を有効に活用した事業を推進する。 多様な世代が交流できる複合施設「かるまい交流駅(仮称)」の整備を進め、町中心部への人の流れを活発化し、商店街等の活性化を図る。 町外からの目線や専門的な見解を取り入れながら町内商工業の活性化を図る。 既存の観光資源を磨き上げるとともに、広域連携により地域としての魅力を積極的に発信する。 観光ボランティアや観光ガイドの育成を支援し、受け入れ人材の育成を促進する。 観光施設の環境整備や案内看板などの充実を図る。 イベントごとにターゲットを絞り、内容に変化を加えながら、観光客の増加を目指す。
<p>企業の体質強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽米町中小企業金融対策事業により、町内の金融機関を窓口令和元年度は町内75事業者に対して利子補給を実施し、事業者の経営安定の役割を果たした。 人口減少や高齢化といった状況に対応するため、企業の経営の合理化や中小企業の経営の安定化など、商工会や金融機関等の連携による企業の経営支援対策を強化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内商工業の経営基盤を強化するため、商工会や金融機関などの支援機関と連携しながら経営支援体制の充実を図る。

(5-1) 脆弱性評価	対応方策
<p>道路整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 町道は、日常生活路線を中心に整備を進めているが、改良率 69.5%、舗装率 71.2% と国や県に比較すると整備状況は大幅に下回っている。未改良道路は、ほとんどが幅員 3m 未満で、緊急車両の通行や冬期の交通確保のため、整備が急務となっている。また、本町は自動車交通に大きく依存しているため、道路整備においては、利便性、安全性、耐防災性などの総合的な観点から計画的な整備が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県などの関係機関と連携を図り、計画的な道路整備により、利便性の向上と安全で快適な道路網の整備を図る。 危険箇所の改善や道路の適正な維持管理を図るとともに、災害に強いインフラ整備を推進する。 定期的な点検により、橋梁の老朽化等を把握し、計画的な維持補修、更新を推進する。 生活や産業に密着した農道や林道の改良、維持補修に努める。
<p>除雪体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 除雪作業については、業者への委託と直営により実施しているが、委託業者等の除雪オペレーターの高齢化に対する対応と除雪に要する時間の短縮が求められている。 老朽化した除雪機械の更新に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と連携しながら、委託業者等のオペレーター確保と除雪機械の拡充に対する対策を講じる。 凍結防止装置等の整備により、路線の安全確保を図る。
<p>担い手の確保及び育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内の多くの産業において、後継者や人材の不足が続いている。 町内行政区において人口減少や少子高齢化の進展により、地域コミュニティの希薄化、地域活動の継続が危ぶまれる状況となっているが、地域における資源管理機能や生活扶助機能を維持するために地域コミュニティの役割は大きくなっているため、地域活動を支える人材の確保や育成が重要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 就農相談会の開催等を通じて意欲ある新たな人材をターゲットに新規就農者の掘り起こしを進める。 農業次世代人材投資事業や軽米町親元就農給付金事業などを活用し、農業振興の中心となる担い手の確保、育成を図る。 人材の発掘、育成のための研修事業、産業振興に関する情報提供と指導への支援を行い、産業のリーダーや中心となる人材の確保と地場企業の育成強化を図る。 新規求職者奨励金事業を継続し、雇用の場の確保と町内企業における安定的な雇用を図る。 商工会や金融機関等と連携した支援を進めるとともに、講習会等の開催や情報提供等による人材育成に努める。 地域活動を支える人材の育成や担い手確保の支援を推進する。
<p>上水道施設の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存水道施設のうち経年劣化が著しい箇所もあり、老朽化対策が課題となっている。 漏水箇所の出現が繰り返されるため、漏水調査の内容・方法を検討し、漏水調査の強化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替えを耐震化とともに進める。 近接施設との統廃合等も検討のうえ、計画的な施設更新を推進する。 漏水調査の内容や方法を検討しながら定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図る。
<p>道路・橋梁・公園等の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の点検や調査結果に基づき維持管理や修繕を実施している。 道路や公園に関する老朽化対策やマネジメントに関する計画は作成していない。 橋梁については、軽米町橋梁長寿命化修繕計画に基づき平成 25 年度から長寿命化対策を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所の改善や道路の点検・修繕対策など適正に維持管理を行う。 施設の機能を維持していくため、長寿命化や修繕に係る計画を作成または見直しを行い、計画的な修繕や更新等に取り組む。

(5-1) 脆弱性評価	対応方策
ごみ処理施設やし尿処理施設の老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> 二戸地区広域行政事務組合により施設の運営がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の長寿命化対策について、二戸地区広域行政事務組合や関係市町村で計画作成し、機能の維持に努める。

5-2 食料等の安定供給の停滞

(5-2) 脆弱性評価	対応方策
各組織との連携体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> 「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」や近隣市町村と災害応急措置応援協定を締結（構成市町村：二戸市・一戸町・九戸村・軽米町・三戸町・田子町）し、災害時における応援協力体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業等との災害時応援協定の締結を推進するなど、自治体以外の組織とも連携強化を図り、災害に対する体制強化に努める。
上水道施設の耐災害性の向上 <ul style="list-style-type: none"> 水道普及率は平成30年度で76.0%であり、県平均94.0%に比べ低い水準となっている。 既存水道施設のうち経年劣化が著しい箇所もあり、老朽化対策が課題となっている。 漏水箇所の出現が繰り返されるため、漏水調査の内容・方法を検討し、漏水調査の強化を図る必要がある。 給水区域外における生活用水確保のため、自家水道整備への支援を行っている。 浄水場、配水池は耐震性を保持していない施設が多数ある。 基幹管路や重要管路は耐震性能が劣っているため、耐震管への更新が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替えを耐震化とともに進める。 近接施設との統廃合等も検討のうえ、計画的な施設更新を推進する。 漏水調査の内容や方法を検討しながら定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図る。 引き続き、給水区域外における生活用水の確保に係る支援を行う。
災害対応時の応急給水体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における給水計画は策定されているが、災害発生時の対応に人員不足が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 給水タンク及び応急復旧資器材の確保、近隣市町村との応援体制の強化など、災害時における体制の強化に取り組む必要がある。
災害時におけるエネルギー（石油製品）の確保 <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関が脆弱であり、寒冷地である本町においては、ガソリンや灯油は住民生活に不可欠であるが、人口減少とともに販売事業者の努力だけでは供給網の維持が難しくなりつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> 給油所は、自動車などの燃料だけでなく、暖房用の燃料供給拠点でもあることから、給油所を維持し石油製品の安定供給や災害時のエネルギー確保ができる環境の整備に努める。 脱炭素社会の実現に向け、次世代自動車用の充電設備等の整備を促進する。
道路整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> 町道は、日常生活路線を中心に整備を進めているが、改良率69.5%、舗装率71.2%と国や県に比較すると整備状況は大幅に下回っている。未改良道路は、ほとんどが幅員3m未満で、緊急車両の通行や冬期の交通確保のため、整備が急務となっている。また、本町は自動車交通に大きく依存しているため、道路整備においては、利便性、安全性、耐防災性などの総合的な観点から計画的な整備が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県などの関係機関と連携を図り、計画的な道路整備により、利便性の向上と安全で快適な道路網の整備を図る。 危険箇所の改善や道路の適正な維持管理を図るとともに、災害に強いインフラ整備を推進する。 定期的な点検により、橋梁の老朽化等を把握し、計画的な維持補修、更新を推進する。 生活や産業に密着した農道や林道の改良、維持補修に努める。

(5-2) 脆弱性評価	対応方策
除雪体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 除雪作業については、業者への委託と直営により実施しているが、委託業者等の除雪オペレーターの高齢化に対する対応と除雪に要する時間の短縮が求められている。 老朽化した除雪機械の更新に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と連携しながら、委託業者等のオペレーター確保と除雪機械の拡充に対する対策を講じる。 凍結防止装置等の整備により、路線の安全確保を図る。
ヘリコプター発着所の確保 <ul style="list-style-type: none"> 町内で指定されているヘリポート基地は7箇所となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ヘリポートやアクセス道路が被災する可能性も考慮し、ヘリコプターによる活動の冗長性を確保するため、ヘリポートとして利用可能な他の箇所について調査を進める。
備蓄の促進 <ul style="list-style-type: none"> 防災マップ等を通じて家庭及び事業所での物資の備蓄を呼びかけているが備蓄状況は把握できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄計画を作成し、計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を実施する。 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
上水道施設の老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> 既存水道施設のうち経年劣化が著しい箇所もあり、老朽化対策が課題となっている。 漏水箇所の出現が繰り返されるため、漏水調査の内容・方法を検討し、漏水調査の強化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替えを耐震化とともに進める。 近接施設との統廃合等も検討のうえ、計画的な施設更新を推進する。 漏水調査の内容や方法を検討しながら定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図る。
道路・橋梁・公園等の老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> 施設の点検や調査結果に基づき維持管理や修繕を実施している。 道路や公園に関する老朽化対策やマネジメントに関する計画は作成していない。 橋梁については、軽米町橋梁長寿命化修繕計画に基づき平成25年度から長寿命化対策を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所の改善や道路の点検・修繕対策など適正に維持管理を行う。 施設の機能を維持していくため、長寿命化や修繕に係る計画を作成または見直しを行い、計画的な修繕や更新等に取り組む。

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(6-1) 脆弱性評価	対応方策
重要施設等の防災機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> 災害対策上必要な重要施設等における、不燃化、防災機能強化、避難及び救助活動の拠点としての機能確保、非常用電源設備等の整備について、地域防災計画において位置づけられているが、当該重要施設の特定や必要な対策について計画されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策上必要な重要建築物等の特定と対象建築物の防災機能の状況について評価し整理する必要がある。 軽米町公共施設等総合管理計画の方針と整合を図りながら重要建築物の防災機能の強化を計画的に進める。

(6-1) 脆弱性評価	対応方策
<p>避難所等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所は45箇所、指定避難所は38箇所あり(町防災マップ令和元年11月作成)、各地域を網羅しているが、土砂災害や地震災害時において使用できる避難所がない地域が存在する。(土砂災害における増子内地区及び地震災害における晴山地区) バリアフリー化されていない施設がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における通信機材や非常用電源のほか備蓄品等の確保に努める。 災害の種類によって使用できる避難所がない地域に対する対応について検討する。 避難所等が誰でも利用しやすい施設にするためのバリアフリー化を推進する。
<p>災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットやスマートフォンの利用環境の整備による情報の伝達体制の充実は進められているが、通信機器の利用が困難な要配慮者への確実な情報伝達や安否確認等の体制及び連絡網の構築は進められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 通信機器の利用が困難な住民への災害情報の周知や、安否確認等について、自主防災組織や自治会組織等により、体制の構築を推進する。
<p>各組織との連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」や近隣市町村と災害応急措置応援協定を締結(構成市町村:二戸市・一戸町・九戸村・軽米町・三戸町・田子町)し、災害時における応援協力体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業等との災害時応援協定の締結を推進するなど、自治体以外の組織とも連携強化を図り、災害に対する体制強化に努める。
<p>災害時におけるエネルギー(石油製品)の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関が脆弱であり、寒冷地である本町においては、ガソリンや灯油は住民生活に不可欠であるが、人口減少とともに販売事業者の努力だけでは供給網の維持が難しくなりつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> 給油所は、自動車などの燃料だけでなく、暖房用の燃料供給拠点でもあることから、給油所を維持し石油製品の安定供給や災害時のエネルギー確保ができる環境の整備に努める。 脱炭素社会の実現に向け、次世代自動車用の充電設備等の整備を促進する。
<p>再生可能エネルギーの導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩手県北9市町村による「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」や横浜市との再生可能エネルギーについての連携協定など、再生可能エネルギーの取組みを進めている。このことから、太陽光発電事業のさらなる推進や、バイオマス資源の有効活用などにより、人と自然とが共存する地域社会を目指す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画に基づき、再生可能エネルギーの利用促進に努め、雇用の拡大やエネルギーの地産地消への取組みを推進する。 横浜市との再エネ連携協定に基づくエネルギー供給のほか、農産物などの物的交流や観光面での人的交流を促進する。 公共施設における省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の導入を推進するとともに、一般家庭や企業への再生可能エネルギー設備の導入を支援する。 バイオマス資源から発生する熱の大規模園芸施設への活用など、畜産系・農業系バイオマスを有効に活用した事業を推進する。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(6-2) 脆弱性評価	対応方策
上水道施設の耐災害性の向上 <ul style="list-style-type: none"> 水道普及率は平成30年度で76.0%であり、県平均94.0%に比べ低い水準となっている。 既存水道施設のうち経年劣化が著しい箇所もあり、老朽化対策が課題となっている。 漏水箇所の出現が繰り返されるため、漏水調査の内容・方法を検討し、漏水調査の強化を図る必要がある。 給水区域外における生活用水確保のため、自家水道整備への支援を行っている。 浄水場、配水池は耐震性を保持していない施設が多数ある。 基幹管路や重要管路は耐震性能が劣っているため、耐震管への更新が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替えを耐震化とともに進める。 近接施設との統廃合等も検討のうえ、計画的な施設更新を推進する。 漏水調査の内容や方法を検討しながら定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図る。 引き続き、給水区域外における生活用水の確保に係る支援を行う。
災害対応時の応急給水体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における給水計画は策定されているが、災害発生時の対応に人員不足が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 給水タンク及び応急復旧資器材の確保、近隣市町村との応援体制の強化など、災害時における体制の強化に取り組む必要がある。
上水道施設の老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> 既存水道施設のうち経年劣化が著しい箇所もあり、老朽化対策が課題となっている。 漏水箇所の出現が繰り返されるため、漏水調査の内容・方法を検討し、漏水調査の強化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替えを耐震化とともに進める。 近接施設との統廃合等も検討のうえ、計画的な施設更新を推進する。 漏水調査の内容や方法を検討しながら定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図る。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(6-3) 脆弱性評価	対応方策
汚水処理施設の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度末に軽米町特定環境保全公共下水道事業の施設及び面整備は完了したが、接続件数は伸び悩んでいる。 浄化槽設置整備事業により、平成27年度から令和元年度の5か年計画で102件の設置に補助を実施しており、公共下水道区域外における合併浄化槽の整備を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の耐用年数を経過した電気機械設備の更新計画(ストックマネジメント)を策定のうえ年間更新費用の平準化を図る。 下水道事業の効果について受益者にPRし、下水道接続件数の増加を図る。 浄化槽設置整備事業を継続し、公共下水道区域外における合併浄化槽の整備を推進する。

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

(6-4) 脆弱性評価	対応方策
各組織との連携体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> 「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」や近隣市町村と災害応急措置応援協定を締結(構成市町村:二戸市・一戸町・九戸村・軽米町・三戸町・田子町)し、災害時における応援協力体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業等との災害時応援協定の締結を推進するなど、自治体以外の組織とも連携強化を図り、災害に対する体制強化に努める。

(6-4) 脆弱性評価	対応方策
道路整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> 町道は、日常生活路線を中心に整備を進めているが、改良率 69.5%、舗装率 71.2% と国や県と比較すると整備状況は大幅に下回っている。未改良道路は、ほとんどが幅員 3m 未満で、緊急車両の通行や冬期の交通確保のため、整備が急務となっている。また、本町は自動車交通に大きく依存しているため、道路整備においては、利便性、安全性、耐防災性などの総合的な観点から計画的な整備が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県などの関係機関と連携を図り、計画的な道路整備により、利便性の向上と安全で快適な道路網の整備を図る。 危険箇所の改善や道路の適正な維持管理を図るとともに、災害に強いインフラ整備を推進する。 定期的な点検により、橋梁の老朽化等を把握し、計画的な維持補修、更新を推進する。 生活や産業に密着した農道や林道の改良、維持補修に努める。
除雪体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 除雪作業については、業者への委託と直営により実施しているが、委託業者等の除雪オペレーターの高齢化に対する対応と除雪に要する時間の短縮が求められている。 老朽化した除雪機械の更新に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と連携しながら、委託業者等のオペレーター確保と除雪機械の拡充に対する対策を講じる。 凍結防止装置等の整備により、路線の安全確保を図る。
ヘリコプター発着所の確保 <ul style="list-style-type: none"> 町内で指定されているヘリポート基地は 7 箇所となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ヘリポートやアクセス道路が被災する可能性も考慮し、ヘリコプターによる活動の冗長性を確保するため、ヘリポートとして利用可能な他の箇所について調査を進める。
公共交通機能の維持 <ul style="list-style-type: none"> 鉄道の無い本町において、生活バス路線は高齢者を中心に重要な交通手段となっている。民間の路線バスや町民バス、コミュニティバス等が運行されているが、マイカーの普及や人口減少等により利用者は減少傾向にある。 高齢者や児童生徒などの交通弱者の交通手段を確保するため、新たな手法も含めた総合的な公共交通体制を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> バス交通路線の維持・確保を図るため、町民バス車両の計画的な更新に努める。 「かるまい交流駅(仮称)」をターミナル駅とする新たな運行経路の設定などにより、利便性の向上と町中心部の活性化を図る。 デマンドタクシーを含めた総合的な公共交通体制について検討を行い、公共交通の利便性の向上を図る。
道路・橋梁・公園等の老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> 施設の点検や調査結果に基づき維持管理や修繕を実施している。 道路や公園に関する老朽化対策やマネジメントに関する計画は作成していない。 橋梁については、軽米町橋梁長寿命化修繕計画に基づき平成 25 年度から長寿命化対策を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所の改善や道路の点検・修繕対策など適正に維持管理を行う。 施設の機能を維持していくため、長寿命化や修繕に係る計画を作成または見直しを行い、計画的な修繕や更新等に取り組む。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(6-5) 脆弱性評価	対応方策
重要施設等の防災機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> 災害対策上必要な重要施設等における、不燃化、防災機能強化、避難及び救助活動の拠点としての機能確保、非常用電源設備等の整備について、地域防災計画において位置づけられているが、当該重要施設の特定や必要な対策について計画されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策上必要な重要建築物等の特定と対象建築物の防災機能の状況について評価し整理する必要がある。 軽米町公共施設等総合管理計画の方針と整合を図りながら重要建築物の防災機能の強化を計画的に進める。

(6-5) 脆弱性評価	対応方策
<p>公共建築物の洪水・浸水及び土砂災害の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の多くの建築物が洪水浸水想定区域にあり、さらに氾濫時に家屋倒壊等の被害が想定される家屋倒壊等氾濫想定区域内にも多くの建築物が存在している。 ・ 土砂災害特別警戒区域、土石流危険区域、急傾斜地危険箇所等の土砂災害の危険箇所に存する建物が多く見られ、避難所等に指定されている公共施設や役場庁舎等も確認されるため、対策を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水災害想定区域や土砂災害の危険エリア内に多くの建築物の存在が確認でき、公共施設の一部も確認されるため、災害のパターンを想定しながら、避難経路、避難方法、資機材の保全、代替施設の選定等、ハードとソフトの両面から公共施設の防災対策の強化を推進する。
<p>災害時業務継続体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政が自ら被災したことを想定した業務継続計画（BCP）は現在策定されていないため、計画の策定に取り組む必要がある。 ・ 本部（役場庁舎）被災時における代替施設は現時点で設定されていない。土砂災害の被害にあう可能性もあるため、代替施設の検討を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災により資源が制約される条件下においても非常時優先業務の実施を確保する業務継続計画（BCP）の策定を行う。 ・ 本部（役場庁舎）が被災した場合でも本部機能が損なわれることが無いよう、代替施設をあらかじめ選定し体制を構築する。
<p>消防活動の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な消防施設の更新（1年に1台の割合での消防車両の更新等）、防火水槽の整備、防災行政無線のデジタル化等を行い、ハード面の充実を図っている。 ・ 消防団員の高齢化が進むとともに、新入団員の確保が厳しい状況となっている。（定員502名に対し、令和2年4月1日現在408名）また、現状から消防団組織の再編は必要と考えるが検討できていない。 ・ 二戸消防署軽米分署の建物及び車両の更新を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き消防施設や消防機器等の計画的な更新を進める。 ・ 新入消防団員の確保と機能別消防団員制度の導入等により、火災、災害時の活動人員の確保に努める。 ・ 消防団の再編成、出動範囲の見直し、機能別消防団員制度の導入等により、少子化高齢化や人口減少など地域の実情に応じた消防体制の構築を図る。
<p>救急体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二戸地区広域行政事務組合において、計画的に救急車両を更新している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き二戸地区広域行政事務組合の消防組織により救急体制の充実強化を図るとともに、医療機関を含めた消防・救急・救助の体制強化を進める必要がある。
<p>防火対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期消火に必要な消化資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれらの取扱いについて普及活動を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、住民の防火意識や防火活動の向上を図る。 ・ 広報や訓練等を通じ、建築物の不燃化を推進する。
<p>各組織との連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」や近隣市町村と災害応急措置応援協定を締結（構成市町村：二戸市・一戸町・九戸村・軽米町・三戸町・田子町）し、災害時における応援協力体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等との災害時応援協定の締結を推進するなど、自治体以外の組織とも連携強化を図り、災害に対する体制強化に努める。

(6-5) 脆弱性評価	対応方策
<p>上水道施設の耐災害性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道普及率は平成 30 年度で 76.0% であり、県平均 94.0% に比べ低い水準となっている。 既存水道施設のうち経年劣化が著しい箇所もあり、老朽化対策が課題となっている。 漏水箇所の出現が繰り返されるため、漏水調査の内容・方法を検討し、漏水調査の強化を図る必要がある。 給水区域外における生活用水確保のため、自家水道整備への支援を行っている。 浄水場、配水池は耐震性を保持していない施設が多数ある。 基幹管路や重要管路は耐震性能が劣っているため、耐震管への更新が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替えを耐震化とともに進める。 近接施設との統廃合等も検討のうえ、計画的な施設更新を推進する。 漏水調査の内容や方法を検討しながら定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図る。 引き続き、給水区域外における生活用水の確保に係る支援を行う。
<p>災害対応時の応急給水体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における給水計画は策定されているが、災害発生時の対応に人員不足が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 給水タンク及び応急復旧資器材の確保、近隣市町村との応援体制の強化など、災害時における体制の強化に取り組む必要がある。
<p>道路整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 町道は、日常生活路線を中心に整備を進めているが、改良率 69.5%、舗装率 71.2% と国や県に比較すると整備状況は大幅に下回っている。未改良道路は、ほとんどが幅員 3m 未満で、緊急車両の通行や冬期の交通確保のため、整備が急務となっている。また、本町は自動車交通に大きく依存しているため、道路整備においては、利便性、安全性、耐防災性などの総合的な観点から計画的な整備が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県などの関係機関と連携を図り、計画的な道路整備により、利便性の向上と安全で快適な道路網の整備を図る。 危険箇所の改善や道路の適正な維持管理を図るとともに、災害に強いインフラ整備を推進する。 定期的な点検により、橋梁の老朽化等を把握し、計画的な維持補修、更新を推進する。 生活や産業に密着した農道や林道の改良、維持補修に努める。
<p>除雪体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 除雪作業については、業者への委託と直営により実施しているが、委託業者等の除雪オペレーターの高齢化に対する対応と除雪に要する時間の短縮が求められている。 老朽化した除雪機械の更新に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と連携しながら、委託業者等のオペレーター確保と除雪機械の拡充に対する対策を講じる。 凍結防止装置等の整備により、路線の安全確保を図る。
<p>ヘリコプター発着所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内で指定されているヘリポート基地は 7 箇所となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ヘリポートやアクセス道路が被災する可能性も考慮し、ヘリコプターによる活動の冗長性を確保するため、ヘリポートとして利用可能な他の箇所について調査を進める。
<p>公共建築物の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽米町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月作成）では、公共建築物の延べ床面積は 78,534.4 m²（施設数 128）あり、その約半分が建築後 30 年を経過し老朽化が進んでいる。旧耐震基準（昭和 56 年以前）の施設も多く存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽米町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、計画的に公共施設の総量の適正化を図るほか、民間企業との連携も含め施設の長寿命化や維持管理運営について効率化や費用の縮減を図る必要がある。

(6-5) 脆弱性評価	対応方策
上水道施設の老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> ・既存水道施設のうち経年劣化が著しい箇所もあり、老朽化対策が課題となっている。 ・漏水箇所の出現が繰り返されるため、漏水調査の内容・方法を検討し、漏水調査の強化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替えを耐震化とともに進める。 ・近接施設との統廃合等も検討のうえ、計画的な施設更新を推進する。 ・漏水調査の内容や方法を検討しながら定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図る。
道路・橋梁・公園等の老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検や調査結果に基づき維持管理や修繕を実施している。 ・道路や公園に関する老朽化対策やマネジメントに関する計画は作成していない。 ・橋梁については、軽米町橋梁長寿命化修繕計画に基づき平成25年度から長寿命化対策を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の改善や道路の点検・修繕対策など適正に維持管理を行う。 ・施設の機能を維持していくため、長寿命化や修繕に係る計画を作成または見直しを行い、計画的な修繕や更新等に取り組む。

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺

(7-1) 脆弱性評価	対応方策
重要施設等の防災機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策上必要な重要施設等における、不燃化、防災機能強化、避難及び救助活動の拠点としての機能確保、非常用電源設備等の整備について、地域防災計画において位置づけられているが、当該重要施設の特定や必要な対策について計画されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策上必要な重要建築物等の特定と対象建築物の防災機能の状況について評価し整理する必要がある。 ・軽米町公共施設等総合管理計画の方針と整合を図りながら重要建築物の防災機能の強化を計画的に進める。
公共施設の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ・軽米町公共施設等総合管理計画（平成29年3月作成）では、公共建築物の延べ床面積は78,534.4㎡（施設数128）あり、その約半分が建築後30年を経過し老朽化が進んでいる。旧耐震基準（昭和56年以前）の施設も多く存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準（昭和56年以前）の施設中心に耐震診断を実施し、状況の把握に努める。 ・軽米町公共施設等総合管理計画の方針に合わせ施設の更新や耐震化を進める。
利用されていない宅地・家屋の有効活用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家が増加しており、老朽化が進んだ危険な空き家も増えていることから、近隣住民への被害を防ぐ取組みが必要となっているため、空き家の改修等に対する補助事業を令和2年度から開始している。 ・空き家バンク制度を令和元年11月に設置したが、令和2年7月時点の登録件数は1件に留まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の状況や所有者を把握し、危険な住宅の解体撤去などに対する支援を行う。 ・空き家バンク制度や空き家の改修補助事業を推進するとともに、結婚生活や子育て環境のさらなる充実を図り、若者世代・子育て世代に魅力ある支援策を総合的に検討し、UJIターンなどの移住・定住を推進する。
上水道施設の耐災害性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・水道普及率は平成30年度で76.0%であり、県平均94.0%に比べ低い水準となっている。 ・既存水道施設のうち経年劣化が著しい箇所もあり、老朽化対策が課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替えを耐震化とともに進める。 ・近接施設との統廃合等も検討のうえ、計画的な施設更新を推進する。

(7-1) 脆弱性評価	対応方策
<ul style="list-style-type: none"> ・漏水箇所の出現が繰り返されるため、漏水調査の内容・方法を検討し、漏水調査の強化を図る必要がある。 ・給水区域外における生活用水確保のため、自家水道整備への支援を行っている。 ・浄水場、配水池は耐震性を保持していない施設が多数ある。 ・基幹管路や重要管路は耐震性能が劣っているため、耐震管への更新が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水調査の内容や方法を検討しながら定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図る。 ・引き続き、給水区域外における生活用水の確保に係る支援を行う。
建築物等の災害対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化について住民の関心は低く、建築物の耐震化は進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 56 年 5 月末以前の建物を中心に所有者へ耐震診断や耐震改修の啓発を行う。 ・住宅・建築物安全ストック形成事業により木造住宅耐震診断士派遣事業や木造住宅耐震改修工事助成事業を実施する。
公共建築物の老朽化対策	
<ul style="list-style-type: none"> ・軽米町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月作成）では、公共建築物の延べ床面積は 78,534.4 m²（施設数 128）あり、その約半分が建築後 30 年を経過し老朽化が進んでいる。旧耐震基準（昭和 56 年以前）の施設も多く存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽米町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、計画的に公共施設の総量の適正化を図るほか、民間企業との連携も含め施設の長寿命化や維持管理運営について効率化や費用の縮減を図る必要がある。
上水道施設の老朽化対策	
<ul style="list-style-type: none"> ・既存水道施設のうち経年劣化が著しい箇所もあり、老朽化対策が課題となっている。 ・漏水箇所の出現が繰り返されるため、漏水調査の内容・方法を検討し、漏水調査の強化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替えを耐震化とともに進める。 ・近接施設との統廃合等も検討のうえ、計画的な施設更新を推進する。 ・漏水調査の内容や方法を検討しながら定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図る。
道路・橋梁・公園等の老朽化対策	
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検や調査結果に基づき維持管理や修繕を実施している。 ・道路や公園に関する老朽化対策やマネジメントに関する計画は作成していない。 ・橋梁については、軽米町橋梁長寿命化修繕計画に基づき平成 25 年度から長寿命化対策を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の改善や道路の点検・修繕対策など適正に維持管理を行う。 ・施設の機能を維持していくため、長寿命化や修繕に係る計画を作成または見直しを行い、計画的な修繕や更新等に取り組む。

7-2 たため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

(7-2) 脆弱性評価	対応方策
災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備	
<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットやスマートフォンの利用環境の整備による情報の伝達体制の充実は進められているが、通信機器の利用が困難な要配慮者への確実な情報伝達や安否確認等の体制及び連絡網の構築は進められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信機器の利用が困難な住民への災害情報の周知や、安否確認等について、自主防災組織や自治会組織等により、体制の構築を推進する。

(7-2) 脆弱性評価	対応方策
<p>情報通信及び情報伝達環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度において市野々地区、八木沢地区に携帯電話基地局を建設し、不感エリアを解消した。 情報通信基盤の整備は概ね完了しており、インターネット契約数が 1,006(平成 24 年度)から 2,201(令和元年度)へ増加している。「整備」から「利活用」のフェーズとなっている。 施設機器等の整備は完了したものの、データ放送機能はあまり活用されていないなど、利活用については不十分な状況である。 防災情報については、町内の防災行政無線をデジタル化したことにより、安定した情報提供が可能となったほか、国が提供するシステムと自動連係できている。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信設備の整備は完了しているものの、新技術の普及など一定期間で大きく変動する分野であると考えられる。そのため、既存設備の更新においては、同一仕様ではなく将来を想定して機器の構成を検討する。 町内インターネット利用者数は当該事業実施後(平成 23 年度)から飛躍的に増加している。加入者が利用できるコンテンツの配信、サービスの開始により、一層の住民サービスの向上につながると考えられるため、全庁的な利活用を推進する。 ICT(情報通信技術)の利活用を推進するためには、職員が施設の状況、機能を理解することが重要であるため、庁内への周知や研修を実施しなければならない。 防災行政無線の使用方法について、担当者が誰でも使用できるよう、手順の可視化や簡略化などのマニュアル化を行う。
<p>農林業基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心経営体へ農地の集約を進めている。 軽米町森林整備計画に基づき、関係機関と連携を図りながら計画的に森林整備が図られている。 本町の森林面積は、平成 27 年度現在 18,721ha(総面積の約 76%)あり、すべてが民有林である。 太陽光発電事業による林地の活用や木質バイオマスの活用による木材需要が見込まれており、森林の公益的機能の保全と木質資源の循環に配慮した森林の整備及び活用が課題となっている。 林道の整備延長は平成 27 年度で 92,959m であるが林道整備密度は 5.0m/ha と県平均(5.7m/ha)よりも低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中心経営体への利用集積により、農地の適切な管理を推進する。 農業農村整備事業、中山間地域総合整備事業による圃場や農道の整備など、農業生産基盤の整備を促進する。 森林の経営に関して森林所有者への意向調査を行い、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進する。 森林事業の効率化に向け、計画的な林道・作業道の整備や維持を図る。
<p>土砂災害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地すべり危険区域と地すべり防止区域は 5 箇所、土石流危険渓流 16 箇所、山地災害危険地区(地すべり危険地区を除く) 30 箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所 21 箇所が町内にあり、対策がなされていない箇所が多く存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県や国とともに対策工事等の関連する事業の推進を図る。 降雨量等に応じた警戒体制を整えるとともに、土砂災害に関する情報の収集や伝達方法、避難施設等への避難経路等について、土砂災害警戒区域等の区域ごとに定め、町民に周知する必要がある。
<p>河川改修等による治水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年増加している局地的な豪雨により、家屋への浸水や道路の冠水など町民生活への被害リスクが増大している。 町管理の河川改修等は、通常の維持管理や災害が発生した場合の現形復旧により対応しており、それ以外の改修計画は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川やダム那点検や修繕対策など、関係機関と連携を図り適正な管理により、計画的な改修や修繕を行う。 防災マップ等を参考に災害発生の可能性が高い箇所や災害による地域への影響度合いを想定しながら、重要な箇所を把握し、定期的な維持管理や修繕を進める。
<p>河川施設、ダム等の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検や維持管理に努めているが、対策の必要な箇所が多く見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 県等の関係機関と連携しながら、定期的な点検と計画的な維持管理・修繕等により施設の機能維持に努める。

7-3 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(7-3) 脆弱性評価	対応方策
<p>農業の経営基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲作と畑作・畜産等の複合経営や飼育用米の栽培推進による資源循環型農業を推進している。近年では、プロイラー産業や養豚が着実に発展しており、本町農業の基幹作目となっている。 ・環境保全型農業直接支払交付対象面積は、平成27年度は3組織で3,971aであったが、令和元年度は1組織2,646aと減少傾向にある。 ・認定農業者数は、平成25年度は192経営体（うち14法人）であったが、令和元年度は150経営体（うち13法人）と減少傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業マスタープランを基に、地域の中心経営体に農地を集約するとともに、機械やロボット技術、ICT（情報通信技術）の導入支援により生産拡大を推進する。 ・集落営農組織や農業生産法人の育成を推進する。 ・安心・安全な農林産物や加工品のブランド化に向けた取組みを支援する。 ・バイオマス資源を有効に活用した資源循環型の農林畜産業を推進する。 ・近隣市町村との連携を図りながら、農林畜産物の安心・安全な産地科を推進する。
<p>林業の経営基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の7割以上を森林が占めているが、木材価格の低迷、林業従事者の減少や高齢化等により、林業生産活動は停滞している。 ・太陽光発電事業による林地の活用や木質バイオマスの活用による木材需要が見込まれており、森林の公益的機能の保全と木質資源の循環に配慮した森林の整備及び活用が課題となっている。 ・特用林産物は、広葉樹資源の活用により、しいたけ、木炭等が生産されている。木炭については、平成30年に岩手木炭協会が地理的表示（GI）保護制度に登録され、ブランド力の向上が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備計画や森林経営管理制度に基づき森林振興を推進する。 ・森林の経営に関して森林所有者への意向調査を行い、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進する。 ・広葉樹等の森林資源を有効に活用し、しいたけ、木炭等の経営基盤の整備拡充と生産推進体制の確立を促進する。
<p>農林業基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体へ農地の集約を進めている。 ・軽米町森林整備計画に基づき、関係機関と連携を図りながら計画的に森林整備が図られている。 ・本町の森林面積は、平成27年度現在18,721ha（総面積の約76%）あり、すべてが民有林である。 ・太陽光発電事業による林地の活用や木質バイオマスの活用による木材需要が見込まれており、森林の公益的機能の保全と木質資源の循環に配慮した森林の整備及び活用が課題となっている。 ・林道の整備延長は平成27年度で92,959mであるが林道整備密度は5.0m/haと県平均（5.7m/ha）よりも低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中心経営体への利用集積により、農地の適切な管理を推進する。 ・農業農村整備事業、中山間地域総合整備事業による圃場や農道の整備など、農業生産基盤の整備を促進する。 ・森林の経営に関して森林所有者への意向調査を行い、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進する。 ・森林事業の効率化に向け、計画的な林道・作業道の整備や維持を図る。
<p>適切な管理等による環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雪谷川を守る会に雪谷川周辺の草刈りを委託し、親水公園は地元町内会に管理委託するなど住民と共に自然保全の推進に取り組んでいる。自然愛護少年団の活動は休止状態である。 ・農地の集約や軽米町森林整備計画等により、農地・林地の適正な維持管理に向けた対応が進められている。 ・都市計画区域の設定による土地利用の誘導は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加による河川や緑地等の管理体制の充実を図る。 ・地域の中心経営体への利用集積により、農地の適切な管理を推進する。 ・軽米町森林整備計画に基づいた森林振興を図るとともに、新たに施行された「森林経営管理制度」により、林業の成長産業化と合わせて森林資源の適切な管理を図る。

(7-3) 脆弱性評価	対応方策
土砂災害対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 地すべり危険区域と地すべり防止区域は5箇所、土石流危険渓流16箇所、山地災害危険地区(地すべり危険地区を除く)30箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所21箇所が町内にあり、対策がなされていない箇所が多く存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県や国とともに対策工事等の関連する事業の推進を図る。 降雨量等に応じた警戒体制を整えるとともに、土砂災害に関する情報の収集や伝達方法、避難施設等への避難経路等について、土砂災害警戒区域等の区域ごとに定め、町民に周知する必要がある。
河川改修等による治水対策 <ul style="list-style-type: none"> 近年増加している局地的な豪雨により、家屋への浸水や道路の冠水など町民生活への被害リスクが増大している。 町管理の河川改修等は、通常の維持管理や災害が発生した場合の現形復旧により対応しており、それ以外の改修計画は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川やダム等の点検や修繕対策など、関係機関と連携を図り適正な管理により、計画的な改修や修繕を行う。 防災マップ等を参考に災害発生の可能性が高い箇所や災害による地域への影響度合いを想定しながら、重要な箇所を把握し、定期的な維持管理や修繕を進める。
河川施設、ダム等の老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検や維持管理に努めているが、対策の必要な箇所が多く見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 県等の関係機関と連携しながら、定期的な点検と計画的な維持管理・修繕等により施設の機能維持に努める。
農林業施設の老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> 農林業施設に関する老朽化対策の計画は作成されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携しながら、施設の調査や老朽化対策の計画を作成し計画的に対応がなされるよう努める。

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(8-1) 脆弱性評価	対応方策
災害廃棄物処理対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 臨時ごみ集積所として町内に3箇所想定されている。 災害廃棄物処理対策に関する計画やマニュアル等は作成されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 二戸地区広域行政事務組合や広域市町村と協議し、災害時における廃棄物処理について災害廃棄物処理計画(マニュアル)を策定する等、事前調整を推進する。
ごみ処理施設やし尿処理施設の老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> 二戸地区広域行政事務組合により施設の運営がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の長寿命化対策について、二戸地区広域行政事務組合や関係市町村で計画作成し、機能の維持に努める。

8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(8-2) 脆弱性評価	対応方策
復旧復興に係る事前準備の実施 <ul style="list-style-type: none"> 復旧や復興に関する事前準備や計画の策定は現在行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 復興まちづくりのための事前準備やボランティア等の受け入れに関する受援計画について、国で示しているガイドラインを参考に策定を推進する。

(8-2) 脆弱性評価	対応方策
<p>地域福祉活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化に伴い介護問題が深刻化している。核家族化により家族介護に頼れない状況も多く、高齢者の生活に係る最大不安要素となっている。このため、高齢者が生きがいをもち、地域で自立した生活を安心して送れるよう、福祉・介護サービスのより一層の向上と地域での支えあいの体制づくりが課題となっている。 ・障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を築くために、障がいや疾病に対する正しい理解を深めることが重要であり、地域住民や企業、関係機関など、社会全体で障がいについての理解を深め支援していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症への理解を深める取組みを推進し、地域での見守り体制の基盤づくりを推進する。 ・地域ぐるみで取り組める社会参加型の地域活動の展開と支え合いの体制づくり等の環境整備を推進する。 ・老人福祉施設の老朽化対策と健康福祉増進を目的とした、総合保健福祉センター（仮称）の整備を促進する。 ・障がいや疾病に対する理解を深め、地域全体で支え合う取組みを推進する。 ・地域や企業、様々な機関と連携を図りながら、障がい者が主体となった活動や就労を支援する。
<p>農業の経営基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲作と畑作・畜産等の複合経営や飼育用米の栽培推進による資源循環型農業を推進している。近年では、プロイラー産業や養豚が着実に発展しており、本町農業の基幹作目となっている。 ・環境保全型農業直接支払交付対象面積は、平成27年度は3組織で3,971aであったが、令和元年度は1組織2,646aと減少傾向にある。 ・認定農業者数は、平成25年度は192経営体（うち14法人）であったが、令和元年度は150経営体（うち13法人）と減少傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業マスタープランを基に、地域の中心経営体に農地を集約するとともに、機械やロボット技術、ICT（情報通信技術）の導入支援により生産拡大を推進する。 ・集落営農組織や農業生産法人の育成を推進する。 ・安心・安全な農林産物や加工品のブランド化に向けた取組みを支援する。 ・バイオマス資源を有効に活用した資源循環型の農林畜産物を推進する。 ・近隣市町村との連携を図りながら、農林畜産物の安心・安全な産地科を推進する。
<p>林業の経営基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の7割以上を森林が占めているが、木材価格の低迷、林業従事者の減少や高齢化等により、林業生産活動は停滞している。 ・太陽光発電事業による林地の活用や木質バイオマスの活用による木材需要が見込まれており、森林の公益的機能の保全と木質資源の循環に配慮した森林の整備及び活用が課題となっている。 ・特用林産物は、広葉樹資源の活用により、しいたけ、木炭等が生産されている。木炭については、平成30年に岩手木炭協会が地理的表示（GI）保護制度に登録され、ブランド力の向上が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備計画や森林経営管理制度に基づき森林振興を推進する。 ・森林の経営に関して森林所有者への意向調査を行い、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進する。 ・広葉樹等の森林資源を有効に活用し、しいたけ、木炭等の経営基盤の整備拡充と生産推進体制の確立を促進する。
<p>地域経済の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（株）軽米町産業開発が主体となり、特産品を使った商品等の開発・販売を行っているほか、「かるまいブランド」認証制度による新たな商品開発、販売促進に向けた支援を行っている。今後も農林産物等の6次産業化の取組みを加速させ、ニーズにあった商品づくりや特産品の販売拡大等を推進する必要がある。 ・再生可能エネルギーを町の有効な資源として活用推進しており、再生可能エネルギー関連事業などの新たな産業も含め、魅力ある企業の誘致を積極的に進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内事業者の新たな掘り起こしや既存事業者の取組みが促進されるよう6次産業化を推進する。 ・ホームページやSNS等を活用した知名度の向上を図る。 ・町の特産品を活用した付加価値の高い商品開発を推進し、町内の学校や関係機関等の連携により販路の拡大を図る。 ・バイオマス資源から発生する熱を活用した園芸施設や再生可能エネルギー関連施設、大規模養鶏団地など、町の特性を活かした企業誘致を推進する。

(8-2) 脆弱性評価	対応方策
<p>地域経済の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型店や専門店のある近隣市町村への購買力の流出が顕著であり、町内の商店数は減少傾向にある。町内での消費を喚起し、地域内における経済の循環を推進する必要がある。 本町の自然や文化を体験できる施設の活用や年間を通してイベントを開催するなど、交流人口の増加に努めている。既存の観光資源を磨き上げながら、広域連携による幅広い観光メニューの開発や受け入れ態勢を整備することが重要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年度に取得した8.5haの工業団地を有効に活用した事業を推進する。 多様な世代が交流できる複合施設「かるまい交流駅(仮称)」の整備を進め、町中心部への人の流れを活発化し、商店街等の活性化を図る。 町外からの目線や専門的な見解を取り入れながら町内商工業の活性化を図る。 既存の観光資源を磨き上げるとともに、広域連携により地域としての魅力を積極的に発信する。 観光ボランティアや観光ガイドの育成を支援し、受け入れ人材の育成を促進する。 観光施設の環境整備や案内看板などの充実を図る。 イベントごとにターゲットを絞り、内容に変化を加えながら、観光客の増加を目指す。
<p>雇用対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町では、再生可能エネルギーを町の有効な資源として活用を推進していることから、再生可能エネルギー関連事業などの新たな産業も含め、魅力ある企業の誘致を行い雇用の確保に努める必要がある。 町内の商店数が減少傾向であるため、新規求職者の雇用に係る奨励金事業によって、町内企業の安定的な雇用や求職者の雇用の確保を図るほか、新たに起業する人への支援について検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> バイオマス資源から発生する熱を活用した園芸施設や再生可能エネルギー関連施設、大規模養鶏団地など、町の特性を活かした企業誘致を推進し、新たな雇用の創出を図る。 新規求職者奨励金事業を継続し、雇用の場の確保と町内企業における安定的な雇用を図る。
<p>ボランティアの活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の対応に関する基礎知識の習得とボランティア活動への関心を高めるため、災害に関するボランティア講座等を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災ボランティアの登録や受け入れに関し、周辺自治体との広域連携による体制の強化に努める。 防災士の養成を通して、地域のリーダー育成を推進する。
<p>防災意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校において、東日本大震災被災地との交流等を通じて、自然災害に対する理解や防災意識の向上を図っている。 広報媒体を通じて、防災情報の提供や防災意識の高揚に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の結成や活動の支援の実施、地区防災計画の作成、防災マップの周知や見直しを通じて防災意識の向上を図る。 研修会や訓練を通じ、災害時の行動や防災に関する正確な知識の周知を図る。
<p>地域防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の自主防災組織については、地域活動支援事業費補助金等による支援を行い、令和元年度までに10組織が結成されている(平成29年度6組織、平成30年度3組織、令和元年度1組織)。婦人消防協力隊を含む自主防災組織率は令和2年4月1日時点で44.8%であり、県内でも最低水準となっている。 行政区活動交付金に自主防災組織設置割増の制度を設け、自主防災組織設置を推進している。 町内で地区防災計画(一定の地区の居住者等における自発的な防災活動に関する計画)の作成された地区はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の結成を支援するとともに、訓練等の活動についてサポートを行う。 定期的な防災訓練の実施等により、災害時における地域防災体制の充実を図る。 地域住民における自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画について、自主防災組織を中心とし作成されるようサポートを行う。

(8-2) 脆弱性評価	対応方策
<p>地域活動・コミュニティの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治公民館連絡協議会に活動費補助金を交付しコミュニティ活動支援を行っており、これにより実施された夢灯り事業は災害復興と地域づくりの一助となっている。 地域課題解決に向けた学習活動の促進は困難であり、さらに各種講座参加者の固定化や会員の高齢化、地域コミュニティの希薄化や地域に根差した活動の停滞がみられる。 町民全員が集い教育・文化・福祉・子育てなど多機能にわたる役割を果たす施設として計画している「かるまい交流駅(仮称)」について、令和5年度完成に向け工事が進捗している。 行政区等の要望を踏まえながら地域活動の支援制度を充実させているが、協働参画地域チャレンジ事業では新規団体の申請が少なく、同一団体の申請が多くなっている。 地域によって高齢化や人口減少などにより活動が難しい地区など活動内容に差があり、支援制度の活用にも地域差が生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の人材活用と社会参加活動につなげるための講座等の充実に努める。 「かるまい交流駅(仮称)」の確実な工事実施と運営体制の構築を行う。また、施設を利用する団体の育成を推進する。 多様な地域課題の解決が図られるよう、地域活動支援事業や行政区活動交付金による地域活動の支援を継続する。また、行政区等の意見を踏まえながら地域活動支援事業の内容の定期的な見直しを行う。
<p>移住・定住の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 聖地巡礼交流推進事業等の実施により、都市住民との交流は強化されてきているが、移住・定住には結び付いていない。 若者世代の町外流出を防ぎ、町外からの移住者を受け入れる体制を整備するなど、人口減少を抑える取組みを進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏等で生活している町出身者のUターンやIターンを促進する。 子どもの保育園入園や小学校入学を迎える家族、定年退職者などの移住を促進する。 空き家の活用や若年定住促進住宅の整備など、住環境整備を推進する。
<p>地域リーダーの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域内のリーダーなど地域活動を支える人材育成や担い手の確保が必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な地域課題の解決が図られるよう地域活動支援事業や行政区活動交付金による地域活動の支援を継続する。また、行政区等の意見を踏まえながら地域活動支援事業の内容の定期的な見直しを行う。これらにより地域活動を活発化させ地域の人材やリーダーの育成につなげる。
<p>豊かな心を育む教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 統合により地域の中心であった学校が無くなったことによる地域と学校との関係の希薄化を防ぐとともに、児童生徒の地元への愛着を深めるため、地域の特性を活かした体験活動等を推進する必要がある。 高齢化の進展やライフスタイルの多様化に伴い、心豊かで生きがいのある人生を送るため、多様な学習機会が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性を活かした体験活動や世代間交流、関係団体等の連携による社会活動やボランティア活動、キャリア教育を推進する。 心豊かで生きがいのある生活を送れるよう、自発的な学習活動を支援する。 図書館、公民館等を統合し整備する「かるまい交流駅(仮称)」を生涯学習の中核的施設として活用しながら、多様な学習機会の充実と世代間交流を促進する。

(8-2) 脆弱性評価	対応方策
<p>担い手の確保及び育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の多くの産業において、後継者や人材の不足が続いている。 ・ 町内行政区において人口減少や少子高齢化の進展により、地域コミュニティの希薄化、地域活動の継続が危ぶまれる状況となっているが、地域における資源管理機能や生活扶助機能を維持するために地域コミュニティの役割は大きくなっているため、地域活動を支える人材の確保や育成が重要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就農相談会の開催等を通じて意欲ある新たな人材をターゲットに新規就農者の掘り起こしを進める。 ・ 農業次世代人材投資事業や軽米町親元就農給付金事業などを活用し、農業振興の中心となる担い手の確保、育成を図る。 ・ 人材の発掘、育成のための研修事業、産業振興に関する情報提供と指導への支援を行い、産業のリーダーや中心となる人材の確保と地場企業の育成強化を図る。 ・ 新規求職者奨励金事業を継続し、雇用の場の確保と町内企業における安定的な雇用を図る。 ・ 商工会や金融機関等と連携した支援を進めるとともに、講習会等の開催や情報提供等による人材育成に努める。 ・ 地域活動を支える人材の育成や担い手確保の支援を推進する。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(8-3) 脆弱性評価	対応方策
<p>庁内データの保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システムの整備は進み、セキュリティレベルも向上しているが、設備更新時のコスト確保が懸念される。 ・ 情報システムに関する町職員の知識や技能の定着度は十分といえないことから、一層の対策が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年に導入された自治体クラウドにおける他市町村との連携を前提とし、機器、技術などの共有化を図り、スケールメリットの獲得による費用の低減、及び職員間の交流によるマンパワーの拡充を目指す。 ・ 特定個人情報取扱研修の確実な受講や、その他研修会への職員の参加を推進し、インシデントの発生を防ぐ。
<p>各組織との連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」や近隣市町村と災害応急措置応援協定を締結（構成市町村：二戸市・一戸町・九戸村・軽米町・三戸町・田子町）し、災害時における応援協力体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等との災害時応援協定の締結を推進するなど、自治体以外の組織とも連携強化を図り、災害に対する体制強化に努める。
<p>地域福祉活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化に伴い介護問題が深刻化している。核家族化により家族介護に頼れない状況も多く、高齢者の生活に係る最大不安要素となっている。このため、高齢者が生きがいを持ち、地域で自立した生活を安心して送れるよう、福祉・介護サービスのより一層の向上と地域での支えあいの体制づくりが課題となっている。 ・ 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を築くために、障がいや疾病に対する正しい理解を深めることが重要であり、地域住民や企業、関係機関など、社会全体で障がいについての理解を深め支援していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症への理解を深める取組みを推進し、地域での見守り体制の基盤づくりを推進する。 ・ 地域ぐるみで取り組める社会参加型の地域活動の展開と支え合いの体制づくり等の環境整備を推進する。 ・ 老人福祉施設の老朽化対策と健康福祉増進を目的とした、総合保健福祉センター（仮称）の整備を促進する。 ・ 障がいや疾病に対する理解を深め、地域全体で支え合う取組みを推進する。 ・ 地域や企業、様々な機関と連携を図りながら、障がい者が主体となった活動や就労を支援する。

(8-3) 脆弱性評価	対応方策
<p>農業の経営基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 稲作と畑作・畜産等の複合経営や飼育用米の栽培推進による資源循環型農業を推進している。近年では、プロイラー産業や養豚が着実に発展しており、本町農業の基幹作目となっている。 ・ 環境保全型農業直接支払交付対象面積は、平成27年度は3組織で3,971aであったが、令和元年度は1組織2,646aと減少傾向にある。 ・ 認定農業者数は、平成25年度は192経営体（うち14法人）であったが、令和元年度は150経営体（うち13法人）と減少傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業マスタープランを基に、地域の中心経営体に農地を集約するとともに、機械やロボット技術、ICT（情報通信技術）の導入支援により生産拡大を推進する。 ・ 集落営農組織や農業生産法人の育成を推進する。 ・ 安心・安全な農林産物や加工品のブランド化に向けた取組みを支援する。 ・ バイオマス資源を有効に活用した資源循環型の農林畜産業を推進する。 ・ 近隣市町村との連携を図りながら、農林畜産物の安心・安全な産地科を推進する。
<p>林業の経営基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町の7割以上を森林が占めているが、木材価格の低迷、林業従事者の減少や高齢化等により、林業生産活動は停滞している。 ・ 太陽光発電事業による林地の活用や木質バイオマスの活用による木材需要が見込まれており、森林の公益的機能の保全と木質資源の循環に配慮した森林の整備及び活用が課題となっている。 ・ 特用林産物は、広葉樹資源の活用により、しいたけ、木炭等が生産されている。木炭については、平成30年に岩手木炭協会が地理的表示（GI）保護制度に登録され、ブランド力の向上が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備計画や森林経営管理制度に基づき森林振興を推進する。 ・ 森林の経営に関して森林所有者への意向調査を行い、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進する。 ・ 広葉樹等の森林資源を有効に活用し、しいたけ、木炭等の経営基盤の整備拡充と生産推進体制の確立を促進する。
<p>地域経済の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (株) 軽米町産業開発が主体となり、特産品を使った商品等の開発・販売を行っているほか、「かるまいブランド」認証制度による新たな商品開発、販売促進に向けた支援を行っている。今後も農林産物等の6次産業化の取組みを加速させ、ニーズにあった商品づくりや特産品の販売拡大等を推進する必要がある。 ・ 再生可能エネルギーを町の有効な資源として活用推進しており、再生可能エネルギー関連事業などの新たな産業も含め、魅力ある企業の誘致を積極的に進める必要がある。 ・ 大型店や専門店のある近隣市町村への購買力の流出が顕著であり、町内の商店数は減少傾向にある。町内での消費を喚起し、地域内における経済の循環を推進する必要がある。 ・ 本町の自然や文化を体験できる施設の活用や年間を通してイベントを開催するなど、交流人口の増加に努めている。既存の観光資源を磨き上げながら、広域連携による幅広い観光メニューの開発や受け入れ態勢を整備することが重要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内事業者の新たな掘り起こしや既存事業者の取組みが促進されるよう6次産業化を推進する。 ・ ホームページやSNS等を活用した知名度の向上を図る。 ・ 町の特産品を活用した付加価値の高い商品開発を推進し、町内の学校や関係機関等の連携により販路の拡大を図る。 ・ バイオマス資源から発生する熱を活用した園芸施設や再生可能エネルギー関連施設、大規模養鶏団地など、町の特性を活かした企業誘致を推進する。 ・ 平成12年度に取得した8.5haの工業団地を有効に活用した事業を推進する。 ・ 多様な世代が交流できる複合施設「かるまい交流駅（仮称）」の整備を進め、町中心部への人の流れを活発化し、商店街等の活性化を図る。 ・ 町外からの目線や専門的な見解を取り入れながら町内商工業の活性化を図る。 ・ 既存の観光資源を磨き上げるとともに、広域連携により地域としての魅力を積極的に発信する。 ・ 観光ボランティアや観光ガイドの育成を支援し、受け入れ人材の育成を促進する。 ・ 観光施設の環境整備や案内看板などの充実を図る。 ・ イベントごとにターゲットを絞り、内容に変化を加えながら、観光客の増加を目指す。

(8-3) 脆弱性評価	対応方策
<p>雇用対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町では、再生可能エネルギーを町の有効な資源として活用を推進していることから、再生可能エネルギー関連事業などの新たな産業も含め、魅力ある企業の誘致を行い雇用の確保に努める必要がある。 ・町内の商店数が減少傾向であるため、新規求職者の雇用に係る奨励金事業によって、町内企業の安定的な雇用や求職者の雇用の確保を図るほか、新たに起業する人への支援について検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス資源から発生する熱を活用した園芸施設や再生可能エネルギー関連施設、大規模養鶏団地など、町の特性を活かした企業誘致を推進し、新たな雇用の創出を図る。 ・新規求職者奨励金事業を継続し、雇用の場の確保と町内企業における安定的な雇用を図る。
<p>防災意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、東日本大震災被災地との交流等を通じて、自然災害に対する理解や防災意識の向上を図っている。 ・広報媒体を通じて、防災情報の提供や防災意識の高揚に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の結成や活動の支援の実施、地区防災計画の作成、防災マップの周知や見直しを通じて防災意識の向上を図る。 ・研修会や訓練を通じ、災害時の行動や防災に関する正確な知識の周知を図る。
<p>地域防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町の自主防災組織については、地域活動支援事業費補助金等による支援を行い、令和元年度までに10組織が結成されている（平成29年度6組織 平成30年度3組織 令和元年度1組織）。婦人消防協力隊を含む自主防災組織率は令和2年4月1日時点で44.8%であり、県内でも最低水準となっている。 ・行政区活動交付金に自主防災組織設置割増の制度を設け、自主防災組織設置を推進している。 ・町内で地区防災計画（一定の地区の居住者等における自発的な防災活動に関する計画）の作成された地区はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の結成を支援するとともに、訓練等の活動についてサポートを行う。 ・定期的な防災訓練の実施等により、災害時における地域防災体制の充実を図る。 ・地域住民における自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画について、自主防災組織を中心とし作成されるようサポートを行う。
<p>地域活動・コミュニティの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治公民館連絡協議会に活動費補助金を交付しコミュニティ活動支援を行っており、これにより実施された夢灯り事業は災害復興と地域づくりの一助となっている。 ・地域課題解決に向けた学習活動の促進は困難であり、さらに各種講座参加者の固定化や会員の高齢化、地域コミュニティの希薄化や地域に根差した活動の停滞がみられる。 ・町民全員が集い教育・文化・福祉・子育てなど多機能にわたる役割を果たす施設として計画している「かるまい交流駅（仮称）」について、令和5年度完成に向け工事が進捗している。 ・行政区等の要望を踏まえながら地域活動の支援制度を充実させているが、協働参画地域チャレンジ事業では新規団体の申請が少なく、同一団体の申請が多くなっている。 ・地域によって高齢化や人口減少などにより活動が難しい地区など活動内容に差があり、支援制度の活用にも地域差が生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の人材活用と社会参加活動につなげるための講座等の充実に努める。 ・「かるまい交流駅（仮称）」の確実な工事実施と運営体制の構築を行う。また、施設を利用する団体の育成を推進する。 ・多様な地域課題の解決が図られるよう、地域活動支援事業や行政区活動交付金による地域活動の支援を継続する。また、行政区等の意見を踏まえながら地域活動支援事業の内容の定期的な見直しを行う。

(8-3) 脆弱性評価	対応方策
<p>地域文化の伝承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の芸術・文化に対する関心と期待は高まっており、生涯を通じて芸術文化に親しめる環境づくりに努める必要がある。 ・ 古くから伝承されてきた郷土芸能団体の保存継承や文化財の保護など、本町の歴史や文化を守る取組みも重要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「かるまい交流駅（仮称）」を中心に町内文化協会等の団体と連携を図りながら、質の高い芸術・文化に触れる機会を拡充するとともに、町民の自主的な創作活動の支援に務める。 ・ 郷土芸能団体の保存継承を推進する。 ・ 有形・無形文化財の適切な調査、記録保存に努めるとともに、展覧会や体験学習事業の開催を通し、積極的な活用・発信を図る。 ・ 町民一人一人が文化財の意味を理解し、町民共有の財産であることを認識できるよう、文化財愛護思想の啓発を図る。
<p>文化財の防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本町の文化財は、有形文化財 7(県 1 町 6)、無形民俗文化財 9(町 9)、史跡 2(県 1 町 1)、天然記念物 8(町 8)、建築物保存 1(町 1) の合計 27(県 2 町 25) 存在している。 ・ 文化財保護強調週間(11 月 1 日～ 7 日) や文化財防火デー(1 月 26 日) 等の行事を通じて文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象物に適した災害予防措置を推進するとともに、文化財防災組織の編成や活動について、関係組織と連携を図り推進する。
<p>地域リーダーの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内のリーダーなど地域活動を支える人材育成や担い手の確保が必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な地域課題の解決が図られるよう地域活動支援事業や行政区活動交付金による地域活動の支援を継続する。また、行政区等の意見を踏まえながら地域活動支援事業の内容の定期的な見直しを行う。これらにより地域活動を活発化させ地域の人材やリーダーの育成につなげる。
<p>豊かな心を育む教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統合により地域の中心であった学校が無くなったことによる地域と学校との関係の希薄化を防ぐとともに、児童生徒の地元への愛着を深めるため、地域の特性を活かした体験活動等を推進する必要がある。 ・ 高齢化の進展やライフスタイルの多様化に伴い、心豊かで生きがいのある人生を送るため、多様な学習機会が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性を活かした体験活動や世代間交流、関係団体等の連携による社会活動やボランティア活動、キャリア教育を推進する。 ・ 心豊かで生きがいのある生活を送れるよう、自発的な学習活動を支援する。 ・ 図書館、公民館等を統合し整備する「かるまい交流駅（仮称）」を生涯学習の中核的施設として活用しながら、多様な学習機会の充実と世代間交流を促進する。
<p>担い手の確保及び育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の多くの産業において、後継者や人材の不足が続いている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就農相談会の開催等を通じて意欲ある新たな人材をターゲットに新規就農者の掘り起こしを進める。 ・ 農業次世代人材投資事業や軽米町親元就農給付金事業などを活用し、農業振興の中心となる担い手の確保、育成を図る。

(8-3) 脆弱性評価	対応方策
<p data-bbox="193 237 475 271">担い手の確保及び育成</p> <ul data-bbox="193 277 794 517" style="list-style-type: none"> ・ 町内行政区において人口減少や少子高齢化の進展により、地域コミュニティの希薄化、地域活動の継続が危ぶまれる状況となっているが、地域における資源管理機能や生活扶助機能を維持するために地域コミュニティの役割は大きくなっているため、地域活動を支える人材の確保や育成が重要となっている。 	<ul data-bbox="818 277 1422 663" style="list-style-type: none"> ・ 人材の発掘、育成のための研修事業、産業振興に関する情報提供と指導への支援を行い、産業のリーダーや中心となる人材の確保と地場企業の育成強化を図る。 ・ 新規求職者奨励金事業を継続し、雇用の場の確保と町内企業における安定的な雇用を図る。 ・ 商工会や金融機関等と連携した支援を進めるとともに、講習会等の開催や情報提供等による人材育成に努める。 ・ 地域活動を支える人材の育成や担い手確保の支援を推進する。

第6章 施策分野ごとの推進方策

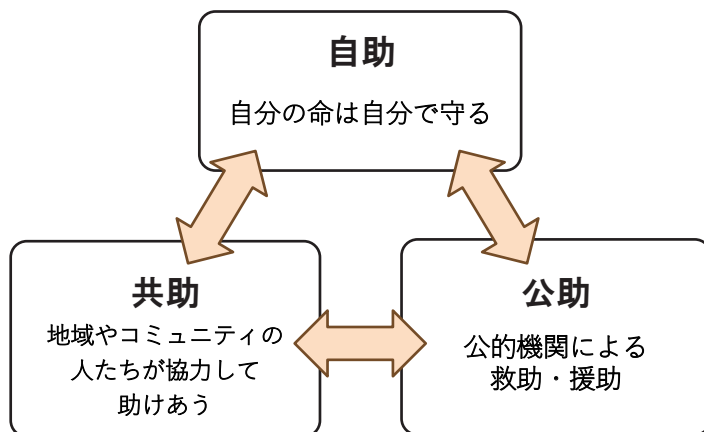
第5章における脆弱性評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）及び施策分野ごとの対応方針を次に示します。

1 全体事項

(1) 自助・共助・公助の備え

災害時の対応は、自助（自分の命は自分で守る）、共助（地域やコミュニティといった人たちが協力して助けあう）、公助（公的機関による救助・援助）の全てが大切であると言われています。どれか一つだけあれば良いという訳ではなく、自助・共助・公助がそれぞれうまく絡み合うことで、たとえ大きな災害があったとしても被害を最小限に抑えることができるのです。

このため、個々の防災意識を高め、防災訓練や自主防災組織の育成等を通じ、自助・共助・公助がそれぞれの役割を果たしていけるよう、事前に備えていく必要があります。



(2) ハード対策とソフト対策の適切な組合せ

大規模自然災害に対して被害を最小限に食い止め、復旧・復興を果たしていくためには、河川の改修や建物の耐震化、災害時にも機能する道路交通ネットワークの構築等のハード対策と、避難訓練の実施、農地・森林の保全、人材の育成等といったソフト対策の組み合わせによる展開が重要となります。

(3) 関係者相互の連携協力と人材育成

大規模自然災害に対する対応や速やかな復旧・復興を図るには、町、住民、行政機関、民間事業者等の連携協力が必須となります。そのための連携協力体制を強化していくことや各分野を担う人材の育成が必要となります。

2 施策分野ごとの対応方策

(1) 個別施策分野

施策分野	施策名	リスクシナリオ
行政機能・情報通信	重要施設等の防災機能の強化	1-1,1-2,2-2,3-1,6-1,6-5,7-1
	公共施設の耐震化	1-1,3-1,7-1
	避難所等の整備	1-1,1-2,1-3,2-1,2-2,2-4,2-6,4-1,6-1
	公共建築物の洪水・浸水及び土砂災害の対策	1-2,1-3,3-1,6-5
	災害時業務継続体制の構築	3-1,6-5
	庁内データの保全	3-1,8-3
	行政運営の効率化	3-1
	災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備	1-1,1-2,1-3,1-4,2-1,2-2,2-4,2-6,4-1,6-1,7-2
	情報通信及び情報伝達環境の充実	1-2,1-3,1-4,2-1,2-2,2-4,3-1,4-1,7-2
	消防活動の充実強化	1-1,1-2,1-3,1-4,2-3,6-5
	救急体制の強化	1-1,1-2,1-3,1-4,2-3,2-6,6-5
	防火対策の推進	2-3,6-5
	各組織との連携体制の構築	1-1,1-2,2-1,2-2,2-3,2-4,2-5,2-6,5-2,6-1,6-4,6-5,8-3
	防災教育の推進	1-1,1-2,1-3,2-2,4-1
	防災に関する計画等の作成及び見直し	1-1,1-2,1-3,4-1
	広域一時滞在の想定	1-2,2-1,2-2,2-6
	防災訓練の実施	1-1,1-2,1-3,4-1
復旧復興に係る事前準備の実施	8-2	
住宅・ライフライン	住宅の質の向上	1-1
	利用されていない宅地・家屋の有効活用の促進	1-1,7-1
	上水道施設の耐災害性の向上	1-4,2-1,2-2,2-5,2-6,5-1,5-2,6-2,6-5,7-1
	災害対応時の応急給水体制の整備	2-1,2-2,2-5,2-6,5-2,6-2,6-5
	汚水処理施設の整備促進	2-1,2-2,2-5,2-6,5-1,6-3
	建築物等の災害対策の推進	1-1,5-1,7-1
保健医療・福祉	保健指導等による健康管理の強化	2-4,2-5,2-6
	感染症予防対策	2-5
	医療体制の充実	1-4,2-2,2-4,2-5,2-6
	避難生活の支援体制の充実	2-1,2-2,2-4,2-6
	地域福祉活動の推進	8-2,8-3
	要配慮者等の避難支援	1-1,1-2,1-3,2-1,2-2,2-4,2-6,4-1
産業	企業における事業継続体制の強化	5-1
	企業における備蓄の推進	2-1,5-1
	災害時におけるエネルギー（石油製品）の確保	2-2,2-4,3-1,5-2,6-1
	農業の経営基盤の強化	5-1,7-3,8-2,8-3
	林業の経営基盤の強化	5-1,7-3,8-2,8-3
	地域経済の活性化	5-1,8-2,8-3
	雇用対策の充実	8-2,8-3
	企業の体質強化	5-1
再生可能エネルギーの導入促進	2-1,2-4,3-1,6-1	

施策分野	施策名	リスクシナリオ
国土保全・交通	道路整備の推進	1-1,1-2,1-4,2-1,2-2,2-3,2-4,5-1,5-2,6-4,6-5
	公園・緑地の整備推進	1-1
	除雪体制の強化	1-4,2-1,2-2,2-3,2-4,5-1,5-2,6-4,6-5
	農林業基盤の整備	1-2,7-2,7-3
	適切な管理等による環境の保全	1-2,1-3,7-3
	土砂災害対策の推進	1-3,2-2,7-2,7-3
	河川改修等による治水対策	1-2,1-3,2-2,7-2,7-3
	ヘリコプター発着所の確保	2-2,2-3,2-4,5-2,6-4,6-5
	災害廃棄物処理対策の推進	8-1
	公共交通機能の維持	6-4

(2) 横断的分野

施策分野	施策名	リスクシナリオ
移住・定住 コミュニティ活動・地域資源	備蓄の促進	1-4,2-1,2-2,2-4,5-2
	ボランティアの活動支援	2-3,8-2
	防災意識の向上	1-2,1-3,8-2,8-3
	地域防災力の向上	1-2,1-3,2-2,8-2,8-3
	地域活動・コミュニティの強化	8-2,8-3
	地域文化の伝承	8-3
	文化財の防災対策	8-3
	移住・定住の促進	8-2
人材育成	地域リーダーの育成	8-2,8-3
	豊かな心を育む教育の充実	8-2,8-3
	担い手の確保及び育成	5-1,8-2,8-3
老朽化対策	公共建築物の老朽化対策	1-1,3-1,6-5,7-1
	上水道施設の老朽化対策	1-1,2-1,2-2,2-5,2-6,5-1,5-2,6-2,6-5,7-1
	道路・橋梁・公園等の老朽化対策	1-1,1-4,2-1,2-2,2-3,2-4,5-1,5-2,6-4,6-5,7-1
	河川施設、ダム等の老朽化対策	1-2,1-3,2-2,7-2,7-3
	農林業施設の老朽化対策	7-3
	ごみ処理施設やし尿処理施設の老朽化対策	5-1,8-1

第7章 計画の推進と進捗管理

1 重点施策

重点施策は、第5章に示している脆弱性評価の結果に基づく対応方策として掲げた施策のうち、計画期間内において優先的に取り組む施策として、①影響の大きさ ②緊急度 ③進捗状況 ④平時の活用 の視点から総合的に勘案して選定しました。

なお、施策の進捗状況等を客観的に把握できる指標を重要業績評価指標（KPI）として進捗管理を行っていくものとします。

2 重点施策と重要業績指標の設定

(1) 個別施策分野

① 行政機能・情報通信

施策名	施策の概要
重要施設等の防災機能の強化	災害対策における重要施設を特定し、対象建築物の防災機能を評価するとともに、防災機能の強化を計画的に進める。
公共施設の耐震化	軽米町公共施設等総合管理計画の方針のもと、施設の更新や耐震化を計画的に推進する。
避難所等の整備	災害の種類によって避難所が利用できない地域が発生しないよう対策を検討する。避難所のバリアフリー化や備蓄品等の確保に努める。
公共建築物の洪水・浸水及び土砂災害の対策	災害パターンを想定しながら、避難経路、避難方法、資機材の保全、代替施設の選定等、ハードとソフトの両面から公共建築物の防災対策を推進する。
災害時業務継続体制の構築	行政が自ら被災した場合を想定した業務継続計画（BCP）を作成する。本部機能が損なわれることのないよう、代替施設をあらかじめ選定し体制の構築を図る。
災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備	通信機器の利用が困難な住民への災害情報の周知や安否確認等について、自主防災組織や自治会組織等による情報伝達・情報収集の体制の構築を推進する。
情報通信及び情報伝達環境の充実	現在の情報通信に関する施設や環境の有効活用に向けた取組みを推進する。防災行政無線が誰でも利用できるようマニュアル化を行う。
消防活動の充実強化	消防施設や消防機器の計画的な更新を図る。少子高齢化や人口減少など地域の実情に応じた消防体制の構築（消防団の再構成、出動範囲の見直し、機能別消防団員制度の導入など）を図る。
防災教育の推進	自主防災組織の結成を支援するとともに、訓練等の活動をサポートするなど、災害時における地域防災体制の充実を図る。
防災に関する計画等の作成及び見直し	地域防災計画や防災マップの適宜見直しを実施するほか、土砂災害警戒区域ごとの災害防止対策の検討、避難行動要支援者の避難支援体制の構築と個別避難支援計画の作成に取り組む。

★重要業績評価指標

指標名	現状値	目標値
自主防災組織数（単年）	10 組織（R1）	20 組織（R7）

② 住宅・ライフライン

施策名	施策の概要
住宅の質の向上	軽米町町営住宅長寿命化計画に基づき、公営住宅等整備事業により老朽化した住宅を集約した団地形成による更新を進める。
利用されていない宅地・家屋の有効活用の促進	空き家の状況を把握し、危険な住宅の解体撤去などに対する支援を行い、危険箇所の解消に努める。 空き家バンク制度や空き家の改修補助事業を移住・定住対策と連携しながら推進する。
上水道施設の耐災害性の向上	軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替えを耐震化と合わせて進める。 漏水調査の方法を検討しながら定期的な漏水調査を実施し有収率の向上を図る。 給水区域外における生活用水の確保に係る支援を行う。
汚水処理施設の整備促進	下水道施設の更新計画を作成し、年間更新費用の平準化を図りながら施設の更新を行う。 下水道事業の効果を PR し、下水道接続件数の増加を図る。 浄化槽設備整備事業を継続し、公共下水道区域外における合併浄化槽の整備を推進する。
建築物等の災害対策の推進	昭和 56 年 5 月末以前の建物を中心に所有者へ耐震診断や耐震改修の啓発を行う。 住宅・建築物安全ストック形成事業により木造住宅耐震診断士派遣事業や木造住宅耐震工事助成事業を推進する。

★重要業績評価指標

指標名	現状値	目標値
空き家バンク登録件数（累計）	1 件（R1）	5 件（R7）
水道有収率（単年）	65.6%（R1）	68.5%（R7）
公共下水道接続率（単年）	47.5%（R1）	50.0%（R7）
合併浄化槽設置数（単年）	20 基（R1）	20 基（R7）

③ 保健医療・福祉

施策名	施策の概要
医療体制の充実	県立軽米病院の医師の確保と診療科目の維持に向けた取組みを推進する。 ICT（情報通信技術）を活用した保健医療分野の連携について、国・県の動向を見守りながら病院と連携を図り検討を進める。
地域福祉活動の推進	障がいや疾病に対する理解を深め、地域全体で支え合う地域活動の展開とその環境整備を推進する。 地域や企業、様々な機関と連携を図りながら、障がい者が主体となった活動や就労を支援する。
要配慮者等の避難支援	災害時要援護者の避難支援や災害時要援護者の個別避難計画の策定を地域住民とともに実施する。

★重要業績評価指標

指標名	現状値	目標値
県立軽米病院の一般診療科目数（単年）	3科（R2）	3科（R7）
介護予防活動実践行政区（単年）	46箇所（R2）	66箇所（R7）
助け合い・支え合い活動実践地区（単年）	1箇所（R2）	3箇所（R7）
認知症サポーター養成者数（累計）	1,909人（R2）	2,000人（R7）

④ 産業

施策名	施策の概要
災害時におけるエネルギー（石油製品）の確保	給油所を維持し石油製品の安定供給や災害時のエネルギー確保ができる環境の整備に努める。
農業の経営基盤の強化	農地の集約化や機械・ロボット技術、ICT（情報通信技術）の導入による農業の効率化を推進する。 バイオマス資源を有効に活用した資源循環型の農林畜産業を推進する。 集落営農組織や農業生産法人の育成を推進する。
林業の経営基盤の強化	森林整備計画や森林経営管理制度に基づく森林振興の推進を図るほか、森林所有者への意向調査を行い、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進する。 広葉樹等の森林資源を有効に活用し、しいたけ、木炭等の経営基盤の整備拡充と生産推進体制の確立を促進する。
地域経済の活性化	地域資源を活用した新製品の開発や6次産業化を促進する。 バイオマス資源や再生可能エネルギー関連施設などの町の特性を活かした企業誘致を推進する。 「かるまい交流駅（仮称）」の整備により、町中心部への人の流れを活発化し、商店街等の活性化を図る。 観光客の受け入れ態勢の充実と広域連携による観光資源の発信により、観光客の増加を図る。

施策名	施策の概要
再生可能エネルギーの導入促進	<p>軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画に基づき、再生可能エネルギーの利用促進に努め、エネルギーの地産地消への取組みを推進する。</p> <p>公共施設における省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の導入を推進するとともに、一般家庭や企業の再生可能エネルギー設備の導入を支援する。</p> <p>畜産系・農業系バイオマスを有効に活用した事業を推進する。</p>

★重要業績評価指標

指標名	現状値	目標値
担い手への農地集積面積（累計）	853 ha（R2）	860 ha（R7）
認定農業者数（累計）	13 法人（R1）	16 法人（R7）
森林所有者経営管理意向調査実施箇所数（累計）	0 箇所（R2）	5 箇所（R7）
特定品販売サイト「かるまいさん」商品登録数（単年）	156 品（R1）	191 品（R7）
観光客入込数（単年）	171,799 人（R1）	200,000 人（R7）
誘致企業数（累計）	11 社（R1）	17 社（R7）
再生可能エネルギー発電規模（単年）	137MW（R1）	200MW（R7）
バイオマス燃料に活用されている鶏糞処理量（単年）	2.9 万トン（R1）	4.0 万トン（R7）

⑤ 国土保全・交通

施策名	施策の概要
道路整備の推進	<p>災害に強い道路網を構築するため、利便性の向上と安全性の高い道路網整備を推進するとともに危険箇所の改善や道路の適正な維持管理を図る。</p> <p>橋梁の老朽化を把握し、計画的な維持補修、更新を実施する。</p>
除雪体制の強化	<p>関係者と連携しながら、除雪受託業者等のオペレーター確保と除雪機械の拡充に対する対策を講じる。</p> <p>凍結防止装置等の整備により、路線の安全確保を図る。</p>
農林業基盤の整備	<p>農業農村整備事業、中山間地域総合整備事業による圃場や農道の整備など、農業生産基盤の整備を促進する。</p> <p>林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進するとともに、森林事業の効率化に向け、計画的な林道・作業道の整備や維持を図る。</p>
適切な管理等による環境の保全	<p>住民参加による河川や緑地の管理体制の充実、中心経営体への農地集積による農地の適正管理、森林整備計画や森林経営管理制度による森林資源の適正管理などにより環境保全に取り組む。</p>
土砂災害対策の推進	<p>県や国と共に対策工事等の関連事業の推進を図る。</p> <p>土砂災害警戒区域等の区域ごとにおける情報の収集や伝達方法、避難施設への避難経路等に関する計画の作成を推進する。</p>

施策名	施策の概要
河川改修等による治水対策	河川やダムの点検や修繕対策など、関係機関と連携を図り適正な管理を行う。災害発生の可能性が高い箇所や災害による地域への影響度合いを想定しながら、重要な箇所を把握し、定期的な維持管理や修繕を進める。

★重要業績評価指標

指標名	現状値	目標値
町道改良率（累計）	69.5%（R1）	72.0%（R7）
担い手への農地集積面積（累計）	853 ha（R2）	860 ha（R7）
森林所有者経営管理意向調査実施箇所数(累計)	0 箇所（R1）	5 箇所（R7）
クリーンアップ事業参加団体数（単年）	29 団体（R2）	32 団体（R7）

(2) 横断的分野

① コミュニティ活動・地域資源・移住定住

施策名	施策の概要
防災意識の向上	自主防災組織の結成・活動、地区防災計画の作成、研修会や防災訓練等を通じて、町民の防災に関する正確な知識の習得と防災意識の向上を図る。
地域防災力の向上	自主防災組織の結成を推進する。 自主防災組織において災害時における地域防災体制の充実と地区防災計画の作成を推進する。
移住・定住の促進	首都圏で生活している UJI ターン希望者、子どもの入学を迎える家族、定年退職者などを中心に移住に向けた対策を講じる。 空き家活用や若年定住促進住宅の整備など、住環境整備を推進する。

★重要業績評価指標

指標名	現状値	目標値
自主防災組織数（単年）	10 組織（R1）	20 組織（R7）
移住件数（支援策利用者）（累計）	0 件（R1）	7 件（R7）

② 人材育成

施策名	施策の概要
担い手の確保及び育成	農業次世代人材投資事業や軽米町親元就農給付金事業などを活用し担い手の確保、育成を図る。 新規求職者奨励金事業を継続し、雇用の場の確保と町内企業における安定的な雇用を図る。 商工会や金融機関等と連携した支援を進めるとともに、講習会等の開催や情報提供等による人材育成に努める。 地域活動を支える人材の育成や担い手確保の支援を推進する。

★重要業績評価指標

指標名	現状値	目標値
新規就農者数（累計）	4人（R1）	4人（R7）
新規求職者奨励金受給者数（累計）	67人（R1）	112人（R7）

③ 老朽化対策

施策名	施策の概要
公共建築物の老朽化対策	軽米町公共施設等管理計画の方針に基づき、計画的な公共施設の総量の適正化を図るほか、官民連携も含めた施設の長寿命化や維持管理運営の効率化と費用の縮減を図る。
上水道施設の老朽化対策	軽米町水道ビジョンを基に、老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替えを耐震化と合わせて進める。 漏水調査の方法を検討しながら定期的な漏水調査を実施し有収率の向上を図る。 施設の統廃合も検討し、計画的な施設更新を推進する。
道路・橋梁・公園等の老朽化対策	各施設を定期的に点検し、状況の把握に努めながら維持管理を行うとともに、長寿命化や修繕に係る計画を作成・見直しを行い、計画的な修繕や更新に取り組む。
河川施設、ダム等の老朽化対策	県等の関係機関と連携し、定期的な点検と計画的な維持管理・修繕等により施設の機能維持に努める。
農林業施設の老朽化対策	関係機関と連携しながら、施設の調査や老朽化対策の計画を作成し計画的に対応がなされるよう努める。

★重要業績評価指標

指標名	現状値	目標値
水道有収率（単年）	65.6%（R1）	68.5%（R7）

(3) 系統図

目標	リスクシナリオ	施策分野	対応方策 (★=重点施策)
目標1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	行政機能・情報通信	<ul style="list-style-type: none"> ★・重要施設等の防災機能の強化 ★・公共施設の耐震化 ★・避難所等の整備 ★・災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備 ★・消防活動の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ・救急体制の強化 ・各組織との連携体制の構築 ★・防災教育の推進 ★・防災に関する計画等の作成及び見直し <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施
		住宅・ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ★・住宅の質の向上 ★・利用されていない宅地・家屋の有効活用の促進 ★・建築物等の災害対策の推進
		保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ★・要配慮者等の避難支援
		国土保全・交通	<ul style="list-style-type: none"> ★・道路整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地の整備推進
		老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ★・公共建築物の老朽化対策 ★・上水道施設の老朽化対策 ★・道路・橋梁・公園等の老朽化対策
	1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	行政機能・情報通信	<ul style="list-style-type: none"> ★・重要施設等の防災機能の強化 ★・避難所等の整備 ★・公共建築物の洪水・浸水及び土砂災害の対策 ★・災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備 ★・情報通信及び情報伝達環境の充実 ★・消防活動の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ・救急体制の強化 ・各組織との連携体制の構築 ★・防災教育の推進 ★・防災に関する計画等の作成及び見直し <ul style="list-style-type: none"> ・広域一時滞在の想定 ・防災訓練の実施
		保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ★・要配慮者等の避難支援
		国土保全・交通	<ul style="list-style-type: none"> ★・道路整備の推進 ★・農林業基盤の整備 ★・適切な管理等による環境の保全 ★・河川改修等による治水対策
		コミュニティ活動・地域資源・移住定住	<ul style="list-style-type: none"> ★・防災意識の向上 ★・地域防災力の向上
		老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ★・河川施設、ダム等の老朽化対策

目標	リスクシナリオ	施策分野	対応方策（★=重点施策）
目標1 直接死を最大限防ぐ	1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	行政機能・情報通信	<ul style="list-style-type: none"> ★・避難所等の整備 ★・公共建築物の洪水・浸水及び土砂災害の対策 ★・災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備 ★・情報通信及び情報伝達環境の充実 ★・消防活動の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ・救急体制の強化 ★・防災教育の推進 ★・防災に関する計画等の作成及び見直し <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施
		保健医療・福祉	★・要配慮者等の避難支援
		国土保全・交通	<ul style="list-style-type: none"> ★・適切な管理等による環境の保全 ★・土砂災害対策の推進 ★・河川改修等による治水対策
		コミュニティ活動・地域資源・移住定住	<ul style="list-style-type: none"> ★・防災意識の向上 ★・地域防災力の向上
		老朽化対策	★・河川施設、ダム等の老朽化対策
	1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	行政機能・情報通信	<ul style="list-style-type: none"> ★・災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備 ★・情報通信及び情報伝達環境の充実 ★・消防活動の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ・救急体制の強化
		住宅・ライフライン	★・上水道施設の耐災害性の向上
		保健医療・福祉	★・医療体制の充実
		国土保全・交通	<ul style="list-style-type: none"> ★・道路整備の推進 ★・除雪体制の強化
		コミュニティ活動・地域資源・移住定住	・備蓄の促進
老朽化対策		★・道路・橋梁・公園等の老朽化対策	
目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	行政機能・情報通信	<ul style="list-style-type: none"> ★・避難所等の整備 ★・災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備 ★・情報通信及び情報伝達環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各組織との連携体制の構築 ・広域一時滞在の想定
		住宅・ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ★・上水道施設の耐災害性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応時の応急給水体制の整備 ★・汚水処理施設の整備促進

目標	リスクシナリオ	施策分野	対応方策（★=重点施策）
目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の支援体制の充実 ★・要配慮者等の避難支援
		産業	<ul style="list-style-type: none"> ・企業における備蓄の推進 ★・再生可能エネルギーの導入促進
		国土保全・交通	<ul style="list-style-type: none"> ★・道路整備の推進 ★・除雪体制の強化
		コミュニティ活動・地域資源・移住定住	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄の促進
		老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ★・上水道施設の老朽化対策 ★・道路・橋梁・公園等の老朽化対策
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	行政機能・情報通信	<ul style="list-style-type: none"> ★・重要施設等の防災機能の強化 ★・避難所等の整備 ★・災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備 ★・情報通信及び情報伝達環境の充実 ・各組織との連携体制の構築 ★・防災教育の推進 ・広域一時滞在の想定
		住宅・ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ★・上水道施設の耐災害性の向上 ・災害対応時の応急給水体制の整備 ★・汚水処理施設の整備促進
		保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ★・医療体制の充実 ・避難生活の支援体制の充実 ★・要配慮者等の避難支援
		産業	<ul style="list-style-type: none"> ★・災害時におけるエネルギー（石油製品）の確保
		国土保全・交通	<ul style="list-style-type: none"> ★・道路整備の推進 ★・除雪体制の強化 ★・土砂災害対策の推進 ★・河川改修等による治水対策 ・ヘリコプター発着所の確保
		コミュニティ活動・地域資源・移住定住	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄の促進 ★・地域防災力の向上
		老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ★・上水道施設の老朽化対策 ★・道路・橋梁・公園等の老朽化対策 ★・河川施設、ダム等の老朽化対策

目標	リスクシナリオ	施策分野	対応方策（★＝重点施策）
目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	行政機能・情報通信	★・消防活動の充実強化 ・救急体制の強化 ・防火対策の推進 ・各組織との連携体制の構築
		国土保全・交通	★・道路整備の推進 ★・除雪体制の強化 ・ヘリコプター発着所の確保
		コミュニティ活動・地域資源・移住定住	・ボランティアの活動支援
		老朽化対策	★・道路・橋梁・公園等の老朽化対策
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	行政機能・情報通信	★・避難所等の整備 ★・災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備 ★・情報通信及び情報伝達環境の充実 ・各組織との連携体制の構築
		保健医療・福祉	・保健指導等による健康管理の強化 ★・医療体制の充実 ・避難生活の支援体制の充実 ★・要配慮者等の避難支援
		産業	★・災害時におけるエネルギー（石油製品）の確保 ★・再生可能エネルギーの導入促進
		国土保全・交通	★・道路整備の推進 ★・除雪体制の強化 ・ヘリコプター発着所の確保
		コミュニティ活動・地域資源・移住定住	・備蓄の促進
		老朽化対策	★・道路・橋梁・公園等の老朽化対策
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	行政機能・情報通信	・各組織との連携体制の構築
		住宅・ライフライン	★・上水道施設の耐災害性の向上 ・災害対応時の応急給水体制の整備 ★・汚水処理施設の整備促進
		保健医療・福祉	・保健指導等による健康管理の強化 ・感染症予防対策 ★・医療体制の充実
		老朽化対策	★・上水道施設の老朽化対策

目標	リスクシナリオ	施策分野	対応方策（★=重点施策）
目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	行政機能・情報通信	★・避難所等の整備 ★・災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備 ・救急体制の強化 ・各組織との連携体制の構築 ・広域一時滞在の想定
		住宅・ライフライン	★・上水道施設の耐災害性の向上 ・災害対応時の応急給水体制の整備 ★・污水处理施設の整備促進
		保健医療・福祉	・保健指導等による健康管理の強化 ★・医療体制の充実 ・避難生活の支援体制の充実 ★・要配慮者等の避難支援
		老朽化対策	★・上水道施設の老朽化対策
目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	行政機能・情報通信	★・重要施設等の防災機能の強化 ★・公共施設の耐震化 ★・公共建築物の洪水・浸水及び土砂災害の対策 ★・災害時業務継続体制の構築 ・庁内データの保全 ・行政運営の効率化 ★・情報通信及び情報伝達環境の充実
		産業	★・災害時におけるエネルギー（石油製品）の確保 ★・再生可能エネルギーの導入促進
		老朽化対策	★・公共建築物の老朽化対策
目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	行政機能・情報通信	★・避難所等の整備 ★・災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備 ★・情報通信及び情報伝達環境の充実 ★・防災教育の推進 ★・防災に関する計画等の作成及び見直し ・防災訓練の実施
		保健医療・福祉	★・要配慮者等の避難支援
目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 ライフラインの寸断等による地元企業等の生産力低下	住宅・ライフライン	★・上水道施設の耐災害性の向上 ★・污水处理施設の整備促進 ★・建築物等の災害対策の推進
		産業	・企業における事業継続体制の強化 ・企業における備蓄の推進 ★・農業の経営基盤の強化 ★・林業の経営基盤の強化 ★・地域経済の活性化 ・企業の体質強化

目標	リスクシナリオ	施策分野	対応方策（★=重点施策）
目標5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 ライフラインの寸断等による地元企業等の生産力低下	国土保全・交通	★・道路整備の推進 ★・除雪体制の強化
		人材育成	★・担い手の確保及び育成
		老朽化対策	★・上水道施設の老朽化対策 ★・道路・橋梁・公園等の老朽化対策 ・ごみ処理施設やし尿処理施設の老朽化対策
	5-2 食料等の安定供給の停滞	行政機能・情報通信	・各組織との連携体制の構築
		住宅・ライフライン	★・上水道施設の耐災害性の向上 ・災害対応時の応急給水体制の整備
		産業	★・災害時におけるエネルギー（石油製品）の確保
		国土保全・交通	★・道路整備の推進 ★・除雪体制の強化 ・ヘリコプター発着所の確保
		コミュニティ活動・地域資源・移住定住	・備蓄の促進
	老朽化対策	★・上水道施設の老朽化対策 ★・道路・橋梁・公園等の老朽化対策	
	目標6 ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	行政機能・情報通信
産業			★・災害時におけるエネルギー（石油製品）の確保 ★・再生可能エネルギーの導入促進
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止		住宅・ライフライン	★・上水道施設の耐災害性の向上 ・災害対応時の応急給水体制の整備
		老朽化対策	★・上水道施設の老朽化対策
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		住宅・ライフライン	★・汚水処理施設の整備促進
6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止		行政機能・情報通信	・各組織との連携体制の構築
		国土保全・交通	★・道路整備の推進 ★・除雪体制の強化 ・ヘリコプター発着所の確保 ・公共交通機能の維持
		老朽化対策	★・道路・橋梁・公園等の老朽化対策

目標	リスクシナリオ	施策分野	対応方策（★=重点施策）
目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	行政機能・情報通信	★・重要施設等の防災機能の強化 ★・公共建築物の洪水・浸水及び土砂災害の対策 ★・災害時業務継続体制の構築 ★・消防活動の充実強化 ・救急体制の強化 ・防火対策の推進 ・各組織との連携体制の構築
		住宅・ライフライン	★・上水道施設の耐災害性の向上 ・災害対応時の応急給水体制の整備
		国土保全・交通	★・道路整備の推進 ★・除雪体制の強化 ・ヘリコプター発着所の確保
		老朽化対策	★・公共建築物の老朽化対策 ★・上水道施設の老朽化対策 ★・道路・橋梁・公園等の老朽化対策
目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺	行政機能・情報通信	★・重要施設等の防災機能の強化 ★・公共施設の耐震化
		住宅・ライフライン	★・利用されていない宅地・家屋の有効活用の促進 ★・上水道施設の耐災害性の向上 ★・建築物等の災害対策の推進
		老朽化対策	★・公共建築物の老朽化対策 ★・上水道施設の老朽化対策 ★・道路・橋梁・公園等の老朽化対策
	7-2 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	行政機能・情報通信	★・災害に関する情報の伝達及び収集の体制整備 ★・情報通信及び情報伝達環境の充実
		国土保全・交通	★・農林業基盤の整備 ★・土砂災害対策の推進 ★・河川改修等による治水対策
		老朽化対策	★・河川施設、ダム等の老朽化対策
	7-3 農地・森林等の被害による国土の荒廃	産業	★・農業の経営基盤の強化 ★・林業の経営基盤の強化
		国土保全・交通	★・農林業基盤の整備 ★・適切な管理等による環境の保全 ★・土砂災害対策の推進 ★・河川改修等による治水対策
		老朽化対策	★・河川施設、ダム等の老朽化対策 ★・農林業施設の老朽化対策

目標	リスクシナリオ	施策分野	対応方策（★=重点施策）
目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	国土保全・交通	・災害廃棄物処理対策の推進
		老朽化対策	・ごみ処理施設やし尿処理施設の老朽化対策
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	行政機能・情報通信	・復旧復興に係る事前準備の実施
		保健医療・福祉	★・地域福祉活動の推進
		産業	★・農業の経営基盤の強化 ★・林業の経営基盤の強化 ★・地域経済の活性化 ・雇用対策の充実
		コミュニティ活動・地域資源・移住定住	・ボランティアの活動支援 ★・防災意識の向上 ★・地域防災力の向上 ・地域活動・コミュニティの強化 ★・移住・定住の促進
		人材育成	・地域リーダーの育成 ・豊かな心を育む教育の充実 ★・担い手の確保及び育成
	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	行政機能・情報通信	・庁内データの保全 ・各組織との連携体制の構築
		保健医療・福祉	★・地域福祉活動の推進
		産業	★・農業の経営基盤の強化 ★・林業の経営基盤の強化 ★・地域経済の活性化 ・雇用対策の充実
		コミュニティ活動・地域資源・移住定住	★・防災意識の向上 ★・地域防災力の向上 ・地域活動・コミュニティの強化 ・地域文化の伝承 ・文化財の防災対策
		人材育成	・地域リーダーの育成 ・豊かな心を育む教育の充実 ★・担い手の確保及び育成

3 計画の推進と進捗管理

(1) 推進体制

計画の推進に当たっては、住民、企業、NPO、市町村や県など、地域社会を構成するあらゆる主体が、共に支え合いながら、総力を結集していくという「地域経営」の考え方が重要です。

本計画の内容を広く周知し、理解を深め、町民総参加の取組みとして、本計画に定めた施策を着実に推進していきます。

(2) 計画の進捗管理

・ KPIの設定とPDCAサイクルの徹底

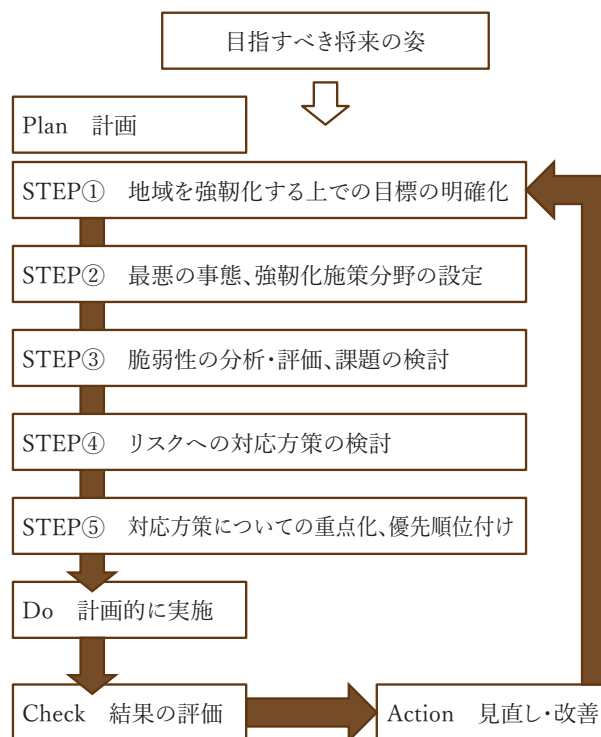
計画の実効性を高めていくためには、今回策定した計画に基づき、施策を着実に実施し、その進捗や成果、課題等の把握・分析を通じて、次に実施する施策を見直していくことが重要です。

本計画においては、PDCA（「計画」⇒「実行」⇒「評価」⇒「改善」）サイクルを確立し、設定したKPIに基づく徹底した進捗管理を行います。

・ KPIの進捗管理

計画の進捗管理に当たっては、マネジメントサイクルを確実に機能させることによって、計画の実効性を高め、その着実な推進を図ります。

具体的には、本計画において設定したKPIについて、年度ごとにその進捗状況や成果、課題等の把握・分析を行い、有識者や住民からの意見等を踏まえ、更に必要な対策の追加や見直しを行い、次年度以降の施策・事業に反映します。



4 計画の見直し

本計画は、本町の強靱化の観点から、様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合性を図ります。



軽米町国土強靱化地域計画

発行／岩手県軽米町
岩手県九戸郡軽米町大字軽米 10-85
TEL 0195 - 46 - 2111
FAX 0195 - 46 - 2335
令和4年3月発行